

第3次宇都宮市スポーツ施設整備計画

令和8年2月

宇都宮市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画における対象施設	2
4 計画の期間	3
5 第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画に計上した整備の取組結果	3
6 第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画の取組結果を踏まえた見直しの方向性	5
第2章 スポーツ施設等を取り巻く現状と課題	6
1 現状と課題の整理	6
2 スポーツ施設等を取り巻く現状	7
(1) 関係計画から見る国・県等の動向(計画型アプローチ)	7
(2) スポーツ活動を取り巻く社会環境の変化(環境型アプローチ)	12
(3) 本市のスポーツ施設の状況とスポーツ施設に要する費用(運用型アプローチ)	24
(4) 他市の状況(比較型アプローチ)	40
(5) 現状のまとめ	48
第3章 基本方針における考え方及び基本方針	52
1. 基本方針における考え方	52
2. 計画の基本方針	52
第4章 施策及び個別事業	54
1 市民のスポーツ活動を支えるための施設整備・管理等における基本的な考え方	54
(1) 公・民スポーツ施設の役割分担	54
(2) スポーツ施設の位置付け	58
ア 体育館	59
イ 野球場・ソフトボール場	60
ウ 競技場・サッカー場	62
エ 庭球場	63
オ プール	65
カ 弓道場・アーチェリー場	66
キ ゲートボール場	67
ク アーバンスポーツ・その他	67
ケ 地域管理施設	68
(3) スポーツ施設のストック最適化に向けた検討手順	69
ア スポーツ施設の分類の手順	69
イ 評価の観点	70

ウ 評価の方法	72
2 施策の構成	74
3 各施策における個別事業	75
3-1 【施策1】新規施設の整備事業	75
(1) 東部総合公園整備事業	75
(2) 北西部地域体育施設整備事業	77
(3) 屋内プール整備事業	77
3-2 【施策2】「維持」施設の修繕・改修	81
(1) 維持施設における修繕・改修の優先化・重点化	81
(2) 個別施設の修繕・改修の推進	82
ア 清原球場(拠点施設)の修繕・保全	82
イ 上河内体育館(準拠点施設)空調設備設置等改修工事	82
3-3 【施策3】「見直し検討」施設の対応	83
(1) 見直し検討施設の方向性	83
(2) 見直し検討施設に対する個別分析	87
(3) その他(施設の機能)の検討	88
3-4 【施策4】効率的・効果的な施設運用の推進	89
(1) 安全・安心なスポーツ環境への対応	89
ア 防犯カメラの設置の推進	89
イ AEDの設置の推進	89
(2) 施設の開場時間の見直し	90
ア 屋外スポーツ施設	90
イ 屋内スポーツ施設	90
(3) DX 化の推進	90
(4) 財源確保策の検討	92
3-5 【施策5】賑わいの創出につながるスポーツ施設整備の推進	94
(1) プロスポーツの支援	94
ア トップリーグに適応できる施設整備の支援	94
イ 賑わい創出に向けた施設整備の支援	94
ウ チームが活動しやすい施設利用の支援	95
(2) 大会開催に適応できる施設整備の検討	95
ア 東部総合公園整備事業(再掲)	96
イ 北西部地域体育施設整備事業(再掲)	96
第5章 計画の推進体制等	97
1 計画の推進体制	97
2 多様な手法を活用したスポーツ環境の確保	97

第1章 計画策定にあたって

1 計画の目的

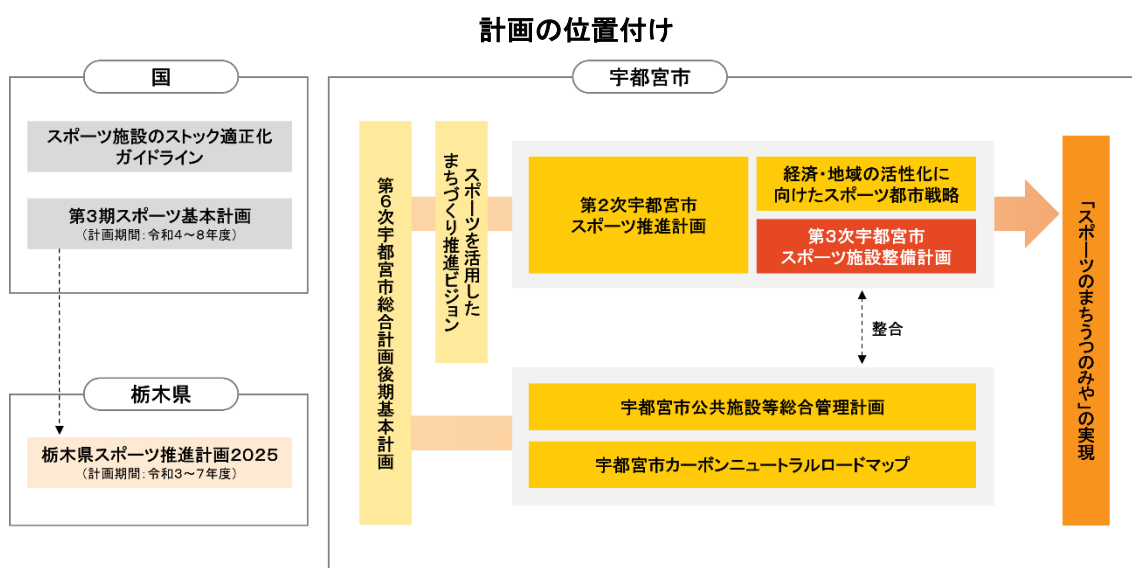
本市では、『宇都宮市スポーツ推進計画』に基づき、スポーツ活動実施率の向上を図るため、平成29年2月に『第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画』を策定し、施設の新設や再整備、予防保全による老朽化施設の長寿命化、改修等に合わせた効果的・効率的な施設の機能向上に取り組んできたところであります。

このような中、少子高齢化や気候変動による猛暑化など、スポーツを取り巻く社会環境や利用者ニーズが変化していることから、生涯スポーツを支える環境の確保や更なる充実が求められる一方、老朽化するスポーツ施設のあり方の検討をはじめ、効果的・効率的な施設の整備や維持管理を一層図る必要があります。

このようなことから、今後のスポーツ施設整備を計画的に推進するため、『第3次宇都宮市スポーツ施設整備計画』を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、『第6次宇都宮市総合計画後期基本計画』の政策の柱「Ⅰ子育て・教育の未来都市」の政策3「誰もが生涯を通じてスポーツを楽しむ社会の実現」を実現するための計画、また、『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』の基本施策のひとつである「市民のつながりの創出に向けたスポーツ活動環境の充実」を実現するための計画として位置付けます。



3 計画における対象施設

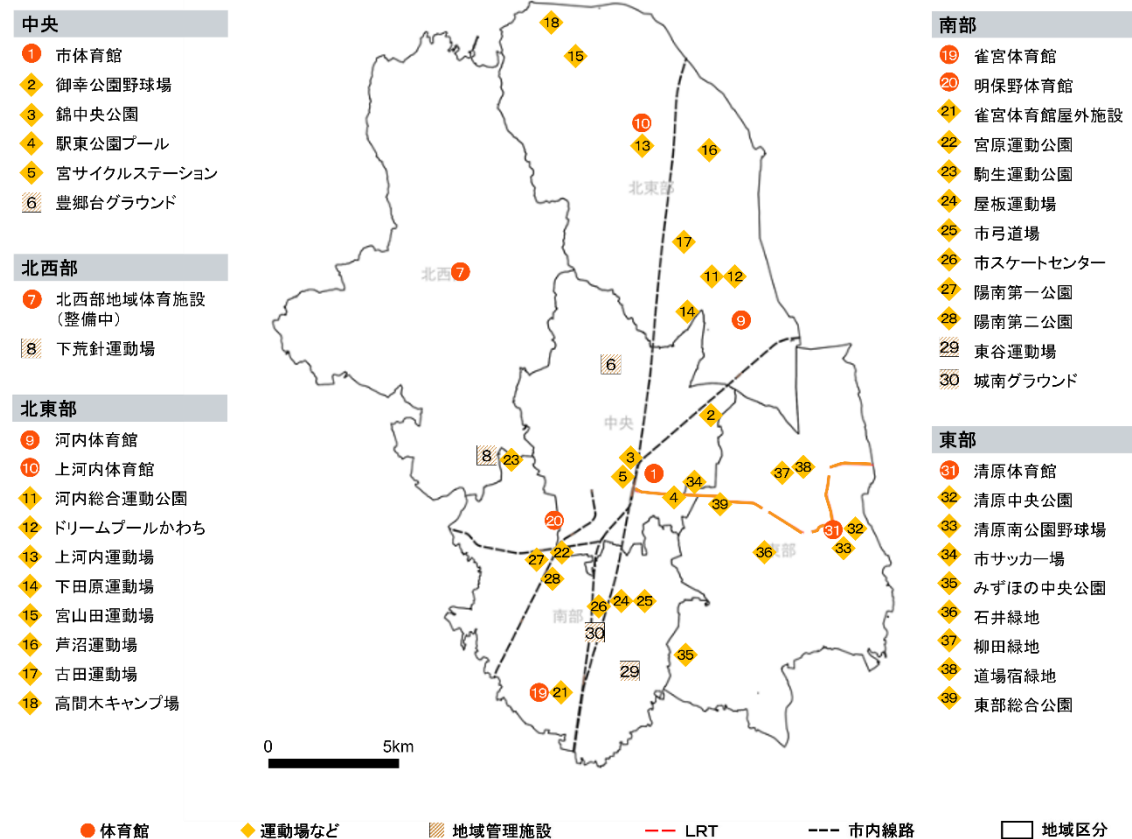
本計画では、整備中の施設も含め、スポーツ施設整備室が所管(予定も含む)する39施設を対象とします。

本市5地域区分における施設

	中央	北西部	北東部	南部	東部
体育館	・市体育館(ブラックスアリーナ宇都宮)	・【整備中】北西部地域体育施設	・河内体育館 ・上河内体育館	・雀宮体育館 ・明保野体育館	・清原体育館
運動場 など	・御幸公園野球場 ・錦中央公園 ・駅東公園プール ・宮サイクルステーション	・【再掲】【整備中】 北西部地域体育施設	・河内総合運動公園 ・河内総合運動公園 屋内プール(ドリーム プールかわち) ・上河内運動場 ・下田原運動場 ・宮山田運動場 ・芦沼運動場 ・古田運動場 ・高間木キャンプ場	・雀宮体育館屋外施設 ・宮原運動公園 ・駒生運動公園 ・屋板運動場 ・市弓道場 ・市スケートセンター ・陽南第一公園 ・陽南第二公園	・清原中央公園 ・清原南公園野球場 ・市サッカー場(栃木 SC宇都宮フィールド) ・みずほの中央公園 ・鬼怒川緑地運動公園 (石井緑地) ・柳田緑地 ・道場宿緑地 ・【新設】東部総合公園 (アークタウン宇都宮)
地域管理 施設	・豊郷台グラウンド	・下荒針運動場	(該当なし)	・東谷運動場 ・城南グラウンド	(該当なし)

- ・地域区分は『第3次宇都宮市都市計画マスタープラン』に基づく。

対象施設の分布



4 計画の期間

令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、必要に応じ、中間年で計画の見直しを行うこととします。

5 第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画に計上した整備の取組結果

『第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画』では、体育館、運動場、プール・その他について、計画の期間内に実施する取組を計上していることから、下表の通り、各施設における取組の結果を整理しました。

体育館：15項目

施設名称	競技施設名称	前期(平成29年度～令和2年度)	結果※2	後期(令和3年度～令和7年度)	結果※2
市体育館※1	主競技場	維持更新整備(デッキ)	○	—	—
市体育館※1	副競技場	吊バスケットゴール改修	×	器具庫改修	×
市体育館※1	トレーニング室	予防保全整備	×	—	—
雀宮体育館※1	主競技場	改修工事(トイレ)	○	—	—
雀宮体育館※1	トレーニング室	空調導入検討	○	—	—
明保野体育館※1	競技場	吊天井改修・改修工事(トイレ)	○	—	—
明保野体育館※1	トレーニング室	空調導入検討	○	—	—
清原体育館※1	メインアリーナ	予防保全整備	○	—	—
清原体育館※1	サブアリーナ	予防保全整備, 吊バスケットゴール改修	○	—	—
上河内体育館※1	競技場	①予防保全整備・耐震改修	○	—	—
		②改修工事(トイレ)	×	—	—
河内体育館※1	競技場	改修工事(トイレ)	○	—	—
北西部地域への 新体育施設整備	体育館・運動広場	適地調査、施設計画・設計等	○	施設整備	○

※1 『第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画』において拠点・準拠点施設に位置付け

※2 ○:計画通り実施, ×:未実施, —:計画無

体育館においては、全15項目の内、73%にあたる11項目は計画通り取り組むことができました。また、『第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画』において拠点・準拠点施設に位置付けた施設に着目すると、施設の重要性が高いことから、13項目の内、69%にあたる9項目に取り組み、概ね計画通りの改修等に取り組むことができました。

運動場：32項目

施設名称	競技施設名称	前期(平成29年度～令和2年度)	結果※2	後期(令和3年度～令和7年度)	結果※2
宮原運動公園※1	野球場	スタンド解体工事	○	改築工事	○
宮原運動公園	庭球場他	—	—	公園再整備工事	○
駒生運動公園	野球場	改築工事、予防保全整備, 機能向上検討	×	—	—
駒生運動公園	トイレ・管理棟	改築等(管理棟)	×	改築工事(倉庫)	×
鬼怒川石井緑地	多目的運動広場	改築等(事務所)	×	—	—
柳田緑地	野球場・サッカー場 ・ソフトボール場	改築等(事務所)	×	グラウンド再整備, 予防保全 整備, 改築工事(倉庫)	×
市サッカー場	サッカー場	—	—	人工芝張替	×
みずほの中央公園	野球場・ ゲートボール場	改修整備(ゲートボール場)	×	改修工事(トイレ)	○

施設名称	競技施設名称	前期(平成29年度～令和2年度)	結果 ※2	後期(令和3年度～令和7年度)	結果 ※2
屋板運動場	庭球場	人工芝張替	○	—	—
屋板運動場	多目的運動広場	予防保全整備(倉庫・トイレ)	○	予防保全整備(事務所)	○
市弓道場	弓道場	あづち更新等	○	あづち更新	×
清原中央公園	庭球場	照明安定器更新	○	—	—
清原中央公園※1	宇都宮清原球場	—	—	予防保全整備	○
清原中央公園	待合室・トイレ	予防保全整備, 改修工事(トイレ)	○	—	—
清原南公園	野球場	—	—	グラウンド再整備	×
陽南第一公園	野球場・ ゲートボール場	—	—	予防保全整備	×
上河内運動場	野球場・庭球場	—	—	人工芝張替(庭球場)	×
宮山田運動場	野球場	—	—	改修工事(トイレ)	×
芦沼運動場	野球場	—	—	改修工事(トイレ)	×
河内総合運動公園	屋内プール	吊天井改修(エントランス)	○	—	—
河内総合運動公園※1	多目的運動広場	—	—	予防保全整備	○
河内総合運動公園	陸上競技場	—	—	予防保全整備	×
下田原運動場	弓道場	改修整備	×	再整備等	×
下田原運動場	野球場・庭球場	—	—	再整備等	×
下田原運動場	プール	—	—	再整備等	×

※1 『第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画』において拠点・準拠点施設に位置付け

※2 ○:計画通り実施, ×:未実施, —:計画無

運動場においては、全32項目の内、41%にあたる13項目は計画通り取り組むことができました。運動場についても、体育館同様、拠点・準拠点施設に位置付けた施設については計画通り実施できましたが、拠点・準拠点施設に位置付けていない施設については、計画通り取り組むことができなかった項目も多くあります。

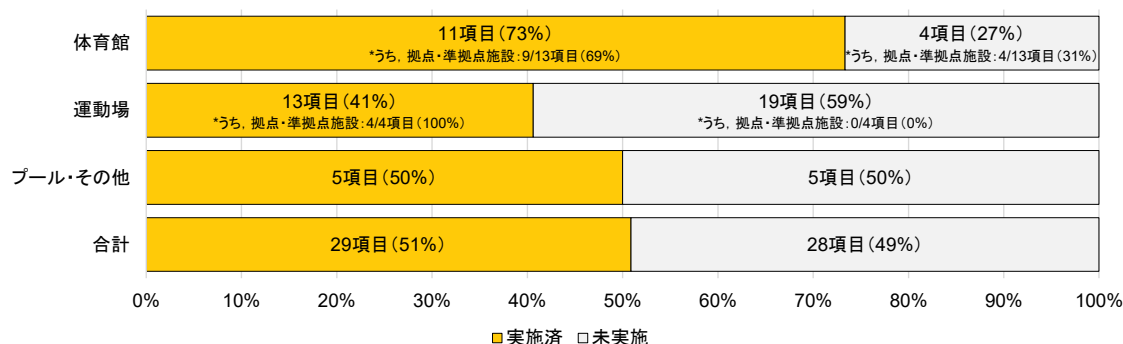
プール・その他:10項目

施設名称	競技施設名称	前期(平成29年度～令和2年度)	結果 ※	後期(令和3年度～令和7年度)	結果 ※
駅東公園	屋外プール	改修工事(トイレ)	○	—	—
陽南プール	プール	—	—	解体工事	×
水上公園	プール	解体工事	○	—	—
市スケートセンター	スケート場	吊天井改修・冷凍機交換	○	—	—
サイクリング ターミナル	宿泊棟・自転車置場	予防保全整備	×	—	—
冒険活動センター	ワーク棟・管理棟	予防保全整備(管理棟)	○	予防保全整備(ワーク棟)	×
冒険活動センター	体育館	—	—	予防保全整備	×
冒険活動センター	宿泊施設	予防保全整備	○	—	—
冒険活動センター	キャンプ場	予防保全整備	×	—	—

※ ○:計画通り実施, ×:未実施, —:計画無

プール・その他においては、全10項目の内、50%にあたる5項目は計画通り取り組むことができました。予防保全整備においては実施できなかった項目もありますが、改修や解体については一定、着実に取り組むことができました。

第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画における整備の取組結果のまとめ



『第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画』に計上した各取組については、計画通り実施できた項目が51%、未実施の項目が49%となりました。

スポーツ施設においては、北西部体育施設整備や宮原運動公園再整備などの「大規模整備事業」をはじめ、利用者の安全・安心を図るための「空調設備設置工事・吊天井改修等工事」や国体などの「大規模大会等への対応に係る整備」(屋板運動場・清原球場・清原中央公園庭球場)等については、一定、計画通りに対応することができました。

一方で、上記以外の「個別の施設の改修や更新」等については、他施設における設備の不具合や故障など、緊急的な改修・修繕を要する事案の発生に伴い、安全性確保の観点から、対応の優先順位を見直す必要が生じたことにより、安全性において問題の無い計画計上の取組については対応を見送りました。

6 第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画の取組結果を踏まえた見直しの方向性

『第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画』の取組結果を踏まえた見直しの方向性を、次の通り整理します。

- 『第3次宇都宮市スポーツ施設整備計画』においても、スポーツ施設の中で重要な役割を担う「拠点・準拠点施設」に係る整備・改修等については、引き続き具体的な取組を計画に計上していく。
- 「拠点・準拠点施設以外」の施設については、今後の施設の方向性を計画に計上していくこととし、具体的な取組については、必要性や適時性を見極めながら個別に対応していく。

第2章 スポーツ施設等を取り巻く現状と課題

1 現状と課題の整理

本計画では、本市のスポーツ施設の置かれている現状について、内部環境及び外部環境の観点から4つの視点に基づき、幅広く捉えることで、現状を的確に把握し、本市が対応すべき課題を整理することにより、具体的な施策・事業を検討し、効果的な計画の策定につなげていきます。

- **視点①「関係計画から見る国・県等の動向(計画型アプローチ)」**
国、栃木県、本市の関連計画に着目し、各計画が目指す方向性等を整理します。
- **視点②「スポーツ活動を取り巻く社会環境の変化(環境型アプローチ)」**
スポーツニーズ、人口動態、気候の変化などの外部要因に着目し、本市スポーツ施設を取り巻く変化の現状を整理します。
- **視点③「本市のスポーツ施設の状況とスポーツ施設に要する費用(運用型アプローチ)」**
本市のスポーツ施設の利用実態やスポーツ施設に要する費用を整理します。
- **視点④「他市の状況(比較型アプローチ)」**
他自治体におけるスポーツ施設の設置の状況や、スポーツ施設の整備に係る取組の現状を整理します。

現状の整理方法



・ AP=アプローチ

2 スポーツ施設等を取り巻く現状

(1)関係計画から見る国・県等の動向(計画型アプローチ)

ア 国の計画

(ア)『第3期スポーツ基本計画』(令和4年3月 スポーツ庁)

【関連ページ番号:19, 26, 27, 30, 31, 39, 45】

『第3期スポーツ基本計画』においては、誰もがスポーツの価値を享受できるよう、「あつまり」、「ともに」スポーツを楽しめる環境を構築し、スポーツを通じた共生社会の実現を図っていくことを重点施策のひとつとして掲げています。また、ストック適正化の下、既存施設の有効活用や誰もがスポーツを行いやすくするユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図るべきとしています。さらに、多様な主体が平等にスポーツを実施できるよう、デジタル技術の活用をはじめ、地域経済の活性化の基盤となるスタジアム・アリーナ施設の支援についても今後の施策目標として位置付けています。

そのほか、部活動の運営主体の学校から地域への移行について、実践研究を行うとともに効果を検証し、情報発信を通じ取組の全国展開を図ることとしています。国は、運動が苦手な生徒や障がいのある生徒も含めて、どの生徒も地域においてスポーツに親しむ機会が確保されるよう、地域におけるスポーツ環境の整備充実を推進することも掲げています。

(イ)『スポーツ施設のストック適正化ガイドライン』(平成30年3月 スポーツ庁)

【関連ページ番号:7, 10, 45, 50】

『スポーツ施設のストック適正化ガイドライン』においては、スポーツ施設の新規整備に取り組む前に、既存施設が最大限活用できているかを検証し、既存施設の運用改善を図ることが重要であるとし、具体的には、十分な質のサービスを提供できているかなどを検証し、将来の人口動態やスポーツの実施状況、スポーツ施設の利用状況等を踏まえた、「適切なスポーツ環境の整備」と「ストック適正化」の必要性や、既存ストックである学校体育施設の活用を積極的に図っていくことが望ましいとしています。また、施設の維持管理の効率化に向けて、予約システム等の施設管理業務のIT化や、スポーツ施設不足の解消に向けて公民館をはじめ、大学や民間のスポーツ施設等の活用も検討していくべきとしています。なお、地域防災計画においてスポーツ施設の多くは避難所等として位置付けられているケースも多く、スポーツの観点とは別に、防災上の位置付けを踏まえた検討の必要性についても言及しています。

イ 栃木県の計画

(ア)『栃木県スポーツ推進計画2025』(令和3年2月)

【関連ページ番号:12, 13】

『栃木県スポーツ推進計画2025』においては、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会や国際大会等で高まりを見せた県民のスポーツに対する関心を捉えながら、スポーツ参画人口の拡大

やスポーツ施設の充実をはじめ、スポーツによる地域活性化により、県民の人生を豊かにすることを目指しています。また、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会に向け整備されたスポーツ施設等(※)の更なる有効活用について検討していく必要があると言及しています。

※国体会場となった本市スポーツ施設：市体育館、清原体育館、明保野体育館、宮原運動公園庭球場、
清原中央公園庭球場、清原球場、屋板運動場

ウ 本市の関連計画

(ア)『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』(令和7年3月)

【関連ページ番号:43, 51, 56, 60】

施策の柱のひとつである「市民のつながりの創出に向けたスポーツ活動環境の充実」に向けて、子どもから高齢者まで、誰もが年間を通じて身近な場所でスポーツに親しめるよう、市民のスポーツニーズや国際的スポーツイベントの誘致を見据えたスポーツ施設整備など、更なるスポーツ活動環境の充実が求められていることから、スポーツ環境の変化や市民ニーズを捉えた施設のあり方を検討し、効果的・効率的な整備・改修を進めていくとともに、今後整備を予定しているスポーツ施設等において、市民がスポーツを通して集まる場の創出に取り組むことを掲げています。加えて、夏季の猛暑などの社会環境の変化や施設の老朽化等に対応するためにも、施設整備の優先順位や整備内容の検討等の必要性を示しています。(基本施策6・7)

また、施策の柱「ライフステージ等に応じたスポーツへの参加機会の確保」の中では、子どものスポーツへの興味・関心の高揚に向け、部活動の地域展開の方策を検討し、子ども達が、「楽しさ」や「喜び」を感じる活動を、様々な選択肢の中から選ぶことができるよう、スポーツ団体や学校を含めた地域全体で取り組むことを掲げています。その他、「高齢者のスポーツ活動の促進」では高齢者が健やかにスポーツライフを楽しむことができるよう、スポーツに参加できる機会の提供や高齢者も行えるスポーツの普及促進などに取り組むことや、「障がい者のスポーツ活動と普及・理解の促進」では、障がいのある方が気軽にスポーツに参加できるよう、スポーツ施設におけるバリアフリー化等の環境整備に取り組むことを掲げています。(基本施策1・3・4)

(イ)『スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン』(令和6年1月)

【関連ページ番号:2, 3】

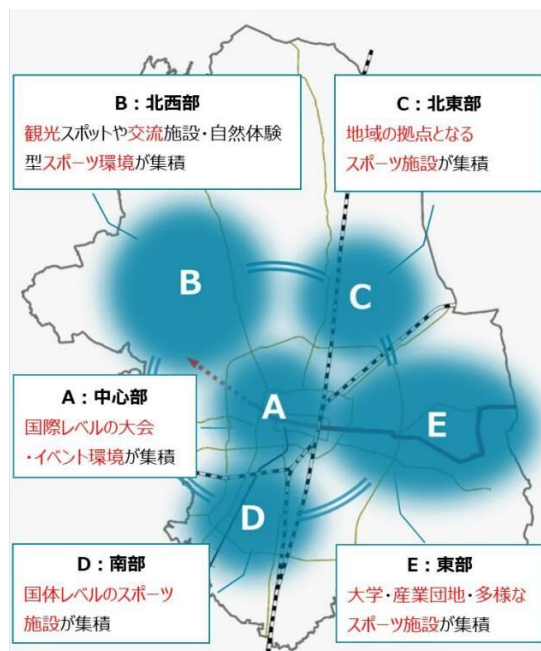
誰もがスポーツを通じて自己実現が図られる「スポーツのまちうつのみや」の確立に向けた取組として、「ひとづくり」の観点では、スポーツ施設の整備や地域スポーツの促進により、全ての市民が身近な地域で気軽にスポーツや健康増進等に取り組める環境を整えることを方向性として示すとともに、「魅力創造・交流」の観点ではエンターテインメント性の高い国際大会や大規模なイベントの開催・誘致を目指しています。

スポーツ振興や健康増進、新産業の創出等に資する公共施設については、配置バランス・規模・機能の適正化や複合化等の推進を示し、圏域毎の特色や強みを活かす観点として、中央・北西部・北東部・南部・東部それぞれの現状と目指す姿を整理しています。特に東部については、ライトライン沿線のスポーツ施設や大学、産業団地等の立地に基づく高いポテンシャルを有している

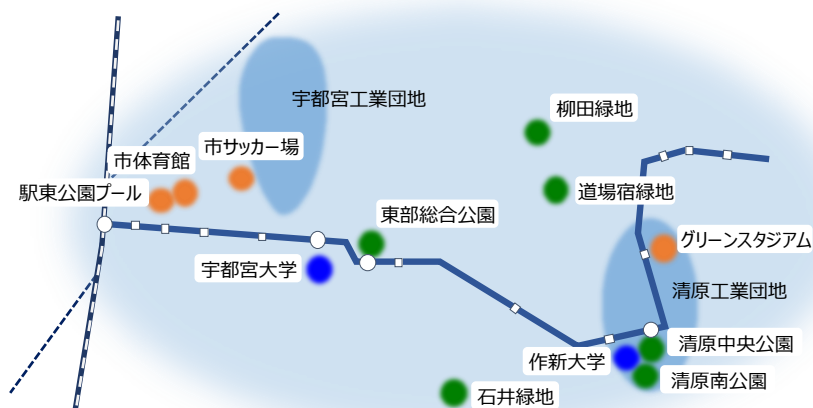
ことから、当該地域を「東部スポーツウェルネスライン」として打ち出し、スポーツと様々な分野を掛け合わせた研究など、産学官連携の取組を強化することを目指しています。

各圏域の特色等

圏域	圏域の特色等
A: 中心部	・ ジャパンカップやFIBA3×3など国際レベルの大会や大型イベントを開催 ・ 街中ならではの「魅せる」スポーツにより、賑わい創出や市街地の活性化等を積極的に展開
B: 北西部	・ 大谷やろまんちっく村、森林公園など、観光スポットや交流施設、自然体験型スポーツ環境が集積 ・ 北西部地域における生涯スポーツの受け皿として、地域体育施設の整備に取り組む
C: 北東部	・ 河内総合運動公園には、ドリームプールかわちなど北東部の拠点となるスポーツ施設が集積 ・ プロサッカーチームも活動、河内総合福祉センターなどの健康増進施設有
D: 南部	・ 栃木県総合運動公園では、栃木県による総合スポーツゾーンの整備促進など、新たな地域の顔となるスポーツ・レクリエーションの拠点として形成。国体レベルのスポーツ施設が集積
E: 東部	・ ライトライン沿線には、複数の大学や産業団地、多様なスポーツ施設等が集積 ・ ライトライン開業により交通利便性が高く、トランジットセンター周辺等で地域特性に応じた拠点の形成が図られるなど、ポテンシャルが高まっている



～東部スポーツウェルネスライン～



(ウ)『宇都宮市経済・地域の活性化に向けたスポーツ都市戦略』(令和4年3月)

【関連ページ番号:3】

スポーツによる本市経済・地域の活性化を強力に推進することを目指し、国際スポーツイベントの魅力を通年で感じられる環境や、アーバンスポーツ及びアウトドアスポーツの体験環境など、本市スポーツ資源のフル活用に向けた環境の整備を進めていくことを掲げています。またプロスポーツチーム(※)の活動を本市経済や地域の活性化につなげるための活動拠点の整備支援など、市民がプロスポーツに触れられる機会を拡大することも求めています。

※ 本市をホームタウンとするプロスポーツチーム: 栃木SC(サッカー), 宇都宮ブレックス(バスケットボール), Astemo宇都宮ブリッツェン(自転車ロードレース), ホンダヒート(ラグビー)

(エ)『宇都宮市公共施設等総合管理計画』(令和3年11月)

【関連ページ番号:26, 27, 35】

本市の人口規模・構造や都市活動に見合った都市の姿として「ネットワーク型コンパクトシティ」(NCC)の形成を見据え、人口減少や市民ニーズの変化を踏まえ、施設の集約化と適正配置を推進することとしています。施設の見直しにあたっては、国・県・近隣市町・民間施設との役割分担を踏まえながら、活用の可能性を検討することも求めています。

また将来需要に応じた施設整備量の適正化の推進を掲げており、施設稼働率の低下などを踏まえた施設運営の効率化を考慮の上、施設規模・機能の適正化、類似機能の統廃合等を検討することも掲げています。さらに、将来にわたり必要なサービスを提供できるよう、大規模改修の必要性や時期、優先順位を見極めた施設の長寿化により、ライフサイクルコストを踏まえた維持管理の推進を目指しています。なお、集約・複合化については、建物単体で考えず、同一施設群内での効果的な更新・整備や施設群を超えた複合化・多機能化による施設間の相乗効果を創り出すことも検討していくべきとしています。

多様化している公共施設等に求められる機能を踏まえ、施設の設置当初の目的や機能に固執することなく、環境変化や市民ニーズに対応しながら、既存施設の統廃合、複合化による整備や、公共施設等の売却・貸付などの財源づくりを含めたマネジメントの推進を図ることも、公共施設マネジメントにおける一要素として位置付けています。

(オ)『宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ』(令和6年6月)

【関連ページ番号:20】

地球温暖化が原因とされる気候変動による影響が市民生活等に被害を及ぼす中、我が国でも2050年までに温室効果ガスの排出量の実質ゼロ(カーボンニュートラル)を実現する方針を打ち出しています。カーボンニュートラル実現に向けたアクションのひとつである「かえる」では、施設の新築・改修や照明機器の更新時にはLED照明を導入し、全施設照明のLED化を目指すとともに、高断熱化や空調等のエネルギー利用設備の高効率化を図っていくことを掲げているほか、「つくる」では、設置可能な施設には再生可能エネルギーを最大限導入し、地域新電力会社からの電力調達と合わせて、市の電力利用におけるカーボンニュートラルを目指していくとしています。

【関係計画から見る国・県等の動向(計画型アプローチ)のまとめ】

本項を通じ、各計画を踏まえた本市の現状について、下表の通り2点で整理することができます。

関係計画から見る国・県等の動向(計画型アプローチ)のまとめ

【現状その1】スポーツ活動環境の充実と施設長寿命化の推進

スポーツ施設は、誰もがスポーツの価値を享受できるよう、スポーツを通じた「あつまり、ともに、つながる」共生社会の実現に貢献していくことが求められています^{ア(ア)}。本市においても、誰もが身近な場所でスポーツに親しむことができ、健康増進等に取り組めるスポーツ活動環境の充実などを目指しています^{ウ(イ)(イ)}。また、エンターテインメント性の高い大会やイベントの開催による「スポーツのまちうつのみや」の魅力創造をはじめ、プロスポーツチームの活躍を実現するための環境整備が期待されています^{ウ(イ)(ウ)}。合わせて、施設の整備においては、高齢者や障がい者がスポーツに参加できるよう、スポーツ施設におけるバリアフリー化等の環境整備に取り組むこと、また利用者の利便性向上を図るため、施設の新築・改修時における高効率な空調設備の導入等に取り組んでいくことが掲げられています^{ウ(ア)}。さらに、太陽光発電などスポーツ施設へ設置可能な再生可能エネルギー設備の導入検討を行うなど、エネルギー自立に向けた基盤強化への取組を推進することが掲げられています^{ウ(オ)}。

関連計画:ア(ア)スポーツ庁『第3期スポーツ基本計画』,ウ(ア)本市『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』,
ウ(イ)本市『スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン』,ウ(ウ)本市『宇都宮市経済・地域の活性化に向けたスポーツ都市戦略』,ウ(オ)本市『宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ』

【現状その2】施設ストック適正化の必要性

国においては、将来の人口動態やスポーツの実施状況等を踏まえた、適切なスポーツ環境の整備とストック適正化を推進しています^{ア(イ)}。また、県においては国体のために整備・改修された施設を県や市町の共有の財産として有効に活用することが目指されています^{イ(ア)}。

また本市では、大規模改修の必要性や時期、優先順位を見極め、ライフサイクルコストの最適化を図るとともに、既存ストックである学校体育施設の活用、同一施設群内での効果的な更新・整備、施設群を超えた複合化・多機能化の検討も求められています^{ウ(エ)}。

関連計画:ア(イ)スポーツ庁『スポーツ施設のストック適正化ガイドライン』,イ(ア)栃木県『栃木県スポーツ推進計画2025』,
ウ(エ)本市『宇都宮市公共施設等総合管理計画』

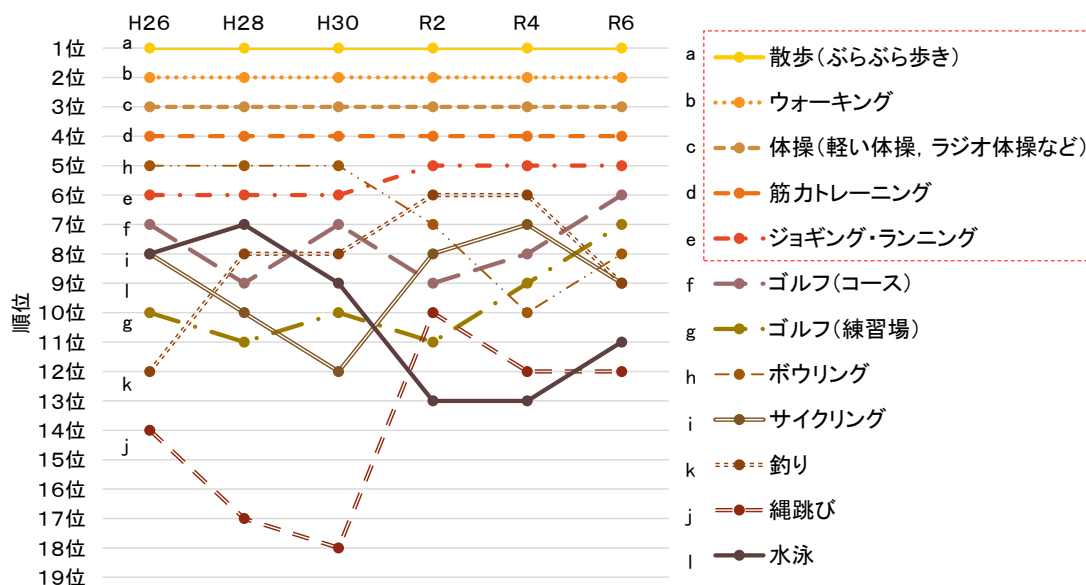
(2) スポーツ活動を取り巻く社会環境の変化(環境型アプローチ)

ア スポーツニーズの変化

(ア) 全国におけるスポーツ実施の動向

全国で成人が年1回以上実施している種目別のスポーツ実施率について、全種目横断的かつ経年的に見ると、過去約10年において、ウォーキングや筋力トレーニングなど、場所を問わず個人で実施が可能なスポーツについては、上位傾向が継続している状況にあります。

【全国】過去10年に年1回以上実施されている種目別のスポーツ実施率順位(全種目)



・過去10年間に於いてトップ10位に含まれるスポーツ種目を基準に整理

出典: 笹川スポーツ財団『スポーツライフ・データ2024』, 『スポーツライフ・データ2022』, 『スポーツライフ・データ2020』, 『スポーツライフ・データ2018』, 『スポーツライフ・データ2016』, 『スポーツライフ・データ2014』

また、過去10年に年1回以上実施されている団体競技の種目別ランキングのうち、本市スポーツ施設において実施できる団体競技について見ると、下表の通り上位5種目は、バドミントン、サッカー、野球、硬式テニス、ソフトボールとなっており、実施率はバドミントンの上位傾向が続いていることが分かります。

一方で、ゲートボールについては、競技実施率が0.1%～0.4%と低水準で推移をしており、実施率が際立って低いスポーツ種目であると言えます。

【全国】過去10年に年1回以上実施されている団体競技の種目別ランキングのうち、
本市スポーツ施設において実施できる団体競技(順位及び実施率)

	平成26年度 (全137種目)	平成28年度 (全85種目)	平成30年度 (全85種目)	令和2年度 (全92種目)	令和4年度 (全86種目)	令和6年度 (全86種目)
バドミントン	16位 5.3%	14位(↑) 5.5%	16位(↓) 5.2%	15位(↑) 5.1%	14位(↑) 4.8%	14位(→) 4.5%
サッカー	21位 4.0%	20位(↑) 3.6%	17位(↑) 4.7%	20位(↓) 3.9%	20位(→) 3.4%	17位(↑) 3.9%
野球	18位 4.6%	22位(↓) 3.3%	20位(↑) 3.8%	22位(↓) 3.2%	23位(↓) 2.8%	22位(↑) 3.0%
硬式テニス	26位 3.0%	21位(↑) 3.4%	26位(↓) 2.7%	24位(↑) 2.3%	24位(→) 2.7%	25位(↓) 2.4%
ソフトボール	25位 3.0%	27位(↓) 2.4%	25位(↑) 2.8%	32位(↓) 1.5%	34位(↓) 0.9%	29位(↑) 1.6%
ゲートボール	58位 0.2%	66位(↓) 0.1%	61位(↑) 0.1%	48位(↑) 0.4%	52位(↓) 0.3%	49位(↑) 0.4%

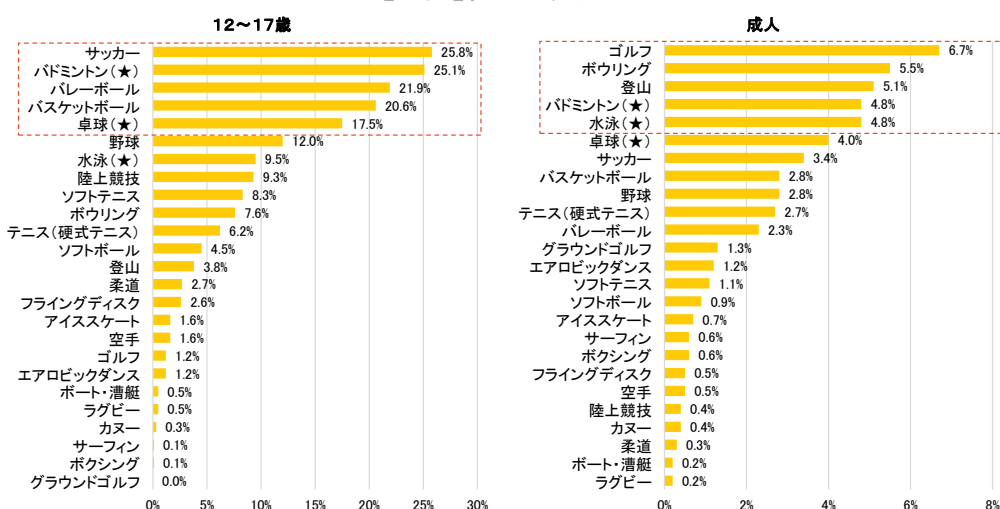
・表中の年度下段の全種目数は実施率0.0%の種目を除外

出典: 笹川スポーツ財団『スポーツライフ・データ2024』、『スポーツライフ・データ2022』、『スポーツライフ・データ2020』、『スポーツライフ・データ2018』、『スポーツライフ・データ2016』、『スポーツライフ・データ2014』

次に、スポーツ種目の実施率を若者(12～17歳)と成人に分けて見ると、若者においては、学校の部活動でも盛んな種目であるサッカー(25.8%)やバドミントン(25.1%)、バレーボール(21.9%)、バスケットボール(20.6%)、卓球(17.5%)などが高い実施率となっています。一方、成人では、ゴルフ(6.7%)やボウリング(5.5%)、登山(5.1%)、バドミントン(4.8%)、水泳(4.8%)、卓球(4.0%)などの実施率が高い割合を占めています。

今後、少子高齢化が進む中、幅広い世代に共通して利用ニーズが高い、バドミントンや卓球、水泳(★)など、屋内で実施する種目に着目したスポーツ環境の整備が必要になると考えられます。

【全国】種目別実施率



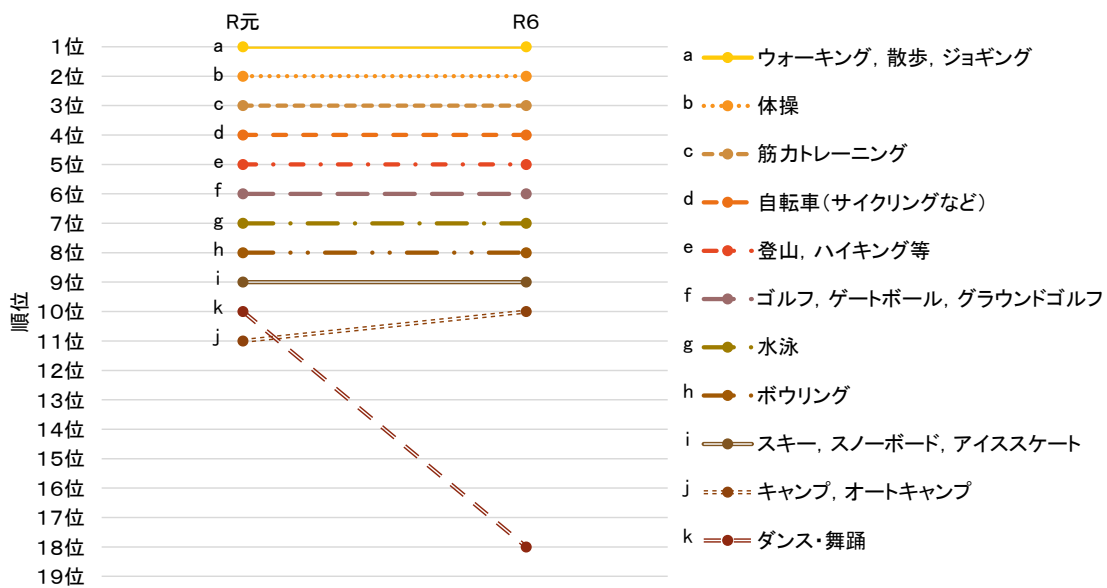
・枠囲みをしている種目は若者(12～17歳)と成人それぞれのトップ5の種目

出典: 笹川スポーツ財団『スポーツ白書2023』

(イ) 本市におけるスポーツ実施の動向

本市において年1回以上実施されている種目別のスポーツ実施率については、全国の傾向と同様に、ウォーキングや散歩、ジョギング、体操、筋力トレーニングなど、場所を問わず個人で実施が可能なスポーツについて、上位傾向が継続している状況にあります。市のスポーツ施設に関連する種目としては、水泳が7位に位置しており、実施率は継続的に高い状況です。

【本市】年1回以上実施されている種目別のスポーツ実施率順位(全種目)



・令和6年時点でトップ10位のスポーツ種目を基準に整理

出典:『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』(令和7年3月),『スポーツに関する市民意識調査集計結果』(令和元年)

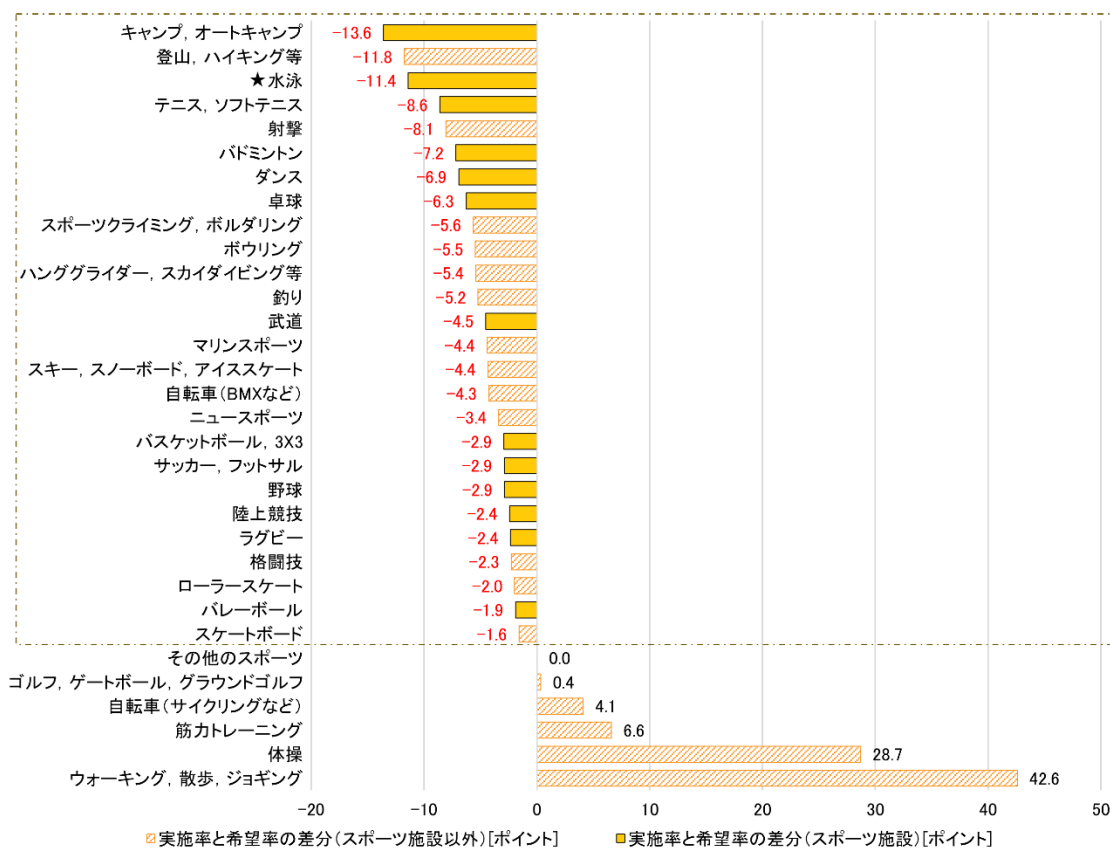
次に、市民の「実施したスポーツ(実施率)」及び「実施したいスポーツ(希望率)」を比較した結果、実施率が希望率に達していない種目が33種目中26種目あることから、ニーズはありながらも、市民が実施できていないスポーツが存在していることが分かります。市のスポーツ施設に関連する種目のうち、利用条件の観点から民間施設での代替が難しい種目※に着目してみると、水泳は実施した割合と実施したい割合の差がマイナス11.4ポイント(★)という結果になっており、市民のニーズは高いが実施されていないスポーツとなっています。

また、水泳を実施したいと回答した者は、全回答者のうち女性が56%、男性が44%となっており、いずれの性別においてもニーズがあり、特に女性については50代、40代、60代の順に希望率が高く、男性は50代、70代、30代・40代(同率)で希望率が高い状況となっています。

※ 民間施設においては月や年会費の支払いによる会員制を主としており、市のスポーツ施設のように利用時の都度払いの利用が難しい種目のこと

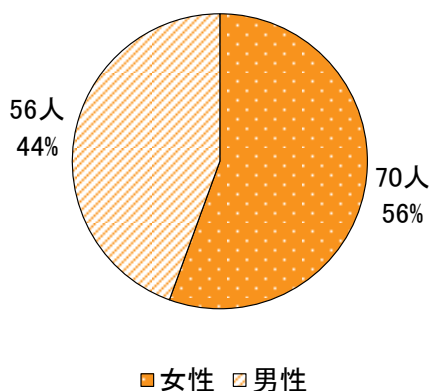
例)キャンプ場は民間施設においても利用時の都度払いが可能であるが、水泳は民間施設においては会員制を採用しているケースが比較的多い

【本市】直近1年で実施したスポーツ(実施率)と実施したいスポーツ(希望率)の差
(令和6年度, ポイント)



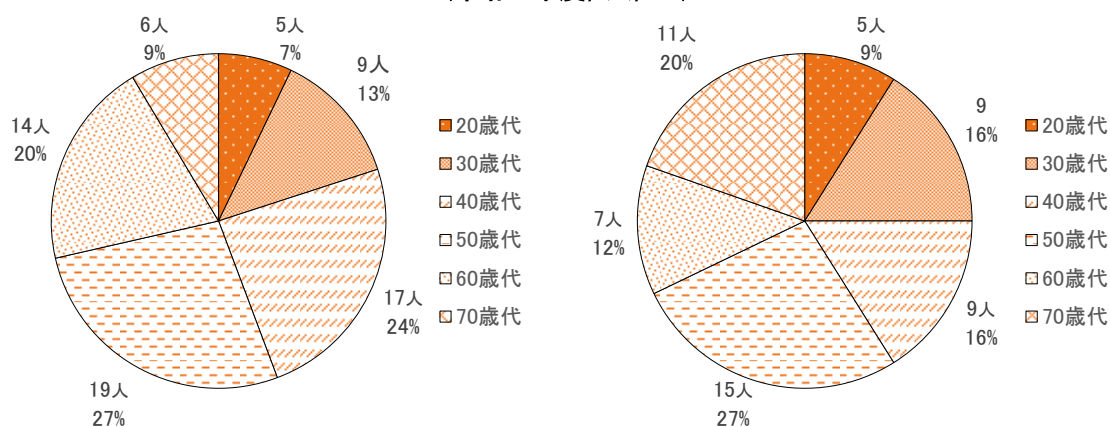
- グラフの種目は, アンケート調査の中で選択肢としていた種目
 - 枠囲みをしている種目は, 市民が実施したいと思っているが, 実施できていないスポーツ
- 出典:『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』(令和7年3月)

【本市】実施したいスポーツとして「水泳」と回答した者の性別比率(令和6年度, 人, %)



出典:『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』(令和7年3月)

【本市】実施したいスポーツとして「水泳」と回答した者の年代別比率(左:女性, 右:男性)
(令和6年度, 人, %)



出典:『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』(令和7年3月)

次に、スポーツに関する市民意識に関するアンケート調査結果のうち、「公共スポーツ施設への要望」について見ると、平成23年度から令和6年度にかけて、「利用料金の値下げ」や「利用手続きの簡素化」、「施設の設備や用具の充実」について、高い要望が継続している状況にあります。また、令和元年度から6年度にかけて特に要望の高まりがあったのは21ポイント増の「利用料金の値下げ」に続き、6.9ポイント増の「利用時間の延長」があり、本市スポーツ施設の運営改善を期待する声が多いことが分かります。

【本市】公共スポーツ施設への要望の推移

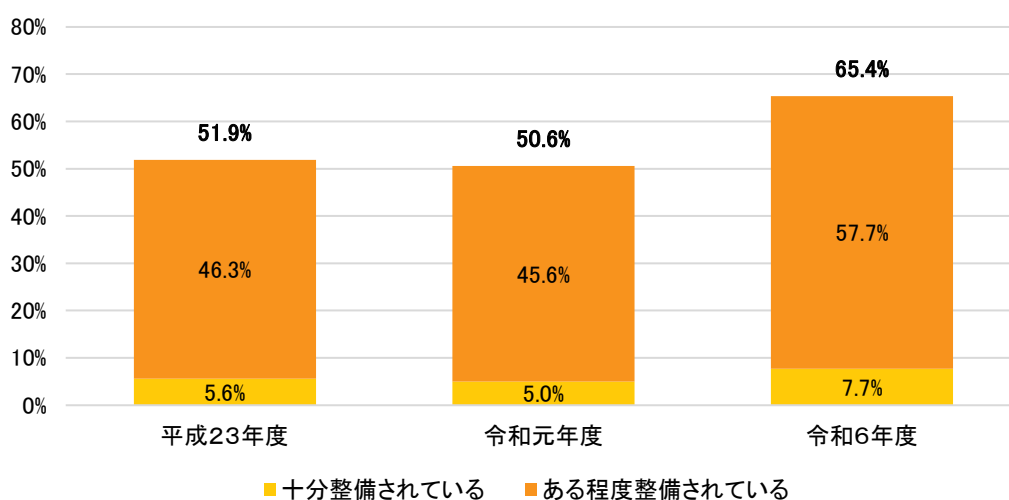
回答項目	平成23年度調査	令和1年度調査	令和6年度調査	令和1年度・6年度 ポイント比較
利用料金の値下げ	18.0%	25.1%	46.7%	21.6
利用手続きの簡素化	19.5%	28.5%	35.2%	6.7
設備・用具の充実	12.1%	21.0%	27.6%	6.6
特にない	11.2%	29.2%	18.1%	-11.1
駐車場を広くしてほしい	10.3%	15.0%	15.2%	0.2
利用時間を延ばしてほしい	9.3%	8.3%	15.2%	6.9
交通の利便性をよくしてほしい	6.7%	10.3%	10.5%	0.2
施設を大きく・広くしてほしい	5.4%	9.5%	10.5%	1.0
その他	3.3%	4.4%	6.7%	2.3
付帯設備を整備してほしい	4.1%	4.5%	4.8%	0.3

出典:『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』(令和7年3月), 『スポーツに関する市民意識調査集計結果』, 『平成23年度スポーツに関する市民意識調査結果について』

次に、本市の公共スポーツ施設数に関するアンケート調査結果のうち、「公共スポーツ施設数満足度」では、平成23年度から令和元年度にかけて回答者の約50%がスポーツ施設の整備状況に満足している横ばい傾向が続き、令和6年度においては同回答が65.4%と向上しました。

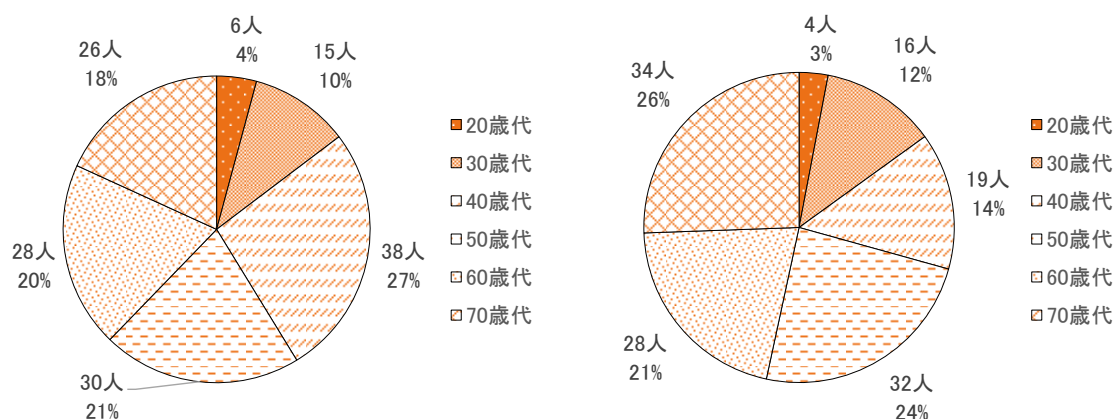
また、公共スポーツ施設数満足度において「十分整備されている」又は「ある程度整備されている」と回答した属性を分析すると、男女共に40代以上が全体の8割強を占めており、20代～30代は満足度が低い状況にあることが分かります。

【本市】公共スポーツ施設数満足度



出典:『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』(令和7年3月),『スポーツに関する市民意識調査集計結果』,『平成23年度スポーツに関する市民意識調査結果について』

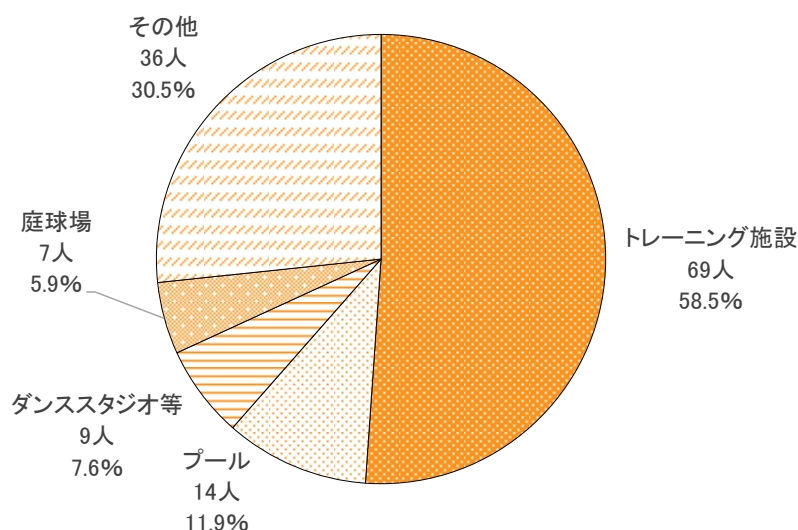
【本市】公共スポーツ施設数満足度において「十分整備されている」又は「ある程度整備されている」と回答した性別毎の年代比率(左:女性, 右:男性)(令和6年度, 人, %)



出典:『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』(令和7年3月)

また、同アンケート調査結果のうち、「利用した民間スポーツ施設」については、回答者の半数を超える58.5%がトレーニング施設を利用しており、次いでプール(11.9%)、ダンススタジオ等(7.6%)、テニスコート(5.9%)という状況になっています。

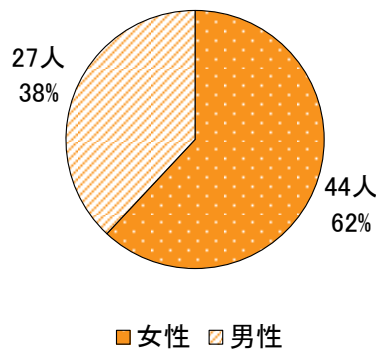
【本市】利用した民間スポーツ施設(令和6年度, 人, %)



出典:『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』(令和7年3月)

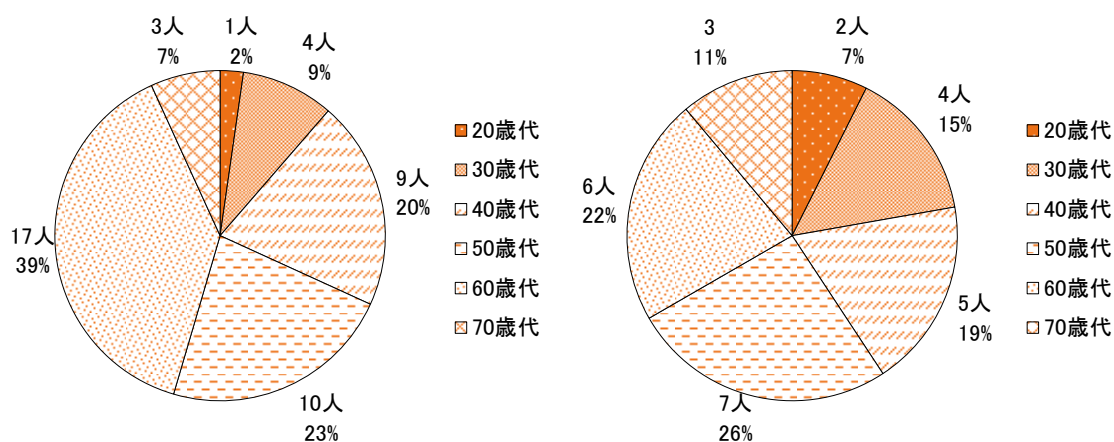
また、民間スポーツ施設で「トレーニング施設」を利用している全回答者のうち、女性は62%、男性は38%となっており、女性ニーズが相対的に高い状況にあります。女性のうち、中でも60代が約4割を占めており、次いで50代、40代がそれぞれ約2割となっています。男性においても40代～60代の比率が高い一方、30代及び70代の比率も女性と比べ高く、幅広い世代が民間トレーニング施設を利用している状況にあることが分かります。

【本市】民間スポーツ施設で「トレーニング施設」を利用している回答者の性別比率
(令和6年度, 人, %)



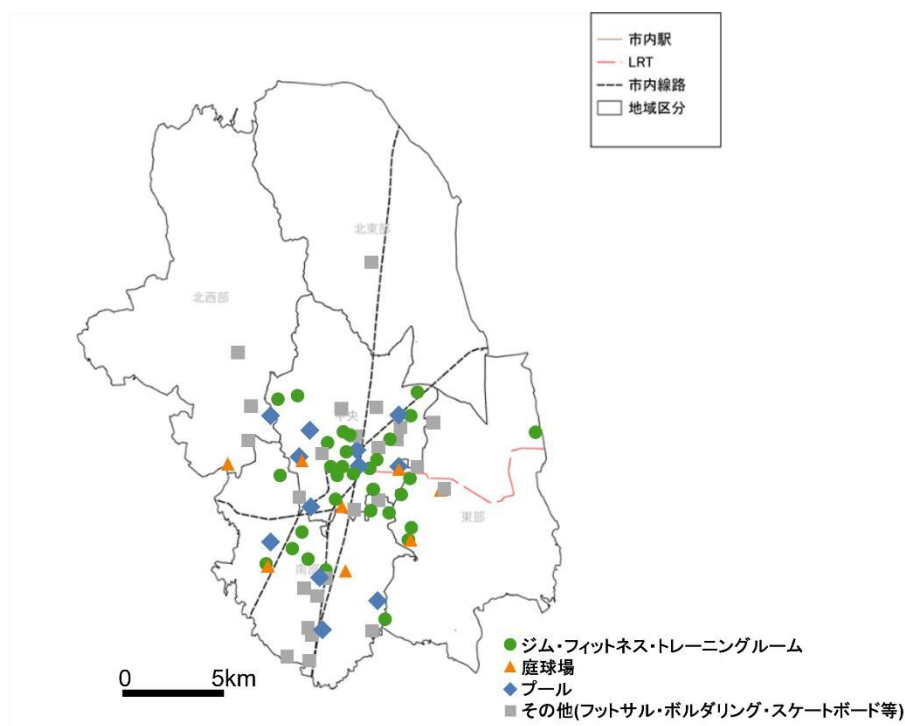
出典:『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』(令和7年3月)

【本市】民間スポーツ施設で「トレーニング施設」を利用している回答者の年代別比率
(左:女性, 右:男性)(令和6年度, 人, %)



出典:『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』(令和7年3月)

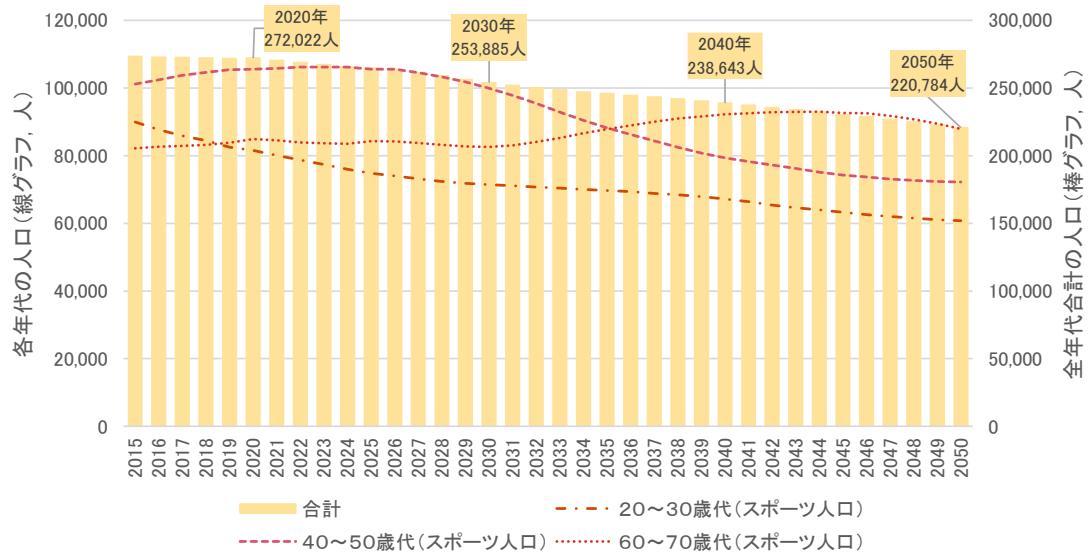
本市における民間スポーツ施設の分布状況



(ウ) 本市における将来のスポーツ人口の動向等

本市の将来人口推計を踏まえると、20代から30代のスポーツ人口は既に減少が始まっており、40代から50代も今後減少していくことが見込まれ、一方、60代から70代は今後、2044年まで増加することが想定されます。

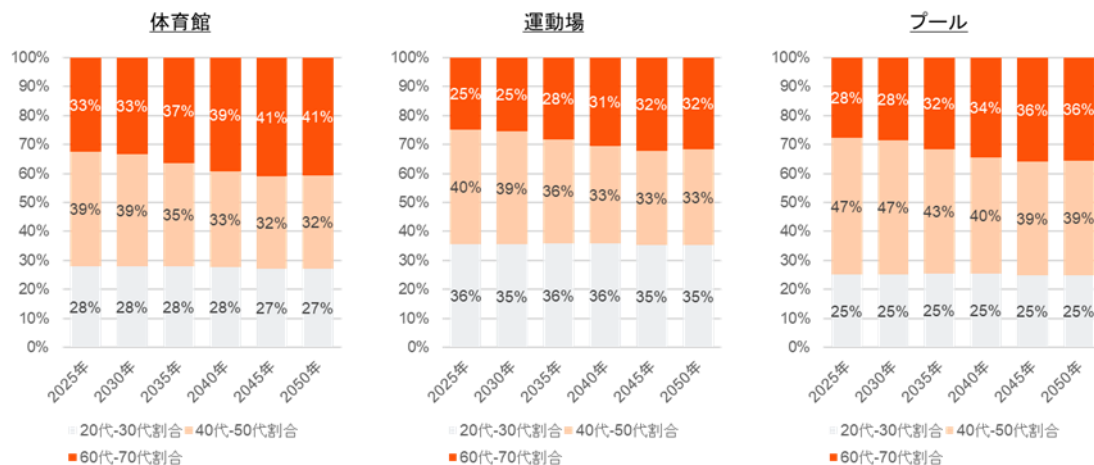
本市スポーツ人口の想定推移(人)



出典:宇都宮市『令和5年7月推計データ(趨勢型)』, 笹川スポーツ財団『スポーツライフ・データ2024』のデータを用いて試算

さらに、本市の年代別人口減少率及び全国の平均的な施設別利用率(笹川スポーツ財団『スポーツライフ・データ2024』調査結果)のデータを用いて、施設別の経年的な利用者属性別の割合を推計すると、体育館、運動場、プールともに、60代から70代の割合が増加すると想定されます。特に体育館、プールについては、利用者の約4割が60代から70代となることが想定されるため、利用者の年齢構成に配慮したハード・ソフトの対策が必要になると考えられます。

体育館・運動場・プールの利用者属性別の割合の推計



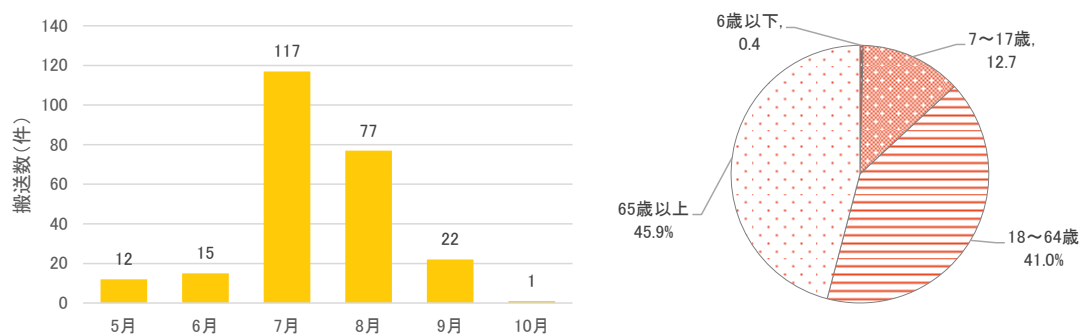
出典:宇都宮市『令和5年7月推計データ(趨勢型)』, 笹川スポーツ財団『スポーツライフ・データ2024』のデータを用いて試算

イ 自然環境の変化

(ア) 猛暑による影響

本市において、令和6年の猛暑・高温による熱中症関連救急搬送者数は、7～8月に搬送数が集中しており、特に、65歳以上の高齢者の割合が約半数となっています。

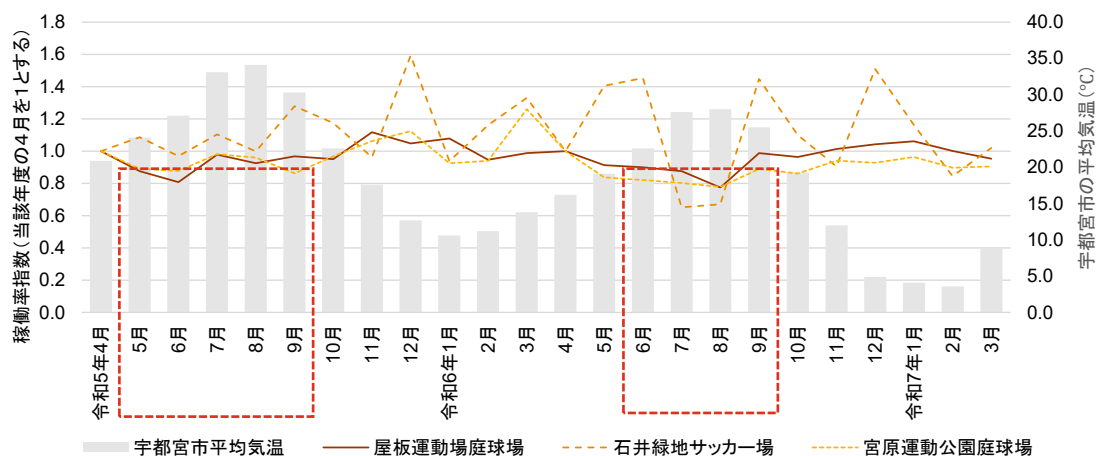
【本市】令和6年度の熱中症(疑いを含む)の月別救急搬送数(左)及び年齢別割合(右)



出典:宇都宮市ホームページ「熱中症に注意しましょう」

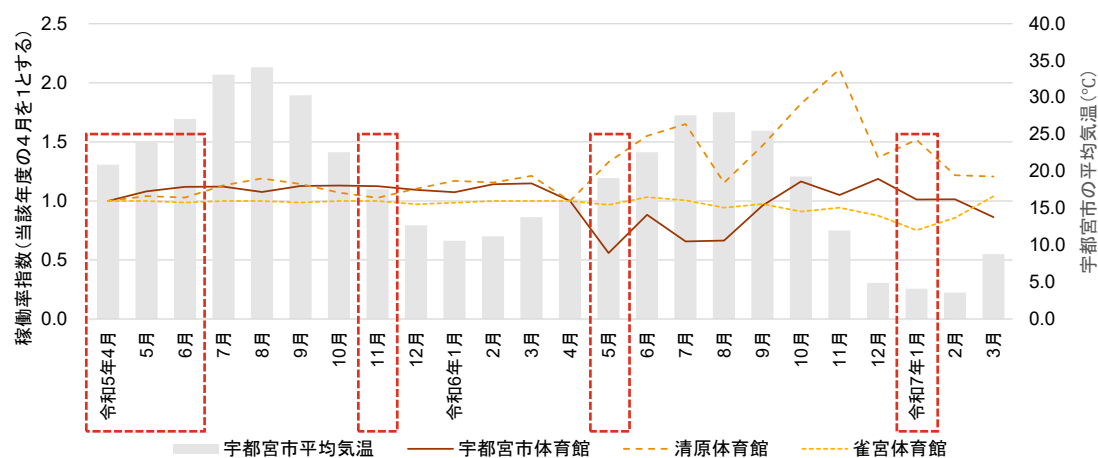
また各施設の令和6年4月の稼働率を1とおき、月別の稼働率比率を算出すると、屋外施設は猛暑が頻発する夏季シーズンにおいて稼働率が低下する傾向が読み取れます。一方で屋内施設について見ると、清原体育館では令和5年4月・5月・6月・11月、宇都宮市体育館では令和6年5月、雀宮体育館では令和7年1月が最低稼働率となっており、稼働率と猛暑の相関関係が見られない状況です。屋外施設は夏季において稼働率が低下する反面、屋内施設は夏季の暑い時期でも影響を受けにくく、屋外に比べて夏季の稼働率の減少幅が低いことが分かります。

本市の気温推移と屋外施設の利用状況(稼働率指数)



- ・ 枠で囲っている月は、稼働率が相対的に低くなる月

本市の気温推移と屋内施設の利用状況（稼働率指数）

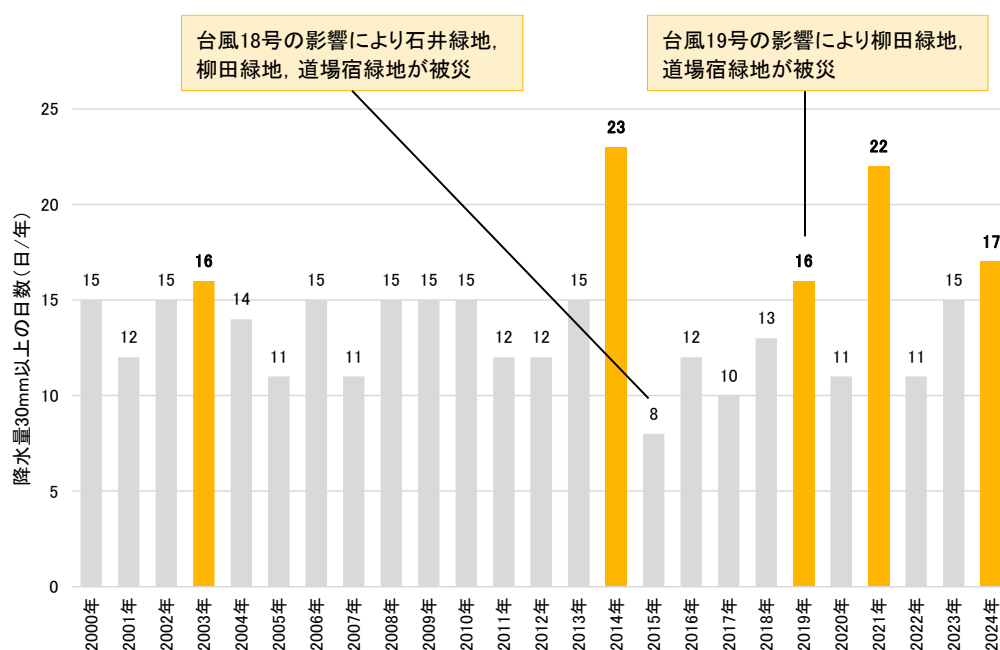


- ・ 枠で囲っている月は、稼働率が相対的に低くなる月

(イ) 水害による影響

令和元年の水害による影響について、栃木県は台風19号の影響から年間水害被害額2,610億円と、全国で2番目に水害被害額が高い記録となりました。本市においても降水量30mmを超える年間日数が16日以上となるケースも見られ、台風による浸水被害は、特に河川の近くで発生しているため、緑地内にあるスポーツ施設の安全対策のニーズが高まっています。本市においても台風19号の際には、記録的な豪雨により、柳田緑地及び道場宿緑地で冠水する被害が発生し、復旧工事に多額の費用を要しました。

平成12年以降における宇都宮市における降水量30mmを超える年間日数(日)



出典:気象庁『過去のデータ・ダウンロード』(選択地点「宇都宮」、選択項目「日降水量30mm以上の日数(月)」)

本市における水害に伴う被害復旧額

平成27年度台風18号に伴う被害復旧額	令和元年台風19号に伴う被害復旧額
・石井緑地 16,578 千円(工事費) ・柳田緑地 52,942 千円(工事費) ・道場宿緑地 43,226 千円(工事費) ・柳田, 道場宿※ 22,442 千円(工事費) ・工事設計委託料 8,748 千円	・柳田緑地 297,964 千円(工事費) ・道場宿緑地 18,137 千円(工事費) ・工事設計委託料 26,070 千円
合計金額: 143,936 千円	合計金額: 342,171 千円

【スポーツ活動を取り巻く社会環境の変化(環境型アプローチ)のまとめ】

本項を通じ、社会環境の変化について、下表の通り2点で整理することができます。

スポーツ活動を取り巻く社会環境の変化(環境型アプローチ)のまとめ

【現状その1】個人スポーツ競技の継続的な人気とスポーツ人口の変化

全国的には、ウォーキングや筋力トレーニングといった個人で実施可能なスポーツの実施率が継続的に上位にあり、団体競技はこれに追随する形でバドミントンや野球などが続く一方、ゲートボールは実施率が特に低い状況です。市民アンケートでは、民間スポーツとしてトレーニング施設を多く利用していることが分かっており、近年のスポーツニーズに応えるためには、公共スポーツ施設だけではなく、民間スポーツ施設などと連携して、身近な場所でスポーツが実施できる環境を整えていくことの重要性が浮き彫りになりました。

また、全市的には、今後少子高齢化・人口減少が進み、スポーツ人口も60代から70代の占める割合が増加すると予想されます。そのため、高齢者層を含む幅広い世代が実施できるバドミントンや卓球、プールなど実施率の高い競技施設とゲートボールなど実施率の低い競技施設の双方の観点を踏まえた効果的な施設再編が必要な状況です。

【現状その2】気候変動の影響によるスポーツ施設利用の制約

猛暑日の増加に伴い、屋外施設の夏季の稼働率は低くなる傾向があります。熱中症関連救急搬送者数が増える中、約半数は高齢者となっており、今後スポーツ施設利用率が高まる同世代を念頭に置いた環境整備が重要となります。市民アンケートでは、「利用時間の延長」に対する要望も多く、早朝深夜の開放などの市民ニーズに合わせた対応策を検討していくことが有効です。

また、栃木県は水害被害額が全国上位に位置する年などもあり、本市においては平成27年や令和元年には台風によるスポーツ施設(緑地)への被害の甚大化が生じていることから、スポーツ施設における安全対策への更なる取組も必要となります。

(3)本市のスポーツ施設の状況とスポーツ施設に要する費用(運用型アプローチ)

ア 本市スポーツ施設の状況

本市スポーツ施設の状況については、スポーツ庁の『スポーツ施設のストック適正化ガイドライン』において整理されている施設の現況評価の観点に基づき、「施設分布・人口カバー率」、「経済性」、「利用状況」、「安全性」の観点から整理を行いました。

本市5地域の区分

中央	北西部	北東部	南部	東部
本庁, 宝木, 豊郷	篠井, 富屋, 城山, 国本	上河内, 河内	姿川, 陽南, 横川, 雀宮	清原, 平石, 瑞穂野

- 地域区分は『第3次宇都宮市都市計画マスタープラン』に基づく。

本市5地域区分における施設

	中央	北西部	北東部	南部	東部
体育館	・市体育館(ブレックスアリーナ宇都宮)	・【整備中】北西部地域体育施設	・河内体育館 ・上河内体育館	・雀宮体育館 ・明保野体育館	・清原体育館
運動場 など	・御幸公園野球場 ・錦中央公園 ・駅東公園プール ・宮サイクルステーション	・【再掲】【整備中】 北西部地域体育施設	・河内総合運動公園 ・河内総合運動公園 屋内プール(ドリーム プールかわち) ・上河内運動場 ・下田原運動場 ・宮山田運動場 ・芦沼運動場 ・古田運動場 ・高間木キャンプ場	・雀宮体育館屋外施設 ・宮原運動公園 ・駒生運動公園 ・屋板運動場 ・市弓道場 ・市スケートセンター ・陽南第一公園 ・陽南第二公園	・清原中央公園 ・清原南公園野球場 ・市サッカー場(栃木 SC 宇都宮フィールド) ・みずほの中央公園 ・鬼怒川緑地運動公園 (石井緑地) ・柳田緑地 ・道場宿緑地 ・【新設】東部総合公園 (アークトアウン宇都宮)
地域管理 施設	・豊郷台グラウンド	・下荒針運動場	(該当なし)	・東谷運動場 ・城南グラウンド	(該当なし)

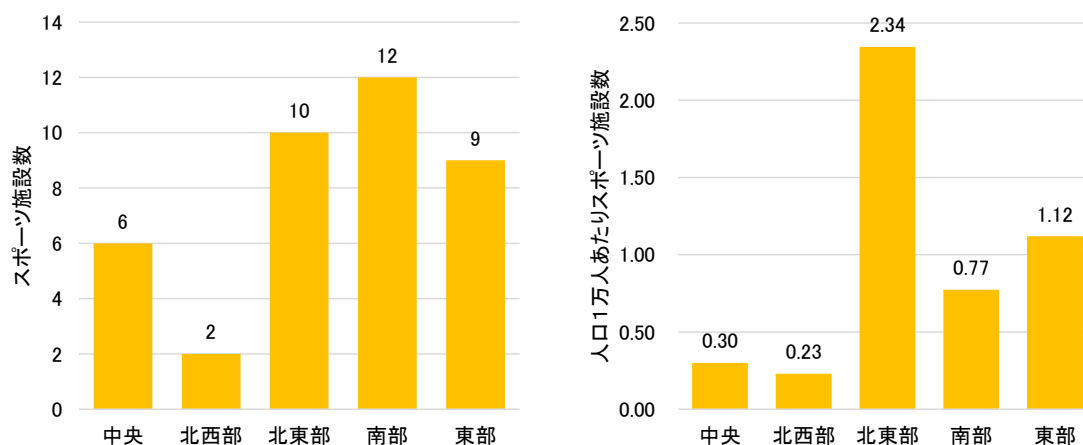
(ア) 施設分布・人口カバー率

本項では5地域別の施設数, 5地域別の単位人口(1万人)あたりの施設数を算出することで, 各地域の施設ボリュームを分析しました。概ねいずれの地域においても体育館, 野球場・ソフトボール場, 庭球場などの競技施設は整備されているものの, プール施設については現状, 中央及び北東部でしか提供されておらず, 分布に偏りが生じている状況です。

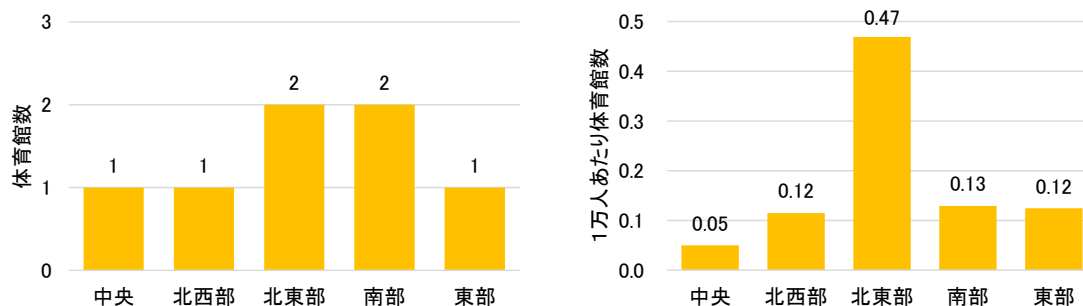
体育館, 野球場・ソフトボール場, 庭球場, プールの種目ごとに, 各施設の誘致圏を半径4km及び6kmで設定(※)し, 人口をカバーする範囲を図式化したところ, カバー率マップにおいても, プールの分布に偏りがあることが顕著となっています。

※誘致圏の距離は, 中学校区等の圏域とされる2次生活圏をベースとしています。

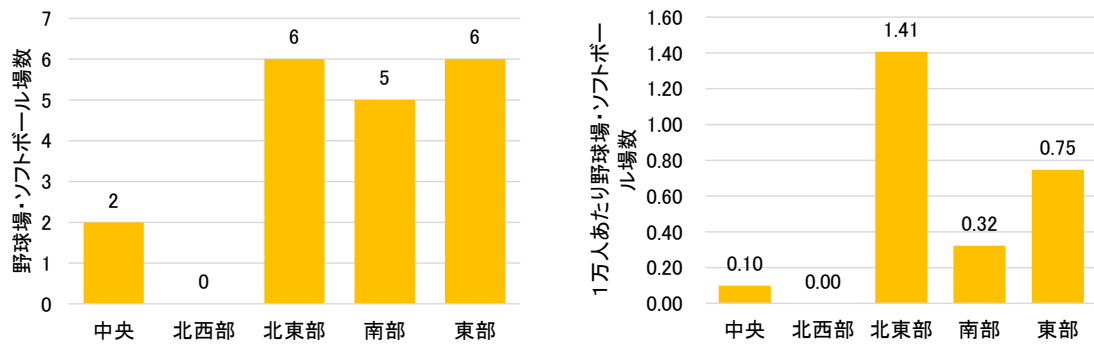
地域別のスポーツ施設数(左), 地域別人口1万人あたりのスポーツ施設数(右)



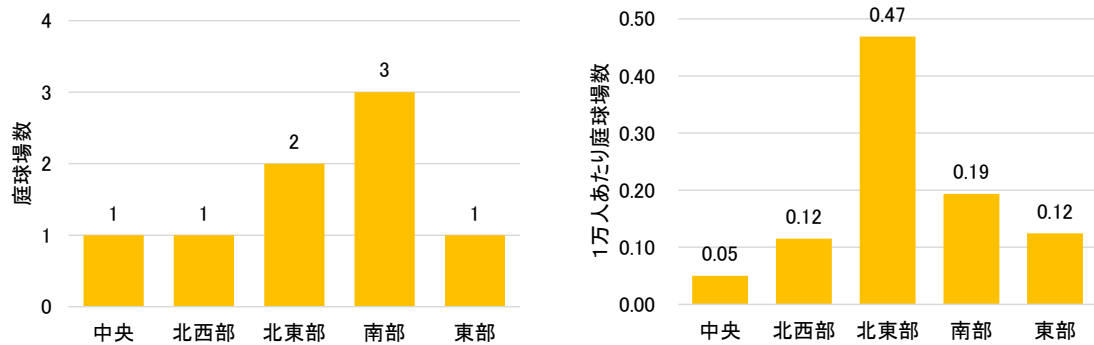
地域別の体育館数(左), 地域別人口1万人あたりの体育館数(右)



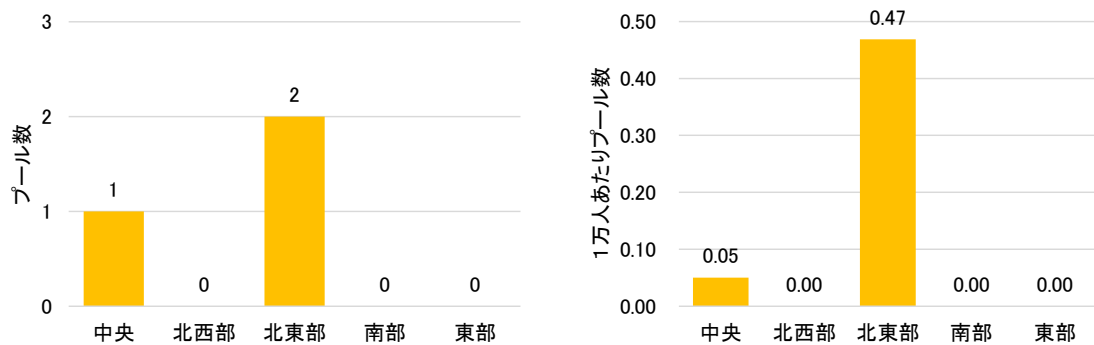
地域別の野球場・ソフトボール場数(左),
地域別人口1万人あたりの野球場・ソフトボール場数(右)



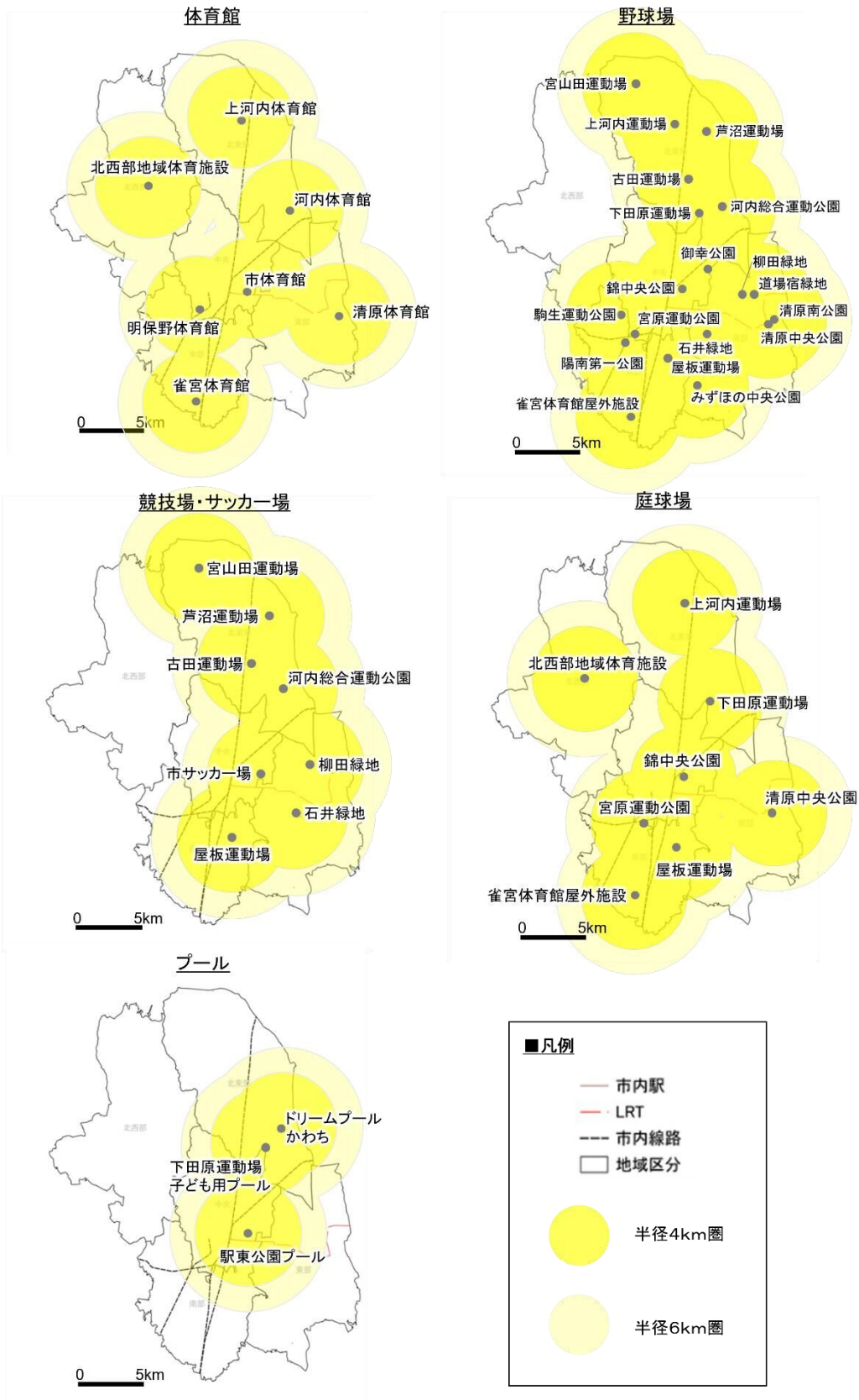
地域別の庭球場数(左), 地域別人口1万人あたりの庭球場数(右)



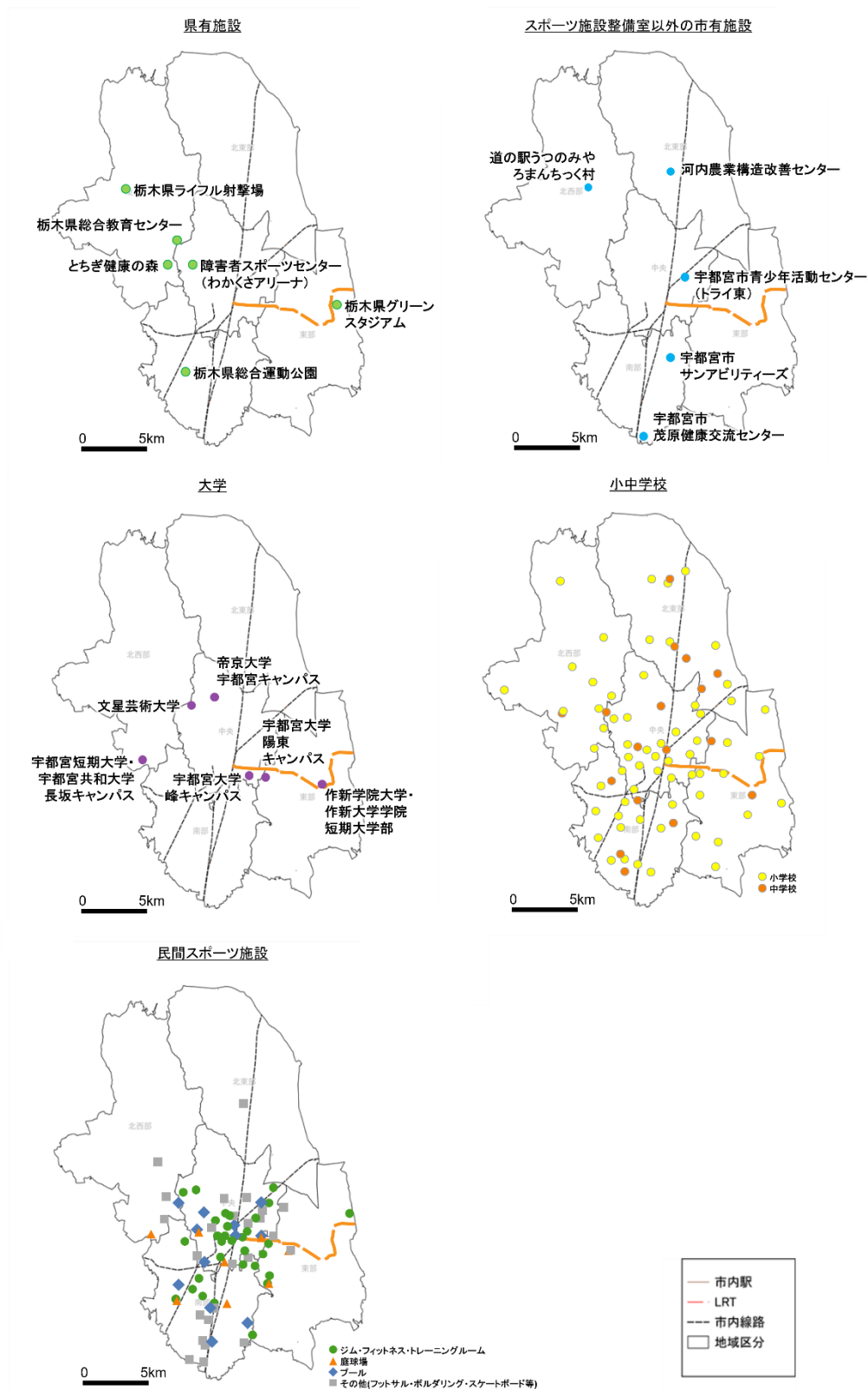
地域別のプール数(左), 地域別人口1万人あたりのプール数(右)



主要競技施設の人口カバー率マップ



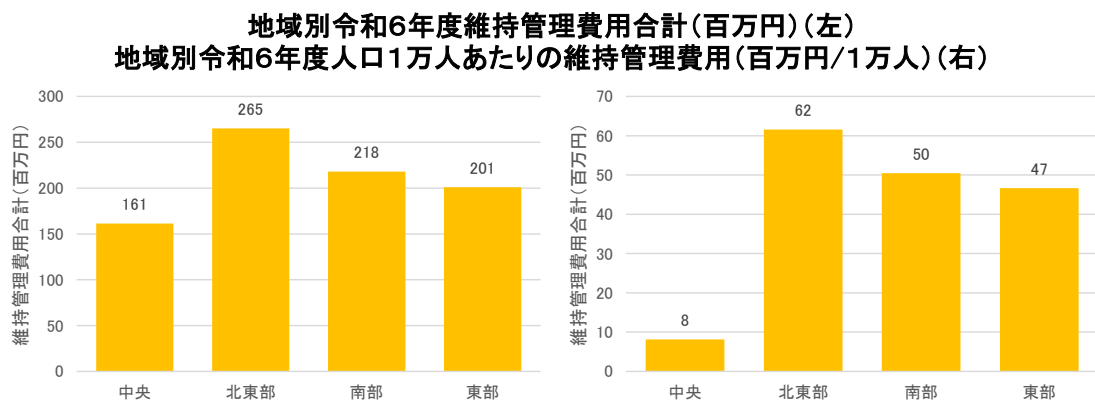
【参考】県、市有(スポーツ施設以外)、大学、小中学校、民間スポーツ施設の分布マップ



出典: 栃木県スポーツコミッション『スポーツ施設検索』, 宇都宮市『宇都宮市にある大学』から各大学ホームページ上スポーツ施設に関する情報を参照

(イ) 経済性

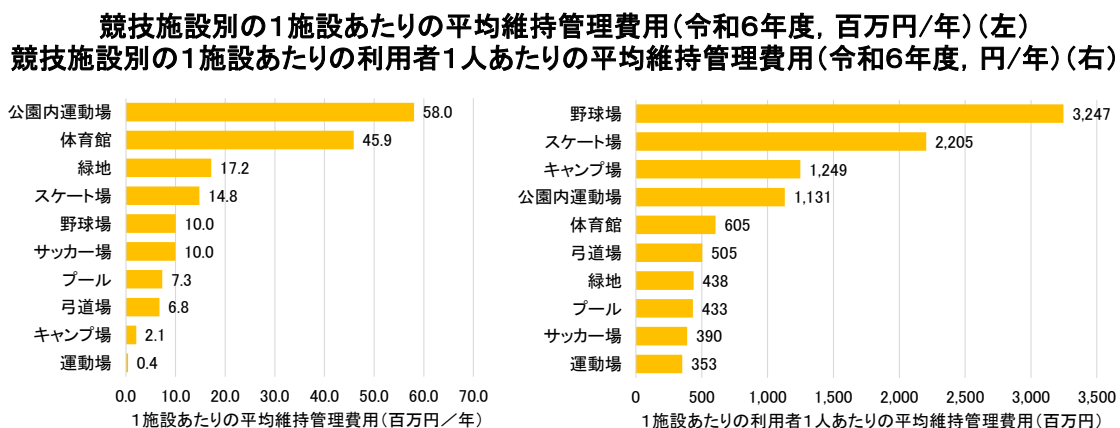
経済性については、コロナ禍などによる影響を除外するため、令和6年度の実績値を利用し分析を行いました。地域毎の令和6年度維持管理費用の合計は、北東部において高い状況にあり、単位人口(1万人)あたりにおいては、北東部や南部が特に高く、地域住民の数に対し、相対的にスポーツ施設に係る費用が嵩んでいる状況にあります。



- ・維持管理費用は市及び指定管理者の歳出合算
- ・複数施設まとめた維持管理費用となっている場合は、敷地面積で按分し、施設毎の維持管理費を算出

競技施設別で年間施設当たりの維持管理費用をみると、公園内運動場及び体育館が相対的に高く、次いで緑地、スケート場となっています。一方、競技施設別の利用者1人あたりの平均維持管理費用は、野球場及びスケート場が高く、プールやサッカー場、運動場は利用者数が多いため1人あたりの費用が抑えられており、野球場及びスケート場の1～2割程度と低い状況にあります。

施設整備の検討に当たっては、各施設の利用状況も加味しながら稼働率の向上を図るほか、維持管理費抑制のための取組も必要になります。



- ・維持管理費用は市及び指定管理者の歳出合算
- ・複数施設をまとめた維持管理費用となっている場合は、利用料収入で按分し、施設毎の維持管理費を算出

(ウ) 利用状況

a. 施設稼働率

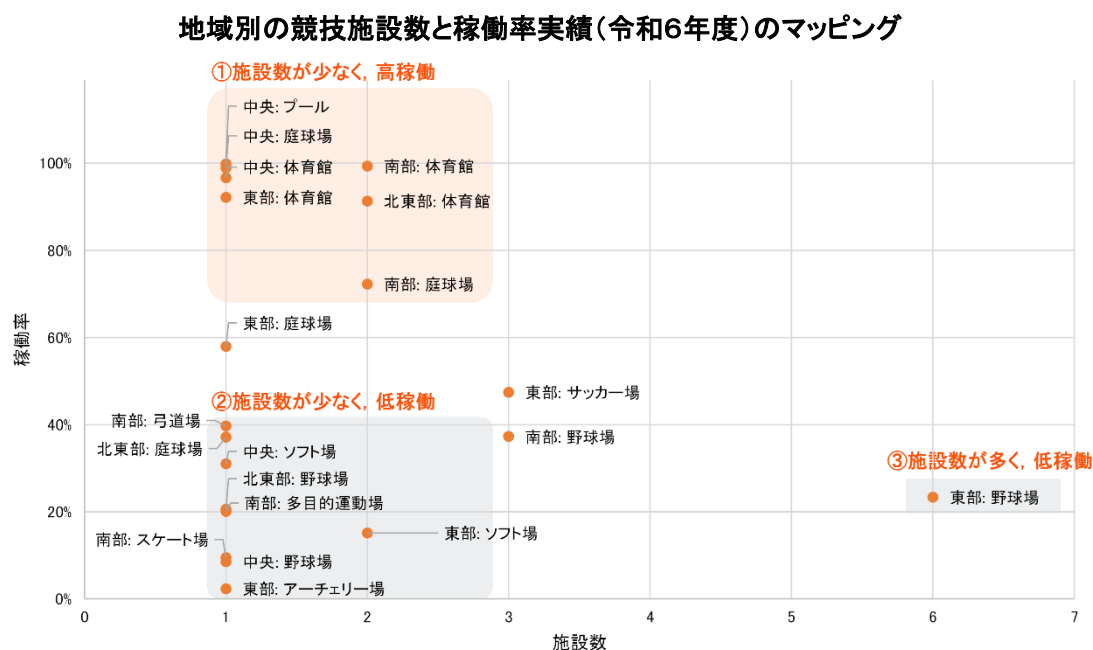
施設稼働率については、稼働率実績が取得可能な施設について、地域別の競技施設数と稼働率実績(令和6年度)をマッピングする分析を行いました。

これにより、地域毎の特性が明らかとなり、施設群は大きく次の3つのグループに分類できます。

<施設群のグルーピング※>

- ① 施設数が少なく、高稼働な施設
- ② 施設数が少なく、低稼働な施設
- ③ 施設数が多く、低稼働な施設

※施設の稼働率実績を踏まえ、稼働率70%以上は高稼働、稼働率40%以下は低稼働と設定



また、地域毎の主な特性については次の通り整理することができます。

全体

- 体育館、庭球場は全地域において高稼働となっているが、北東部の庭球場のみ低水準
- 野球場・ソフト場は全地域において低稼働であり、東部は当該競技施設の多さが顕著

地域別

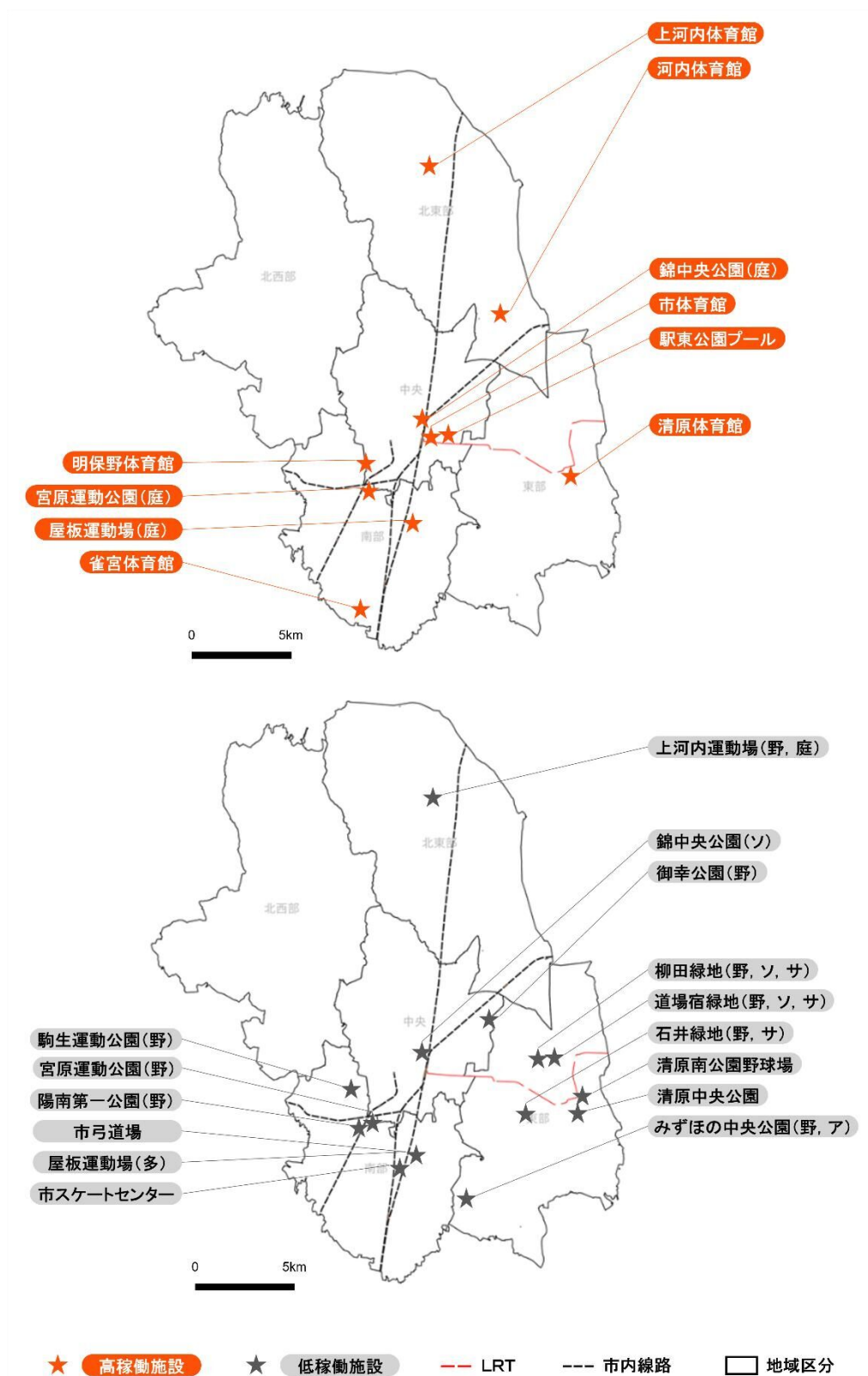
- 中央は高稼働な競技施設が半数を超過
- 南部は低稼働な競技施設(弓道場、野球場、多目的運動場、スケート場)が相対的に多い
- 北東部は高稼働な競技施設が体育館のみであり、その他は庭球場と野球場で低稼働
- 東部についても高稼働な競技施設は体育館のみであり、サッカー場、ソフト場、アーチェリー場、野球場は低稼働

地域毎の競技施設別の特性まとめ

地域	特性	競技施設	施設名
中央	高稼働	体育館	市体育館
		庭球場	錦中央公園庭球場
		プール	駅東公園プール
	低稼働	野球場	御幸公園野球場
		ソフト場	錦中央公園ソフト場
南部	高稼働	体育館	雀宮体育館, 明保野体育館
		庭球場	屋板運動場庭球場, 宮原運動公園庭球場
	低稼働	野球場	陽南第一公園, 駒生運動公園, 宮原運動公園野球場
		多目的運動場	屋板運動場多目的運動広場
		弓道場	宇都宮市弓道場(屋板運動場)
		スケート場	スケートセンター
北東部	高稼働	体育館	河内体育館, 上河内体育館
	低稼働	野球場	上河内野球場
		庭球場	上河内庭球場
東部	高稼働	体育館	清原体育館
	低稼働	野球場	道場宿緑地野球場, 柳田緑地野球場, 石井緑地野球場, みずほの中央公園野球場, 清原南公園野球場, 清原球場
		ソフト場	道場宿緑地ソフト場, 柳田緑地ソフト場
		サッカー場	柳田緑地サッカー場, 石井緑地サッカー場, 市サッカー場
		アーチェリー場	みずほの中央公園アーチェリー場
北西部	(該当無し)		

- 対象施設は稼働率データが収集可能な施設のみを表記

稼働状況別の競技施設の配置図(上:高稼働競技施設, 下:低稼働競技施設)



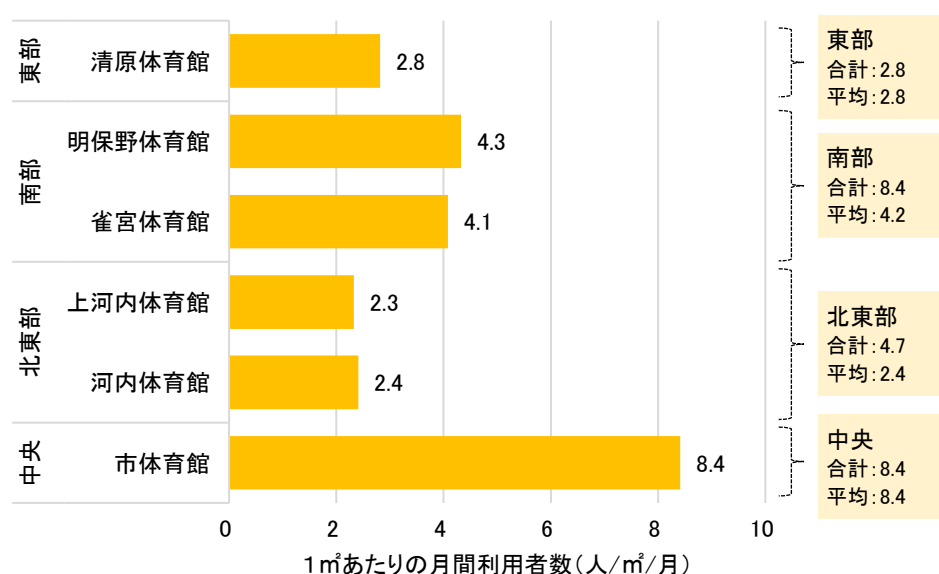
※ 競技施設名の右の括弧内は競技施設を示す: 野=野球場, ソ=ソフト場, サ=サッカー場, 庭=庭球場, 多=多目的広場, ア=アーチェリー場

b. 体育館

ここからは、競技施設毎に利用状況を詳細に分析していきます。まず体育館について、中央の市体育館は他体育館の2～4倍の利用者数があり、利用が集中している状況にあります。背景として、当該施設を本拠地としているプロバスケットボールチーム宇都宮ブレックスの利用に伴う観客数が利用者数を押し上げている状況にあります。

一方、北東部には上河内体育館と河内体育館の2施設がありますが、両施設ともに他地域と比較して利用者数は少ない状況にあることが分かります。

体育館：1㎡あたりの月間利用者数(令和6年度)(人/㎡/月)



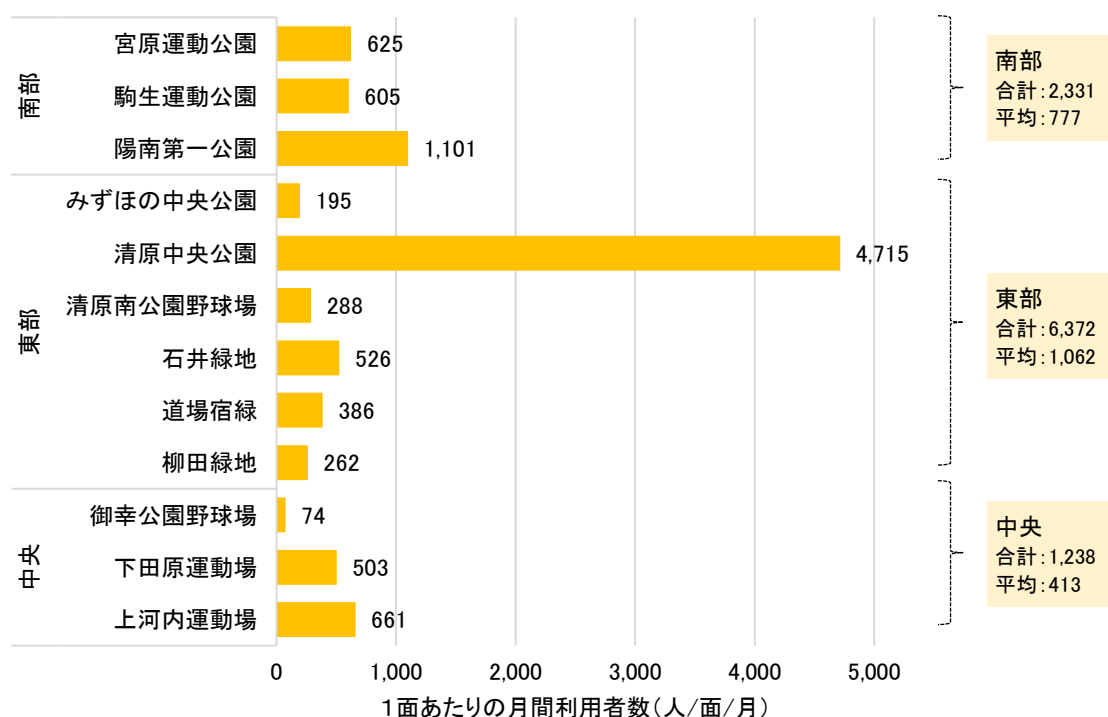
- 施設の休止期間を除き、競技場の面積あたりの月間利用者数を算出
- 上記のグラフに含まれていない北西部には、北西部地域体育施設を整備中

c. 野球場

野球場については、1面あたりの月間利用者数について地域別に平均値を算出すると、南部は777人、東部は1,062人、中央は413人となっており、利用の高い東部と利用の低い中央の差が顕著となっていることが分かります。

また各地域内の施設毎に見ていくと、東部の清原球場が月間平均で4,715人/面と突出しており、次点である南部の陽南第一公園の1,101人/面と約4倍の差が生じています。このように、野球場は清原球場の利用が集中している状況にあり、野球場利用者数全体の約50%を清原球場がカバーしている状況にあります。一方、御幸公園野球場は74人/面/月、みずほの中央公園野球場も195人/面/月と低い利用者数であり、全体利用者のうちそれぞれ1%及び2%の水準となっています。

野球場：1面あたりの月間利用者数(令和6年度)(人/面/月)

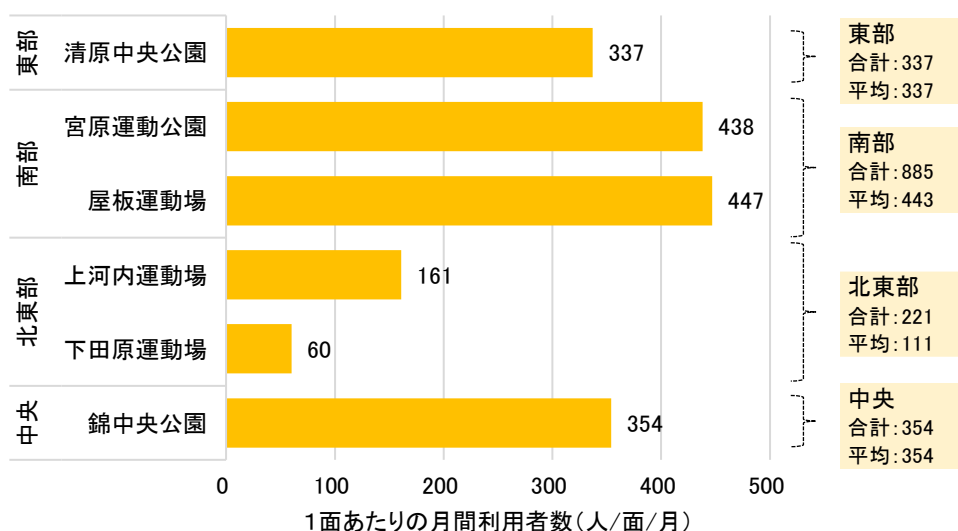


- 施設の休止期間を除き、1面あたりの月間利用者数を算出
- 次の施設については、野球場に特化したデータが存在しないため、上記表では掲載無:
河内総合運動公園、宮山田運動場、芦沼運動場、古田運動場、雀宮体育館屋外施設、屋板運動場

d. 庭球場

庭球場については、1面あたりの月間利用者数について地域別に平均値を算出すると、東部は337人、南部は443人、北東部は111人、中央は354人となっており、北東部は1面あたりの月間利用者数が他地域と比較して少ない状況にあります。特に北東部の下田原運動場庭球場は60人/面/月と、他地域と比べ約6～7倍の差が開いており、利用者数が低い状況にあります。

庭球場：1面あたりの月間利用者数(令和6年度)(人/面/月)

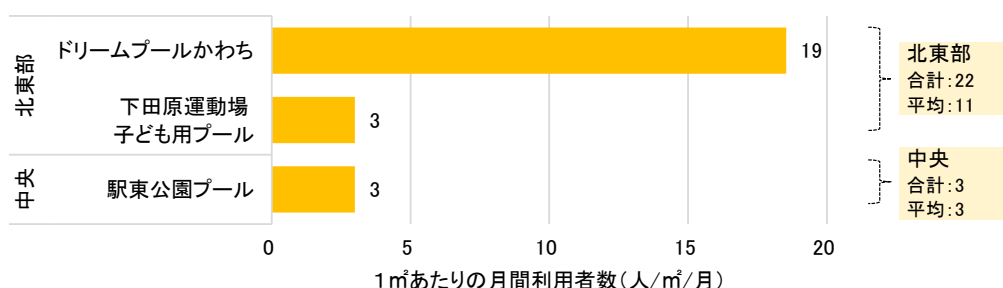


- 施設の休止期間を除き、1面あたりの月間利用者数を算出
- 上記のグラフに含まれていない北西部には、北西部地域体育施設内に庭球場を整備中
- 次の施設については、庭球場に特化したデータが存在しないため、上記表では掲載無: 雀宮体育館屋外施設

e. プール

ドリームプールかわちは屋内施設として通年営業していますが、下田原運動場子ども用プールと駅東公園プールは屋外施設であるため、夏季のみの供用となっています。稼働している月に絞り利用者数を比較したところ、河内総合運動公園の利用者数は他施設の6倍以上となっています。現状では、市内にある3か所のプールについて、利用者数と地域の偏りが顕著な状況にあります。

プール：1㎡あたりの月間利用者数(令和6年度)(人/㎡/月)



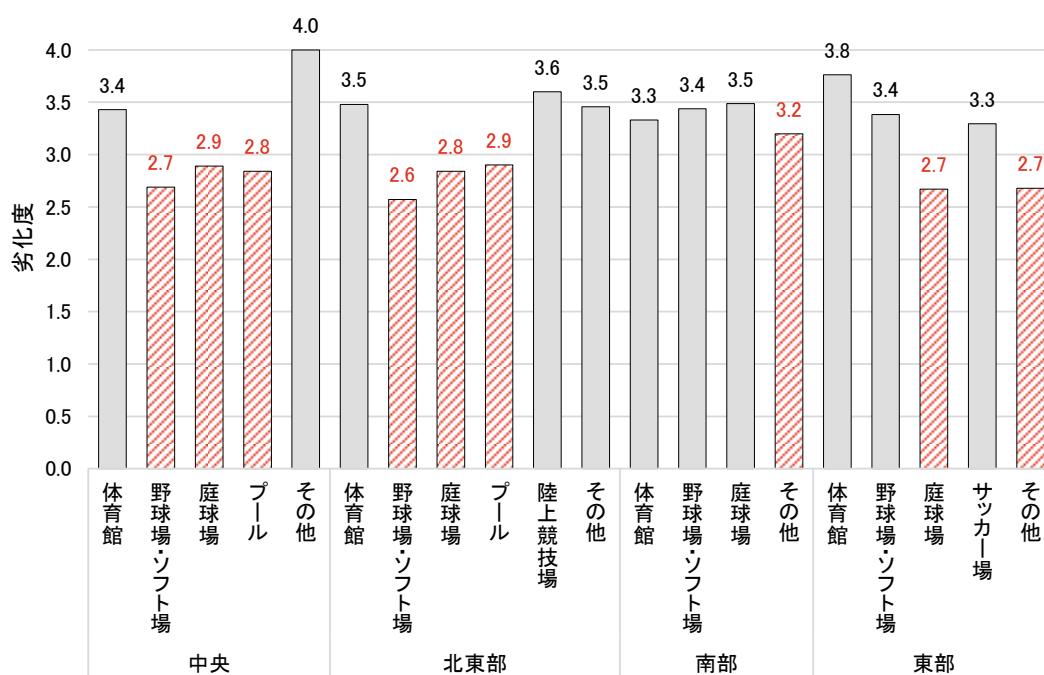
- 施設の休止期間を除き、水槽部面積あたりの月間利用者数を算出

(エ) 安全性

a. 施設の劣化度

本市のスポーツ施設の安全性を分析するため、各施設の劣化度をまとめました。施設別で劣化度に高低はあるものの、全体としては劣化が進んでいる状況にあり、老朽化への対応が必要な状況となっています。

地域別の本市スポーツ施設の劣化度状況



- ・『第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画』の改定に係る基礎調査において実施した劣化度調査結果を使用しており、数値が小さいほど、劣化度が高いことを意味している。
- ・斜線棒グラフは、劣化度評価(0.0～4.0)のうち劣化度が3.2以下のものを指す。

b. 施設におけるハザードエリア等の該当有無

ここではスポーツ施設におけるハザード該当の有無を整理しています。地域別にハザードエリア等に該当する施設数をみると、北東部及び東部でいずれも4施設、南部で3施設、中央で1施設が該当しており、北東部・東部においてハザードエリア等に該当する施設が多い状況にあることが分かります。

特に河川区域にある3施設については、本章の環境型アプローチでも言及した通り、河川の氾濫に伴い被害を受けている状況です。

洪水・土砂災害・内水ハザードエリア等にあるスポーツ施設

地域	施設	洪水 ハザード	土砂災害ハザード		内水ハザード		河川 区域
		浸水深 (0.5～3.0m未満)	警戒 区域	特別警戒 区域	浸水深 (0.2～0.3m未満)	浸水深 (0.3～0.5m未満)	
中央	錦中央公園	○					
北東部	芦沼運動場	○					
	河内総合 運動公園				○	○	
	高間木 キャンプ場						○
	宮山田運動場		○	○			
南部	市弓道場	○					
	屋板運動場	○					
	東谷運動場	○					
東部	鬼怒川緑地 運動公園石井緑地						○※
	市サッカー場					○	
	道場宿緑地						○※
	柳田緑地						○※

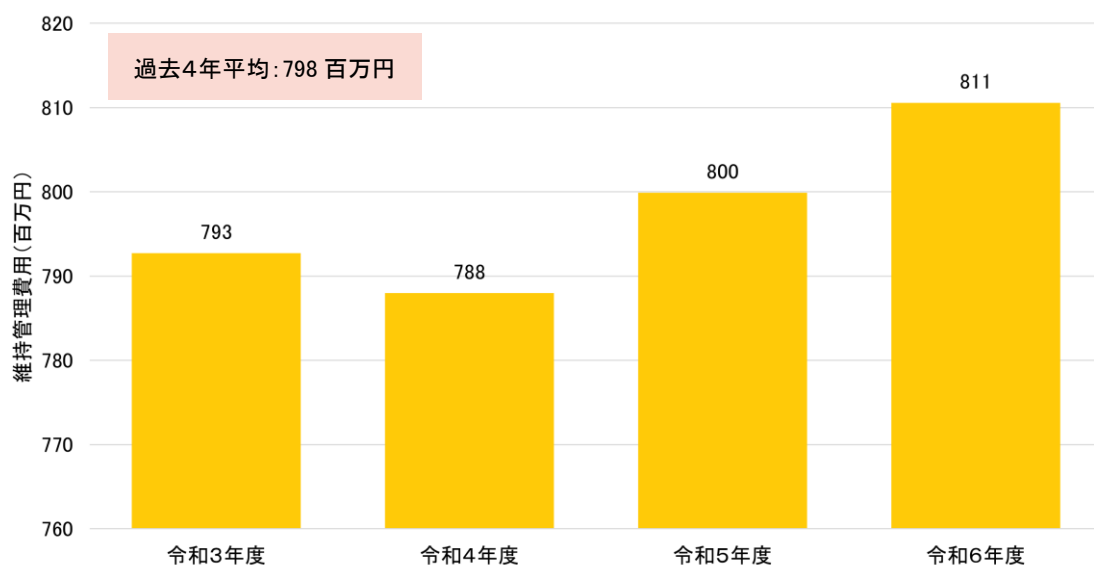
※ 過去に被害を受けた施設

イ 本市のスポーツ施設に要する費用

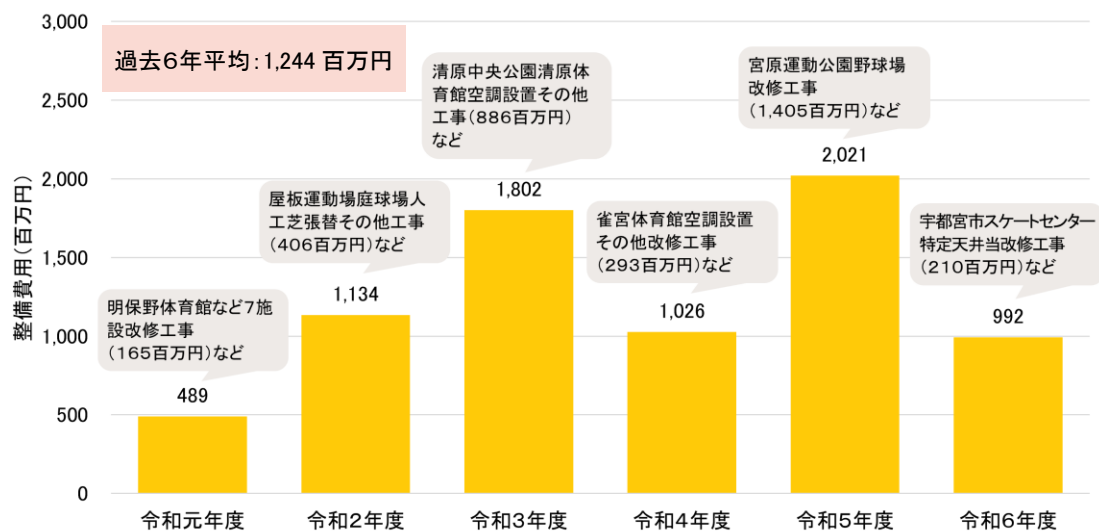
スポーツ施設に係る修繕費用については年間2,200万円～2,400万円の予算を計上し対応しているものの、修繕が多々発生しており、施設の老朽化に伴い、今後更なる費用の増加が想定されます。

次に、維持管理費用についてみると、過去4年間に於いて人件費や光熱水費などの増加に伴い上昇傾向にあり、平均して約8億円の費用が発生している状況にあります。またスポーツ施設に係る整備費用については、既存スポーツ施設の大規模改修工事など、過去6か年で年間平均約12億円の費用が発生している状況にあることから、補助金の効果的な活用など、歳入確保が求められる状況にあります。

スポーツ施設の維持管理費用の推移(令和3年度～令和6年度)(百万円)



スポーツ施設の整備費用の推移(令和元年度～令和6年度)(百万円)



【本市のスポーツ施設の状況とスポーツ施設に要する費用(運用型アプローチ)のまとめ】

本項を通じ、スポーツ施設や費用の現状について、下表の通り2点で整理することができます。

本市のスポーツ施設の状況とスポーツ施設に要する費用(運用型アプローチ)のまとめ

【現状その1】地域間・競技種別での施設及び稼働率の偏り

本市5地域において、体育館は人口を幅広くカバーしているものの、プール等については市域において偏りが生じており、市民ニーズ等を踏まえた整備が必要な状況にあります。稼働率で見ると、市内全域で体育館・庭球場が高稼働となっている一方、野球場・ソフト場は全域で低稼働という状況にあります。利用者数については、野球場・庭球場・体育館・プールのいずれにおいても、施設により大きなばらつきがあります。また、利用者1人あたりの競技施設別の平均維持管理費用については、運動場及びスケート場の費用が他競技施設と比べて高い状況にあります。そのため利用状況や市民ニーズを踏まえた、地域別の競技施設の再編検討などが必要となっています。

【現状その2】スポーツ施設に係る維持管理費用の増加

本市のスポーツ施設に係る費用を見ると、増加傾向にあるスポーツ施設の維持管理費用に加え、施設の老朽化に伴う修繕費用やスポーツ施設の整備費用が継続的に発生している状況にあり、特に施設の修繕費用については老朽化の進行に伴い、今後ますます費用が増加していくことが想定されます。

スポーツ施設においては優先付けによる効果的な整備が必要になるとともに、ハザードエリアに該当する施設についても、被災した場合の多額の歳出などが想定される中、被災防止に向けた対応や施設のあり方検討などが求められます。

(4) 他市の状況(比較型アプローチ)

ア 同類規模自治体との比較

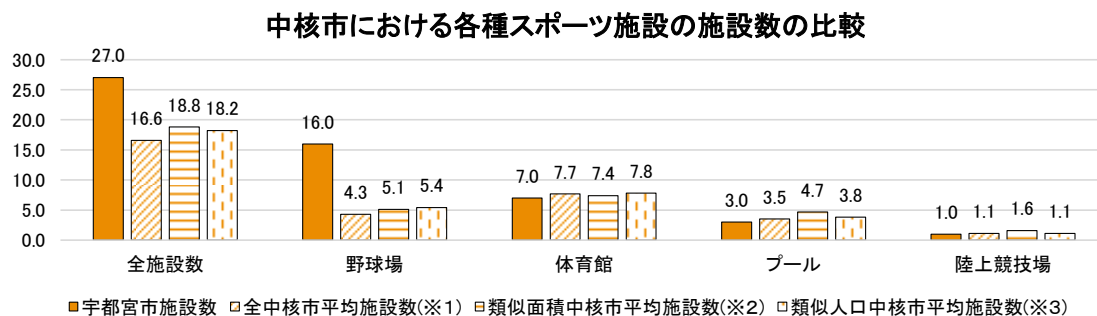
ここでは、本市と同類規模の中核市と比較を行うことで、本市のスポーツ施設における状況をより精緻に捉えています。

(ア) スポーツ施設数

主要なスポーツ施設である野球場・体育館・プール・陸上競技場を合計したスポーツ施設数について、本市と中核市の比較を行いました。その結果、全中核市(62市)、類似面積中核市(15市)、類似人口中核市(18市)と比べ、いずれにおいても本市はスポーツ施設の合計数が多い状況にあることが分かりました。

競技施設別にみると、本市においては野球場数が突出して多く、全中核市の平均施設数の3倍を上回る状況となっていることが分かります。この傾向は、類似面積中核市の平均、類似人口中核市の平均それぞれと比較しても同様で、本市は3倍程度多い状況にあります。

そのほか、陸上競技場は全中核市の平均施設数と同程度となっている一方、体育館及びプールの箇所数はいずれも全中核市の平均施設数を下回っている状況にあることが分かります。



- ・体育館については、北西部地域体育施設を含めた数値で本市の数値を図示

※1: 全中核市: 62市

※2: 類似面積中核市: 中核市の内、面積300～500km²の自治体を選定

- ・八戸市、山形市、前橋市、高崎市、金沢市、岡崎市、大津市、倉敷市、呉市、高松市、松山市、高知市、長崎市、佐世保市、大分市の15市

※3: 類似人口中核市: 中核市の内、人口40万人～60万人の自治体を選定

- ・柏市、八王子市、富山市、金沢市、岐阜市、豊田市、豊中市、東大阪市、姫路市、尼崎市、西宮市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、長崎市、大分市、鹿児島市の18市

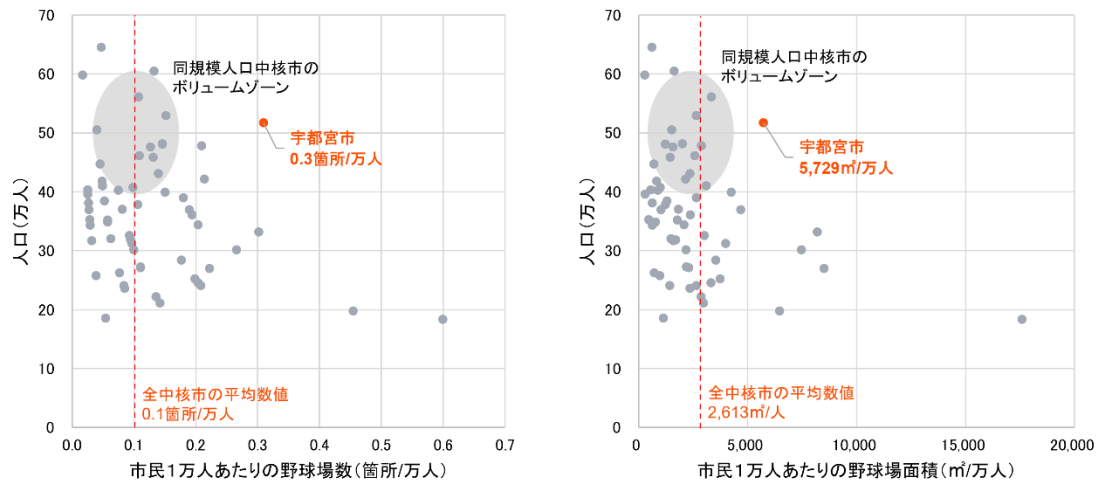
出典: 一般社団法人地方行財政調査会『中核市の行政水準に関する調べ(令和6年2月6日発行)』

(イ) 競技施設別の数・面積

a. 単位人口(1万人)あたりの野球場の数・面積

本市の市民1万人あたりの野球場数は0.3箇所/万人と、同規模人口中核市のボリュームゾーンと比べて高い状況にあり、全中核市平均の0.1箇所/万人と比べても約3倍という状況です。また市民1万人あたりの野球場面積も、本市は約5,729m²と、同規模人口中核市及び中核市平均と比べて広い状況にあり、中核市62市中6番目の水準にあります。

単位人口(1万人)あたりの野球場数(左)及び面積(右)



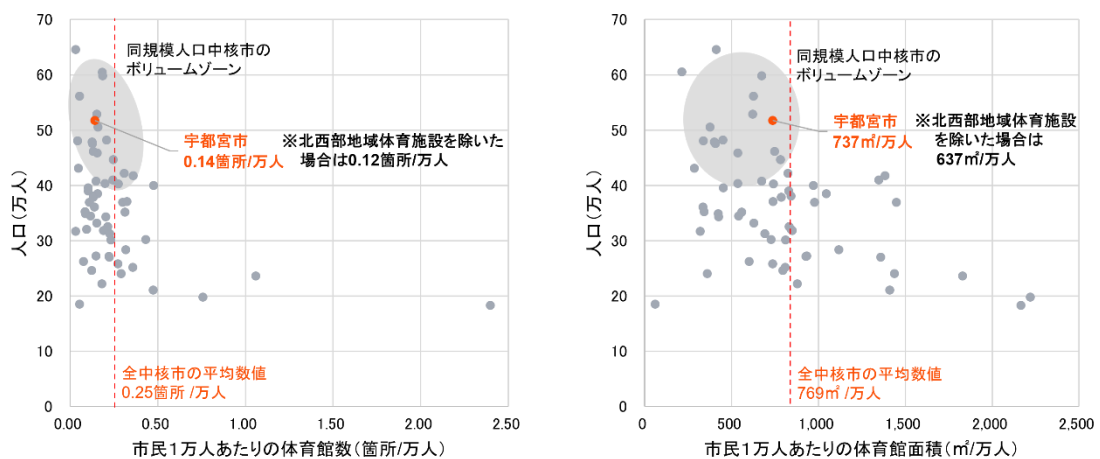
出典:一般社団法人地方行財政調査会『中核市の行政水準に関する調べ(令和6年2月6日発行)』

b. 単位人口(1万人)あたりの体育館の数・面積

本市の市民1万人あたりの体育館数は0.12箇所と、同規模人口中核市のボリュームゾーン内にはあるものの、全中核市平均の0.25箇所/万人と比較すると半分程度という状況です。また市民1万人あたりの体育館面積も637㎡/万人と、全中核市平均の769㎡/万人と比べ、やや低い水準にあります。

北西部地域体育施設が供用した場合は、市民1万人あたりの体育館数は0.14箇所、1万人あたりの体育館面積は737㎡/万人まで拡大することができます。

単位人口(1万人)あたりの体育館数(左)及び面積(右)



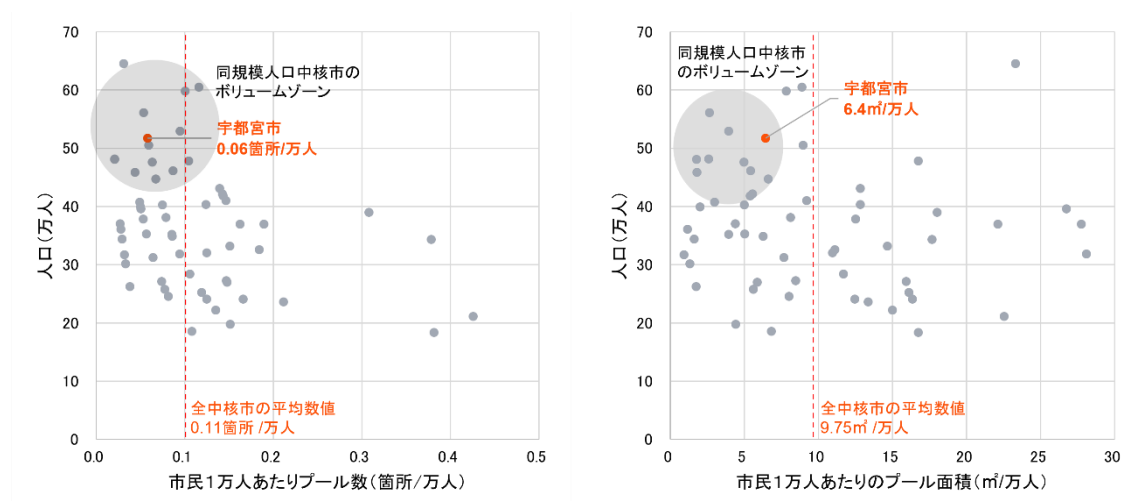
・北西部地域体育施設を含めた数値で本市の数値を図示

出典:一般社団法人地方行財政調査会『中核市の行政水準に関する調べ(令和6年2月6日発行)』

c. 単位人口(1万人)あたりのプールの数・面積

本市の市民1万人あたりのプール数は0.06箇所/万人と、同規模人口中核市のボリュームゾーン内にはあるものの、全中核市平均の0.11箇所/万人と比較すると半分程度という状況です。また市民1万人あたりのプール面積も6.4㎡/万人と、全中核市平均の9.75㎡/万人と比べ、低い水準にあります。

単位人口あたり(1万人)のプール数(左)及び面積(右)

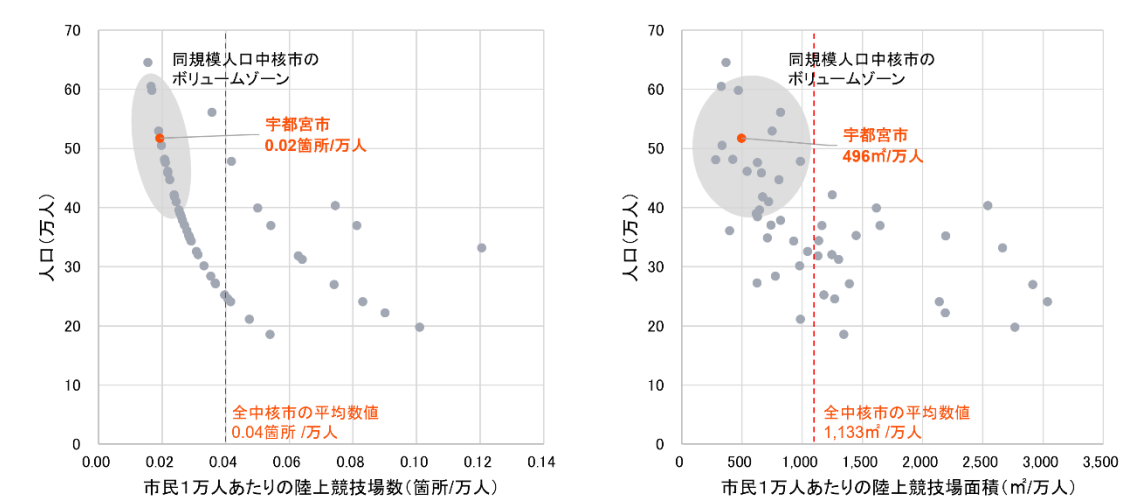


出典:一般社団法人地方行財政調査会『中核市の行政水準に関する調べ(令和6年2月6日発行)』

d. 単位人口(1万人)あたりの陸上競技場数・面積

本市の市民1万人あたりの陸上競技場数は0.02箇所/万人と、同規模人口中核市のボリュームゾーン内にはあるものの、全中核市平均の0.04箇所/万人と比較すると半分程度という状況です。また市民1万人あたりの陸上競技場面積も496㎡/万人と、全中核市平均の1,133㎡/万人と比べ、低い水準にあります。

単位人口(1万人)あたりの陸上競技場数(左)及び面積(右)



出典:一般社団法人地方行財政調査会『中核市の行政水準に関する調べ(令和6年2月6日発行)』

イ 他自治体における取組事例

ここでは、都道府県や市区町村・民間が役割分担や費用負担に基づきスポーツ施設を整備している事例など、本市において参考となる取組例を整理します。

(ア) 県・市連携ケース

a. 県と市の共同整備

県と市の共同整備に関する事例としては、岩手県・盛岡市の「盛岡南公園野球場(仮称)整備事業」が挙げられます。

当事業において整備された「いわて盛岡ボールパーク」は、岩手県と盛岡市による共同整備事業として、既存の市営・県営野球場を集約化し、新たな野球場として整備された球場であり、全国初の取組として、単独整備に比べて高規格な施設を実現できた点が大きな特徴です。

県と市の共同整備事業の主な特徴

メリット	・ 単独整備よりも高規格な施設整備が可能 ➢ プロ野球一軍公式戦、高校野球など大規模なスポーツイベントが開催可能 ➢ 合宿誘致等も含めたスポーツツーリズムの拠点化 ➢ 野球以外も含めた日常的な多目的利用による、交流推進・地域活性化
整備費等	・ 施設整備費 県40%, 市60% ➢ 市負担分: 当初検討していた1万人規模施設の整備相当額 ➢ 県負担分: 実際に整備する2万人規模施設の差額相当分 ・ 運営・維持管理費 県50%, 市50% ➢ 県民・市民ともに公平に利用できるよう、利用調整を行うことを基本とし、負担は同率
財源	(1) 野球場 ➢ 公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業): 充当率90% ➢ 地方交付税措置: 50% (2) 屋内練習場 ➢ 一般単独事業債: 充当率75% (3) その他 ➢ 一般財源により平準化し、事業契約期間中に割賦払い

出典: 盛岡市『～県市共同～官官民連携による地方球場整備について』

b. 市から県への土地貸与

市から県への土地貸与に関する事例としては、川口市「神根運動場周辺整備事業」及び埼玉県「埼玉県屋内50m水泳場整備事業」が挙げられます。

川口市は運動場(神根運動場)や公園(神根公園)、体育館(北スポーツセンター)の計15haに及ぶ各施設について、老朽化に伴う再編の検討をしており、埼玉県においては、新規スポーツ施設として屋内プールの整備に向け検討を行っていたことから、埼玉県の屋内プールの整備に対し、川口市は施設の再編を行う中で、15haの敷地の一部を県へ無償貸与しました。

市が施設の再編に取り組む際に、余剰の土地を県に無償貸与したことで、市有体育館と県有プール

の合築(1階部分で接続)を可能とし、利用者による賑わい創出の実現を目指している点が特徴です。

市から県への土地貸与によるスポーツ施設整備事例の主な特徴

メリット	- 市と県の施設の合築による賑わいの創出 - 既存施設の再編を行う市が、新規整備を行う県に対して、市有地を無償貸与することで、市と県の施設を合築し、利用者による賑わいの創出を実現
整備費等	- 施設整備費 - 市負担分: 既存施設の解体分・整地、体育館・接続デッキ・駐車場(約300台分)・神根公園・神根運動場の整備分 - 県負担分: 屋内プール・駐車場(約200台分)の整備分 - 維持管理費 - 市負担分: 体育館、接続デッキ、駐車場(約300台分)、神根公園・神根運動場 - 県負担分: 屋内プール、駐車場(約200台分)

出典: 埼玉県『埼玉県屋内50m水泳場整備事業 基本計画』, 川口市『神根運動場周辺整備基本計画 概要版』, 川口市『埼玉県屋内50m水泳場・川口市北スポーツセンター及び神根西公民館 整備計画』

(イ) 市・民間連携ケース

a. 市から民間への土地貸与

市から民間への土地貸与に関する事例としては、岩手県北上市の「北上駅西口柔剣道場等土地活用事業」が挙げられます。

当事業では、北上市が老朽化した体育館を解体し、当該敷地を民間事業者へ30年間無償貸与を行い、市は柔剣道場棟の整備費を負担し、民間事業者は収益施設としての駐車場棟・賃貸共同住宅棟の整備及び柔剣道場棟の整備を実施しました。

無償貸与された土地において、市の体育施設と民間収益施設等を合わせて整備・運営することで、まちの賑わい創出を図っている点が特徴です。

市から民間への土地貸与によるスポーツ施設整備事例の主な特徴

メリット	- 同一敷地内における市体育施設と民間収益施設の併設による賑わいの創出 - 市が土地を民間へ一定期間無償貸与を行い、民間が柔剣道場棟整備(市有施設)と収益施設を整備することにより、柔剣道場棟単体では実現が難しい賑わいの創出や土地の有効的な活用を実現
整備費等	- 施設整備費 - 市負担分: 体育館解体費(約3億円)、柔剣道場棟建設費等(約5.8億円) - 民間事業者負担分: 収益施設整備費(15.7億円) - 運営・維持管理費 - 市負担分: 柔剣道場棟を所有・運営 - 民間事業者負担分: 駐車場棟と賃貸共同住宅棟を所有・運営

出典: 北上市『北上駅西口柔剣道場等土地活用事業の進捗状況(令和8年1月23日現在)』

b. 民間施設の市利用枠の購入

民間施設の市利用枠の購入については、八戸市における事例が挙げられます。

通年型アイスリンクをベースとした日本初の多目的アリーナFLAT HACHINOHEは、民間事業者がアリーナを建設・運営し、青森県八戸市が施設利用枠を長期契約で定額購入している事例です。具体的には、八戸市が民間事業者に年間約1億円の施設利用料を30年間に渡り支払い、当該期間において年間2,500時間の利用枠を借り受けています。

八戸市の施設利用枠は、市民利用や学校教育利用に活用されており、市民のスポーツ機会の創出につながることができています。

民間施設の市利用枠購入事例の主な特徴

メリット	- 費用対効果の高いスポーツ環境の提供 - 施設整備費や維持管理費を市が負担することなく、施設利用料を民間へ支払うことにより、公共サービスの提供を実現 - 定額で年間施設利用料を支払うことから、市の財政負担の平準化を実現（施設利用料：年間約1億円） - 民間が整備した質の高い施設の活用 - 通年型アイスリンクをベースに世界基準の断熱移動式フロアを設置し、氷上スポーツやアリーナスポーツ、コンサート、地域行事等の多様なシーンでの活用可能性を実現
整備費等	民間事業者(XSM FLAT八戸株式会社)が親会社ゼビオHDからの出資や日本政策投資銀行(DBJ)等からの融資を受け、独自に資金調達して整備・運営を実施

出典：八戸市『FLAT HACHINOHE(フラット八戸)』

(ウ) 市・学校連携ケース

a. 学校プールの地域開放事例

学校プールを市民向けに開放している事例として、茨城県鹿嶋市の「いきいきゆめプール」が挙げられます。同市大野区域においては、同区域内の5つの小中学校の屋外プールは、建設後40年以上が経過しており、老朽化による毎年の修繕費が課題となっていました。検討の結果、5つの小中学校の屋外プールの機能を集約し、屋内プールとして整備し、小中学生だけでなく市民も通年で利用できるようにしました。

小中学校プールの地域開放事例の主な特徴

メリット	- 学校側：複数の小中学校のプールを集約して運用するため、維持管理費・修繕費が軽減 - 市側：市民へ通年で利用できる屋内プールの提供が可能
整備費等	- 施設整備費 - 鹿嶋市教育委員会教育総務課(当時)負担分：6.7億円 - 運営費・維持管理費 0.46億円(指定管理料0.42億円を含む)(令和元年度実績)
その他	基本的事項 開館時間：午前9時から午後9時

	・ 休館日 : 毎週月曜日, 年末年始 ・ その他: ➢ 鹿嶋市教育委員会が所管 ➢ 指定管理者(NPO法人かしまスポーツクラブ)が運営し, 常時5名(監視員3名, 受付事務2名)体制 ➢ 小学校の授業利用に際しては, 学校から屋内プールまでを市所有のバスで移動 諸室別情報 ・ プール : 午前中を学校プール, それ以外を市民へ開放 ・ トレーニング室: シニアを対象とした健康づくり教室・エアロビ教室などの機能を導入 ・ その他 : 災害時において近隣住民へシャワーを開放
--	--

出典: 鹿嶋市『鹿嶋市運動施設条例』, 鹿嶋市ホームページ『教育委員会』, 鹿嶋市『平成29年度 当初予算の概要』, 東かがわ市『行政視察等報告書』

b. 公共プールの学校開放事例

公共プールを学校向けに開放している事例として, 茨城県つくば市の「みどりのプール」が挙げられます。同市においては, 市立小中学校プールが老朽化していく中, 学校プールを公営プールへ集約化するため, 新たに公共プール(みどりのプール)が整備されました。つくばエクスプレス沿線を主とした約10校のプールを集約し, 水泳授業として使用するとともに, 学校授業の使用以外の時間帯については一般開放を行い, 市民が通年利用できる屋内プールとしています。

公共プールの学校開放事例の主な特徴

メリット	・ 学校側: 複数の小中学校のプールを集約して運用するため, 維持管理費・修繕費が軽減 ・ 市側 : 市民へ通年で利用できる屋内プールの提供が可能
整備費	・ 施設整備費 ➢ つくば市市民部スポーツ施設課・施設整備係負担分: 25.1億円(令和4年度から令和5年度実績) ・ 運営費・維持管理費 ➢ 0.89億円(令和6年度実績), 0.94億円(令和7年度実績)
その他	基本的事項 ・ 開館時間: 午前9時から午後9時 (原則, 5月から12月(土・日・祝、学校夏休み期間を除く9:00~12:30)は学校授業優先とし, 13:00から一般開放) ・ 休館日: 毎月第2月曜日及び第4月曜日(祝日の場合はその翌日の平日), 年末年始(12月28日~1月4日), 定期メンテナンス日 ・ その他: ➢ つくば市市民部スポーツ施設課が所管 ➢ 指定管理者(つくばアクアティックグループ)が運営 ➢ 令和6年度は総利用者数73,000人に対し, 学校授業利用者は約9,000人 諸室別情報 ・ プール : 学校プール利用時間(不定期)以外を市民へ開放 ・ トレーニング室: 幅広い世代を対象としたヨガ・バレエ・フラダンスなどの教室を展開 ・ その他 : コミュニティスペースや会議室, ベビールームなども完備

出典: つくば市「みどりのプール」, つくば市「(仮称)みどりの学校プール建設事業について」, つくば市「令和6年度 事務事業マネジメントシート」, みどりのプール「施設情報」, みどりのプール「施設紹介」

【他市の状況(比較型アプローチ)のまとめ】

本項を通じ、他市の状況を踏まえた本市の現状について、下表の通り2点で整理することができます。

他市の状況(比較型アプローチ)のまとめ

【現状その1】競技別に見えた施設の過剰と不足

本市では、中核市との比較において、野球場が多く、プールが少ないことが判明しており、市民ニーズを的確に捉えた施設整備や施設の再編成を推進する必要があります。

【現状その2】多様な手法によるスポーツ活動環境確保の必要性

他の自治体においては、県・市・民間・学校の連携により、スポーツ活動環境の確保に係る様々な取組が行われており、本市において参考となるケースも多々あることから、手法のひとつとして活用を検討が必要となります。

(5) 現状のまとめ

ア 現状の整理

「関係計画から見る国・県等の動向(計画型アプローチ)」「スポーツ活動を取り巻く社会環境の変化(環境型アプローチ)」「本市のスポーツ施設の状況とスポーツ施設に要する費用(運用型アプローチ)」「他市の状況(比較型アプローチ)」の4つの視点から、現状を整理すると、次の通りまとめることができます。

4つの視点からみた現状の整理

A. 関係計画から見る国・県等の動向 (計画型アプローチ) A-1: 誰もが身近な場所でスポーツに親しむことができるとともに大会やイベント開催等を通じた魅力創造, プロスポーツチームの活躍を実現するための環境整備(ウ) A-2: 将来の人口動態やスポーツの実施状況等を踏まえた, 適切なスポーツ環境の整備とストック適正化の推進(ア) A-3: 施設規模・機能の適正化や長寿命化の推進, 既存施設の統廃合・複合化による整備・マネジメントの推進(ア) A-4: バリアフリー化や設備の高効率化, 再生可能エネルギーの導入推進(ウ) 【現状のまとめ】 ①スポーツ活動環境の充実と施設長寿命化の推進 ②施設ストック適正化の必要性	B. スポーツ活動を取り巻く社会環境の変化 (環境型アプローチ) B-1: 個人競技の継続した高い実施率(ア)イ B-2: 利用時間の延長の対する要望の高まり(ア)イ B-3: 競技における実施率のばらつき(ア)イ B-4: 水泳における希望率と実施率のギャップ(ア)イ B-5: 将来的な60代～70代のスポーツ人口の比率増(ア)ウ B-6: 夏季における屋外施設の低稼働傾向(イ)ア B-7: 河川敷の緑地にける水害被害(イ)イ 【現状のまとめ】 ③個人スポーツ競技の継続的な人気とスポーツ人口の変化 ④気候変動の影響によるスポーツ施設利用の制約
C. 本市のスポーツ施設の状況とスポーツ施設に要する費用 (運用型アプローチ) C-1: 体育館の人口カバー率の高さ, プールの施設分布の偏り(ア)ア C-2: 野球場・スケート場の維持管理費用の高さ(ア)イ C-3: 体育館・庭球場の稼働率の高さ, 野球場・ソフト場の稼働率の低さ(ア)ウ C-4: 施設による利用者数の大きなばらつき(ア)ウ C-5: 年々増加傾向にあるスポーツ施設の維持管理費用(イ) C-6: 施設の全体的な老朽化の進行(ア)エ 【現状のまとめ】 ⑤地域間・競技種別での施設及び稼働率の偏り ⑥スポーツ施設に係る維持管理費用の増加	D. 他市の状況 (比較型アプローチ) D-1: 中核市比較におけるプール・体育館の少なさ及び野球場の多さ(ア)ア D-2: 県・市の共同整備, 市から県・民間への土地の無償貸与などの手法の多様化(イ)ア 【現状のまとめ】 ⑦競技別に見えた施設の過剰と不足 ⑧多様な手法によるスポーツ活動環境確保の必要性

- 各現状の文末の表記(例(ア)アなど)は、当該アプローチの本文の関連箇所を表記

イ 現状を踏まえた課題の導出

上記の4つの視点から整理した現状を踏まえ、今後のスポーツ施設の整備における課題を4つ導出します。

課題1 「みる・あつまり・ともに・つながる」の推進に向けた施設整備

スポーツを「する」だけでなく、スポーツを通して「みる・あつまり・ともに・つながる」共生社会の実現に貢献していくことが期待されており、スポーツを活用しながら魅力や活力づくりにつなげていくことが必要となります。

全国的に、特に政令市や中核市では、スポーツが生み出す熱狂や共感を生かしたまちづくりをプロチーム等と連携して進める動きが見られることから、本市においても、スポーツ施設の整備や地域のプロスポーツチームとの連携を通じ、「みる・あつまり・ともに・つながる」につながる環境づくりを進めていくことが重要になります。

関係する現状まとめ及び詳細項目

関係計画から見る 国・県等の動向	①スポーツ活動環境の充実と施設長寿命化の推進 ②施設ストック適正化の必要性 (関連詳細項目：A-1, A-2)
---------------------	---

課題2 変化するニーズ等を踏まえたスポーツ環境の整備

本市のスポーツ施設数と全中核市の平均施設数を比較すると、本市は野球場数が突出して多く、逆にプールは少ない状況にあります。また本市においては、水泳の実施率と希望率の乖離が大きい状況にある中、野球場などにおいては、利用者数が相対的に低い施設などもあることから、ニーズと供給のミスマッチが生じています。さらに、今後60～70代のスポーツ人口の比率が高まることが予測される中、本市においても全国と同様に、水泳など個人競技の人気は継続して高い状況にあり、ますます屋内施設での個人競技のニーズが増加していくことなども考えられることから、誰もが身近な場所でスポーツができる環境の整備をはじめ、スポーツ施設の再編などの検討に取り組んでいく必要があります。

関係する現状まとめ及び詳細項目

関係計画から見る 国・県等の動向	①スポーツ活動環境の充実と施設長寿命化の推進 ②施設ストック適正化の必要性 (関連詳細項目：A-2, A-3, A-4)
スポーツ活動を取り巻く 社会環境の変化	③個人スポーツ競技の継続的な人気とスポーツ人口の変化 (関連詳細項目：B-1, B-2, B-3, B-4, B-5)
本市のスポーツ施設の 状況とスポーツ施設に 要する費用	⑤地域間・競技種別での施設及び稼働率の偏り ⑥スポーツ施設に係る維持管理費用の増加 (関連詳細項目：C-1, C-3, C-4)
他市の状況	⑦競技別に見えた施設の過剰と不足 ⑧多様な手法によるスポーツ活動環境確保の必要性 (関連詳細項目：D-1, D-2)

課題3 気候変動や災害の頻発化などに応じたスポーツ環境の確保

猛暑日の増加に伴う熱中症リスクの高まりや、増水に伴う緑地の浸水被害など、気象環境が大きく変化する中、市民が安全にスポーツを実施することができる環境の確保が必要となっています。

また、多くのスポーツ施設が避難所としての役割を求められている中、スポーツ施設の老朽化が全体的に進行していることから、優先順位をつけた修繕・改修への対応の検討も必要となります。

関係する現状まとめ及び詳細項目

スポーツ活動を取り巻く社会環境の変化	④気候変動の影響によるスポーツ施設利用の制約 (関連詳細項目:B-2, B-6, B-7)
本市のスポーツ施設の状況とスポーツ施設に要する費用	⑥スポーツ施設に係る維持管理費用の増加 (関連詳細項目:C-6)

課題4 スポーツ施設の効率的なマネジメントの推進と多様な整備手法の検討

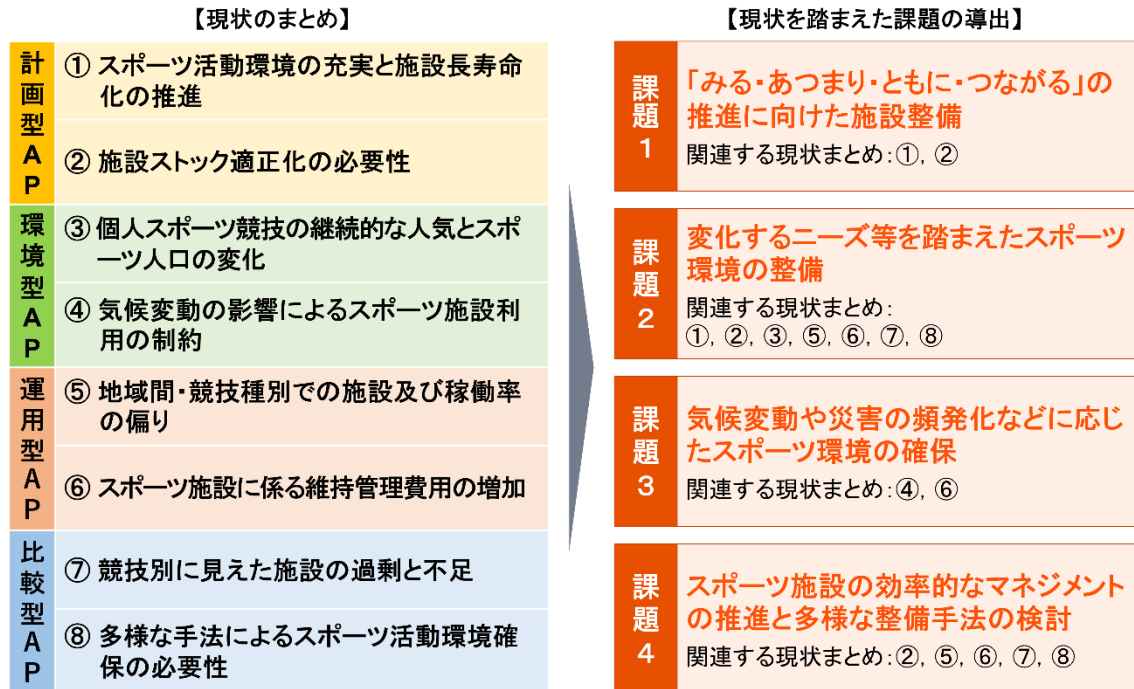
施設の維持管理費が増加するとともに、修繕費も増加が見込まれる状況にある中、地域やスポーツ種別によっては稼働率が低い施設もあることから、既存ストックを活用しながら、効率的にスポーツ施設が維持できるよう、検討を行う必要があります。

人口減少・高齢化が進む中、スポーツ施設の整備等においては、他都市での先進事例も参考としながら、県や民間との連携をはじめとした施設の整備や、学校体育施設の活用によるスポーツ環境確保の可能性を探っていくことも重要となります。

関係する現状まとめ及び詳細項目

関係計画から見る国・県等の動向	②施設ストック適正化の必要性 (関連詳細項目:A-2, A-3)
本市のスポーツ施設の状況とスポーツ施設に要する費用	⑤地域間・競技種別での施設及び稼働率の偏り ⑥スポーツ施設に係る維持管理費用の増加 (関連詳細項目:C-1, C-2, C-3, C-4, C-5)
他市の状況	⑦競技別に見えた施設の過剰と不足 ⑧多様な手法によるスポーツ活動環境確保の必要性 (関連詳細項目:D-1, D-2)

現状のまとめ及び課題の導出の関連性



• AP＝アプローチ

第3章 基本方針における考え方及び基本方針

1 基本方針における考え方

第2章では、本市の現状を計画型アプローチ、環境型アプローチ、運用型アプローチ、比較型アプローチの4つの視点から捉え、本市スポーツ施設における課題を整理しました。

ここでは、整理した課題に的確に対応できるよう、「利用の観点」と「管理の観点」双方のバランスを確保しながら、基本方針を設定していく必要があることから、基本方針の設定にあたり前提となる「3つの考え方」を次の通り設定します。

基本方針の設定にあたり前提となる3つの考え方

効率化

人口減少など社会環境が変化する中、スポーツ施設の質や数において、適正なバランスを確保しながら、優先化・重点化を図る

魅力化

幅広い世代のスポーツ活動をはじめ、エンターテインメント性の高いスポーツ観戦環境やプロスポーツ活動を支える場の整備など、スポーツ環境の更なる充実を図る

持続化

スポーツ施設の老朽化状況などに対応するとともに、設備の高効率化や再生可能エネルギーの導入など、環境に配慮した設備・機器の導入・更新をするなど、施設の維持・継続を図る

2 計画の基本方針

基本方針の設定にあたり前提となる3つの考え方を踏まえ、ここでは本計画における基本方針を設定します。

【方針①】 市内全域において市民が等しくスポーツ活動を楽しめる環境の実現

人口減少や少子高齢化が進行する中、スポーツニーズや環境の変化なども見据えながら、将来にわたって子どもから高齢者まで、誰もがスポーツ活動を楽しむことができる環境を実現します。

少子高齢化が進展する中においても、誰もが身近にスポーツに取り組むことができるよう、子どもから高齢者までの幅広い世代の利用が見込まれるプールや体育館など、屋内スポーツ施設の整備に取り組むとともに、利用者ニーズに合致した機能や設備の更新等を行うことにより、誰もがスポ

ーツを楽しむことができる環境を実現します。

【方針②】 継続的かつ合理的なスポーツ環境の実現

スポーツ施設における利用状況や稼働率などを踏まえながら、施設の修繕・改修の優先化・重点化を図るとともに、高効率な設備・機器への更新や再生可能エネルギーの導入など、スポーツ施設における環境配慮の取組を推進するほか、施設の集約化や統廃合等に取り組むことで、スポーツ施設全体の最適化を図ることにより、継続的で合理的なスポーツ環境を実現します。

スポーツ施設に要する経費が増加していく中、施設の位置付けや配置状況、種目別の利用状況などを踏まえながら、スポーツ施設に係る管理や改修等においては、これまで以上に優先化・重点化を図りながら効果的に取り組む必要があります。また、空調やLEDなど高効率な設備・機器への更新や、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入をはじめとした環境配慮に関する取組を推進します。さらに、少子高齢化に伴い、実施されるスポーツが変化することなども見据え、長期的な観点から適切な質的・量的バランスを確保していくため、将来的なスポーツ施設の集約化や用途転用などに向け、施設のあり方の検討を行うことにより、継続的かつ合理的なスポーツ活動環境を実現します。

【方針③】 安全・安心なスポーツ環境の実現と利用者の利便性向上の実現

スポーツ施設の老朽化の進行や気候変動などを的確に捉えながら、すべての人が安全な状況のもとで、安心してスポーツに取り組むことができる環境を実現するとともに、DXの推進などにより、スポーツ施設における利用者の利便性の向上を実現します。

各スポーツ施設の老朽化状況をはじめ、利用上における安全性の観点等から、修繕や改修・保全に取り組むとともに、気候変動や災害の頻発化等を踏まえながら、スポーツ施設における運営の見直し検討などを行うことにより、市民が安全に安心してスポーツ活動を実施できる環境を実現します。また、施設の予約や利用料支払いにおけるデジタル化の更なる推進をはじめ、スポーツ施設において活用できる新たなデジタル技術の導入の検討などに取り組むことにより、利用者の利便性向上を実現します。

【方針④】 市の魅力・活力づくりに資するスポーツ環境の実現

本市スポーツ施設における大規模な大会の開催やプロスポーツチームの活動により、スポーツを通じた賑わいの創出ができるよう、市の魅力や活力づくりに資するスポーツ環境を実現します。

スポーツ施設において全国大会や国際大会を開催することや、本市プロスポーツチームの活動を施設面から支援していくことにより、スポーツを通し「みる」「あつまり」「ともに」を楽しむことができる環境の実現につなげることができることから、賑わいの創出や市の魅力・活力づくりにつながるスポーツ環境の整備を実現します。

第4章 施策及び個別事業

1 市民のスポーツ活動を支えるための施設整備・管理等における基本的な考え方

第3章では、本市スポーツ施設における課題への対応について、4つの基本方針を定めました。

ここでは、4つの基本方針に基づき、各事業を実施するにあたり、基本となるスポーツ施設の整備や管理等における考え方を整理します。

【再掲】4つの基本方針

【方針①】	市内全域において市民が等しくスポーツ活動を楽しめる環境の実現
【方針②】	継続的かつ合理的なスポーツ環境の実現
【方針③】	安全・安心なスポーツ環境の実現と利用者の利便性向上の実現
【方針④】	市の魅力・活力づくりに資するスポーツ環境の実現

(1) 公・民スポーツ施設の役割分担

『第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画』において整理した「公・民スポーツ施設の役割分担」の考え方を継承するとともに、本計画においては、新たに、「公共における「みる」スポーツの役割」及び「市スポーツ施設以外の施設の有効活用」についての考え方を示します【新規計上】。

まず、市内における公共スポーツ施設と民間スポーツ施設の配置状況をみると、市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、本市では、体育館をはじめ、野球場やサッカー場、庭球場など、比較的競技の普及度が高く、団体で行う種目を中心に(★)、施設を整備しています。また、民間では収益性が確保しにくい弓道場やアーチェリー場など(★)の施設も市のスポーツ施設として整備しています。

本市における主な公共スポーツ施設の設置数

競技施設	県スポーツ施設	市スポーツ施設	市関連施設
体育館	3	※7	3
野球場・ソフトボール場	1	(★)19	—
競技場・サッカー場・陸上競技場	2	(★)8	—
庭球場	2	(★)8	2
プール	2	3	2
ゲートボール場	—	7	—
弓道場・アーチェリー場	1	(★)3	—

・ 栃木県・宇都宮市のホームページの情報から施設情報を収集、集計のうえ作成
※設整備中の北西部地域体育施設を含む

一方で、民間のスポーツ施設に目を向けると、屋内施設としては、トレーニング場やプール、武

道関連の施設(★)が多く、また屋外施設としてはゴルフ場など(★)、全体として個人で実施する施設が多い傾向にあることが分かります。

栃木県内における主な民間スポーツ施設の設置数

競技施設	令和3年度	令和6年度
体育館	14	22
トレーニング場	90	(★)118
ダンス場	19	15
水泳プール	59	(★)64
空手・合気道場	33	(★)24
柔道・剣道場・柔剣道場	15	(★)17
庭球場	11	13
ゴルフ場・ゴルフ練習場	218	(★)225
馬場	15	11
射撃場	9	19
ボウリング場	6	5

出典：文部科学省『社会教育調査』(令和3年度、6年度(中間))

このように、公共と民間のスポーツ施設の設置状況などを踏まえると、公共スポーツ施設及び民間スポーツ施設の特徴について、次のように整理することができます。

公共スポーツ施設及び民間スポーツ施設の特徴

	公共スポーツ施設	民間スポーツ施設
経営の考え方	・公共性・非営利 ・受益者負担<低>	・営利 ・受益者負担<高>
対象者の考え方	・全市民 ・団体・サークル > 個人	・限定された会員など ・個人 > 団体・サークル
施設の目的	・競技志向<高> ・大会利用～市民スポーツ活動	・レジャー性<高> ・市民スポーツ活動
ハードの考え方	・ハード機能・設備<低～高> ・流行・トレンドへの対応<遅>	・ハード機能・設備<高> ・流行・トレンドへの対応<早>
ソフト面の考え方	・開設時間<中> ・利用手続き<やや煩雑>	・開設時間 <長> ・利用手続き<簡素>

公共スポーツ施設においては、市民全体を対象とし、潜在ニーズの掘り起こしも含め、スポーツ人口の裾野拡大を図るとともに、広く市民が生涯にわたりスポーツに親しめるよう、人口や配置バランスなどを考慮しながら、普及度が高い競技や多目的の利用ができる施設などを中心に、活動の機会を提供しています(するスポーツの役割)。

また、見る人に感動や憧れを与え、市民のスポーツ活動の動機付けにもつなげることができるよう、トップレベルのプロスポーツ観戦の機会を提供しています(みるスポーツの役割)。

一方、民間スポーツ施設においては、レジャー性の高い競技や注目を浴びている競技などを中心に、市場ニーズを捉え、利用者に付加価値の高いスポーツ活動の機会や活動の場を提供して

います。

公・民スポーツ施設の役割分担イメージ図

【公共スポーツ施設】

位置付け

- スポーツ人口の裾野拡大を図り、スポーツ活動の機会や場を提供
- 普及度が高い競技や多目的の利用ができる施設など

公共スポーツ施設

- 体育館
- 野球・ソフトボール場
- サッカー場
- スケート場、弓道場

公共・民間スポーツ施設

- 庭球場
- ジム・トレーニング施設
- 武道場
- プール
- アーバンスポーツ
- キャンプ場

【民間スポーツ施設】

民間スポーツ施設

- ゴルフ場・ゴルフ練習場
- ボーリング場

位置付け

- 市場ニーズを捉え、利用者に付加価値の高いスポーツ活動の機会や場を提供
- レジャー性の高い競技や注目を浴びている競技施設など

【市スポーツ施設以外の施設の活用について】

公共スポーツ施設においては、市スポーツ施設以外にも、スポーツを行うことができる市有施設として、学校体育施設や福祉関連施設などがあります。また、市有施設以外にも、県や他市のスポーツ施設をはじめ、大学などが管理するスポーツ施設も存在します。

これらの施設は、市スポーツ施設と同類の体育館や野球場、サッカー場、プールなどの施設が多いことから、市スポーツ施設以外の施設も、スポーツを提供するストックのひとつとして捉え、市民のスポーツ活動環境の確保において有効活用を図っていくことが重要となります。

公・民スポーツ施設の役割分担イメージ図

【公共スポーツ施設】

位置付け

- ・スポーツ人口の裾野拡大を図り、スポーツ活動の機会や場を提供
- ・普及度が高い競技や多目的の利用ができる施設など

公共スポーツ施設

- ・体育館
- ・野球・ソフトボール場
- ・サッカー場
- ・スケート場、弓道場

公共・民間スポーツ施設

- ・庭球場
- ・ジム・トレーニング施設
- ・武道場
- ・プール
- ・アーバンスポーツ
- ・キャンプ場

【民間スポーツ施設】

民間スポーツ施設

- ・ゴルフ場・ゴルフ練習場
- ・ボーリング場

位置付け

- ・市場ニーズを捉え、利用者に付加価値の高いスポーツ活動の機会や場を提供
- ・レジャー性の高い競技や注目を浴びている競技施設など

市民のスポーツ活動環境の確保において有効活用を図る施設

【市スポーツ施設】

【市スポーツ以外の施設】

- ・学校体育施設
- ・健康増進等の施設

【県・他市スポーツ施設】

【大学等スポーツ施設】

< 公民スポーツ施設の役割分担 >

- 公・民におけるスポーツ施設の役割分担を基本とし、県有施設等の整備状況を踏まえながら、市スポーツ施設としての機能やあり方を検討し、本市におけるスポーツ活動環境の充実に取り組む。

(2) スポーツ施設の位置付け

第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画において整理した「スポーツ施設の位置付け」の考え方を継承するとともに、本計画においては、各スポーツ施設における機能や設備、利用状況等を踏まえ、「拠点施設」及び「準拠点施設」を位置付けます。

拠点施設及び準拠点施設の定義

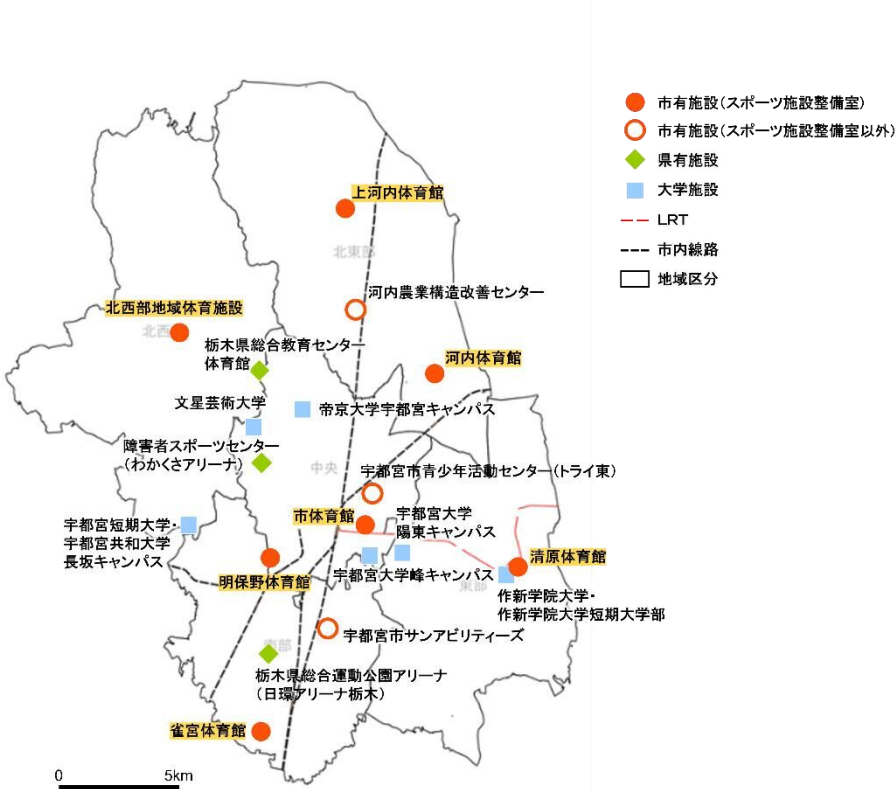
	定義				
拠点施設	全国大会から市民利用まで幅広い需要に応える整備水準の高い施設で、プロスポーツ環境の観点からも施設機能の充実が求められる施設 【主な水準例】 <table border="0"> <tr> <td> ◆<u>体育館</u> - 必要な観覧席を設けていること - メインアリーナ以外にサブアリーナを有していること - 空調設備が備わっていること - 管理事務所を有していること </td><td> ◆<u>サッカー場</u> - 必要な観覧席を設けていること - 芝生が舗装されていること - 夜間照明設備を有していること - 管理事務所を有していること </td></tr> <tr> <td> ◆<u>野球場</u> - 必要な観覧席を設けていること - 硬式野球に対応していること - 芝生が舗装されていること - 夜間照明設備を有していること - 管理事務所を有していること </td><td> ◆<u>庭球場</u> - 全国的な大会開催に必要な面数を確保していること - 全天候型のコートが設置されていること - 夜間照明設備を有していること - クラブハウスを有していること - 管理事務所を有していること </td></tr> </table>	◆<u>体育館</u> - 必要な観覧席を設けていること - メインアリーナ以外にサブアリーナを有していること - 空調設備が備わっていること - 管理事務所を有していること	◆<u>サッカー場</u> - 必要な観覧席を設けていること - 芝生が舗装されていること - 夜間照明設備を有していること - 管理事務所を有していること	◆<u>野球場</u> - 必要な観覧席を設けていること - 硬式野球に対応していること - 芝生が舗装されていること - 夜間照明設備を有していること - 管理事務所を有していること	◆<u>庭球場</u> - 全国的な大会開催に必要な面数を確保していること - 全天候型のコートが設置されていること - 夜間照明設備を有していること - クラブハウスを有していること - 管理事務所を有していること
◆<u>体育館</u> - 必要な観覧席を設けていること - メインアリーナ以外にサブアリーナを有していること - 空調設備が備わっていること - 管理事務所を有していること	◆<u>サッカー場</u> - 必要な観覧席を設けていること - 芝生が舗装されていること - 夜間照明設備を有していること - 管理事務所を有していること				
◆<u>野球場</u> - 必要な観覧席を設けていること - 硬式野球に対応していること - 芝生が舗装されていること - 夜間照明設備を有していること - 管理事務所を有していること	◆<u>庭球場</u> - 全国的な大会開催に必要な面数を確保していること - 全天候型のコートが設置されていること - 夜間照明設備を有していること - クラブハウスを有していること - 管理事務所を有していること				
準拠点施設	拠点施設に準じる機能を有する施設で、地域の生涯スポーツの拠点となり、地域の活動拠点として、利便性や環境の確保が求められる施設				

まず、主なスポーツ施設の種別ごとに、拠点施設、準拠点施設に求められる機能が充足しているかについて整理します。

ア 体育館

市体育館及び清原体育館は、約2,000席以上の観客席があり、主競技場に加え副競技場も有しており、プロスポーツから大規模大会・市民利用まで、幅広い需要に応えることができる施設であるため、拠点施設レベルの水準を満たしていると言えます。

また、その他の体育館は、空調設備が備わっており、県大会などでも利用されているため、準拠点施設レベルの水準を満たしていると言えます。



地区	施設名	利用格式 ※1, 2							競技施設	延床面積 (㎡)	観客席 (席)	面数	設備	管理事務所	水準
		ブ	全	関	県	市	他	外							
中央	市体育館	○	○	○	○	○	○	○	主・副競技場	2,852	2,098	2	空調	○	拠点レベル
北西部	北西部地域体育施設	—	—	—	○	○	○	○	競技場	(整備中)	—	1	空調	○	準拠点レベル
北東部	河内体育館	—	○	○	○	○	○	○	競技場	1,787	245	1	空調	○	準拠点レベル
	上河内体育館 ※3	—	—	—	—	○	○	○	競技場	952	—	1	—	○	準拠点レベル
南部	雀宮体育館	—	—	—	○	○	○	○	競技場	1,535	—	1	空調	○	準拠点レベル
	明保野体育館	—	—	—	○	○	○	○	競技場	924	—	1	空調	○	準拠点レベル
東部	清原体育館	○	○	○	○	○	○	○	主・副競技場	2,924	1,950	2	空調	○	拠点レベル

※1 利用格式の表記 ブ:プロ利用, 全:全国大会利用, 関:関東大会利用, 県:県大会利用, 市:市大会利用, 他:その他大会利用, 外:大会以外
※2 北西部地域体育施設の利用格式は見込みでの記載
※3 上河内体育館の空調設備は、今後整備予定(卓球場は設置済)

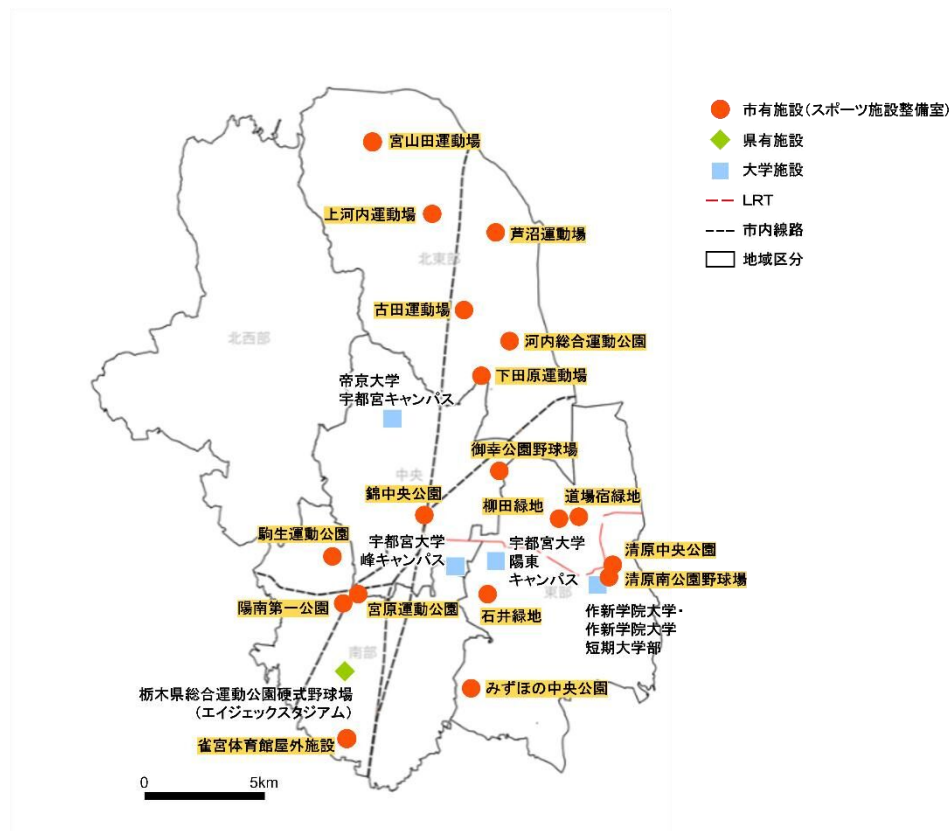
【参考】市内に立地する他の体育館

地区	施設分類	施設名
中央	市関連施設	宇都宮市青少年活動センター(トライ東)
	県施設	障害者スポーツセンター(わかくさアリーナ)
	大学施設	宇都宮大学峰キャンパス, 帝京大学宇都宮キャンパス, 文星芸術大学
北西部	県施設	栃木県総合教育センター体育館
	大学施設	宇都宮共和大学・宇都宮短期大学 長坂キャンパス
北東部	市関連施設	河内農業構造改善センター
南部	市関連施設	宇都宮市サンアビリティーズ
	県施設	栃木県総合運動公園アリーナ(日環アリーナ栃木)
東部	大学施設	宇都宮大学陽東キャンパス, 作新学院大学・作新学院大学短期大学部

イ 野球場・ソフトボール場

清原中央公園(清原球場)は、観客席や夜間照明があり、硬式野球にも対応でき、プロスポーツから大規模大会・市民利用まで幅広い需要に応えることができる施設であるため、拠点施設レベルの水準を満たしていると言えます。

また、宮原運動公園及び駒生運動公園は、観客席や屋根があり、関東大会などの大規模な試合でも利用されているため、準拠点施設レベルの水準を満たしていると言えます。



地区	施設名	利用格式 ※1							競技施設	延床面積 (㎡)	観客席 (席)	面数 ※2	設備	管理 事務所	水準
		ブ	全	関	県	市	他	外							
中央	御幸公園 野球場	—	—	—	—	—	—	○	野球場	9,745	—	野 1	野芝(外野)	—	—
	錦中央公園	—	—	—	—	—	—	○	ソフトボール場	7,087	—	ソ 1	—	—	—
北東部	河内総合 運動公園	—	—	—	○	○	○	○	多目的運動広場	23,000	—	野2ソ1	夜間照明	○	—
	上河内運動場	—	—	—	—	—	○	○	野球場	10,100	—	野1,ソ1	夜間照明	△※3	—
	下田原運動場	—	—	—	—	—	○	○	野球場	10,500	—	野1,ソ2	夜間照明	○	—
	宮山田運動場	—	—	—	—	—	—	○	グラウンド	12,344	—	野1,ソ2	—	—	—
	芦沼運動場	—	—	—	—	—	—	○	グラウンド	12,834	—	野1,ソ2	—	—	—
	古田運動場	—	—	—	—	—	○	○	グラウンド	11,434	—	野1,ソ2	—	—	—
南部	雀宮体育館 屋外施設	—	—	—	—	—	—	○	多目的運動広場	6,995	—	ソ 1	—	△※3	—
	宮原運動公園	—	—	○	○	○	○	○	野球場	14,000	1,210	野 1	一部屋根あり 硬式対応 野芝(外野)	○	準拠点 レベル
	駒生運動公園	—	—	○	○	○	○	○	野球場	23,655	1,000	野 2	一部屋根あり 夜間照明 野芝(外野)	○	準拠点 レベル
	屋板運動場	—	—	—	—	—	○	○	多目的運動広場	17,348	—	野 2	夜間照明	○	—
	陽南第一公園	—	—	—	—	—	—	○	野球場	13,832	—	野 2	—	—	—
東部	清原中央公園	○	—	○	○	○	○	○	野球場	16,350	18,000	野 1	夜間照明 硬式対応 人工芝	○	拠点 レベル
	清原南公園 野球場	—	—	—	—	○	○	○	野球場	9,589	—	野 1	野芝(外野)	—	—
	みずほの中央公園	—	—	—	—	—	—	○	野球場	11,400	—	野 2	野芝(外野)	—	—
	石井緑地	—	—	—	○	○	○	○	野球場, ソフトボール場	43,354	—	野4ソ1	野芝(外野)	○	—
	柳田緑地	—	—	—	○	○	○	○	野球場, ソフトボール場	101,154	—	野5ソ4	野芝(外野)	○	—
	道場宿緑地	—	—	—	○	○	○	○	野球場, ソフトボール場	46,747	—	野2ソ4	野芝(外野)	—	—

※1 利用格式の表記 ブ:プロ利用, 全:全国大会利用, 関:関東大会利用, 県:県大会利用, 市:市大会利用,
他:その他大会利用, 外:大会以外

※2 競技場数・面数の表記 野:野球場, ソ:ソフトボール場

※3 隣接地に管理事務所有(上河内運動場:上河内体育館, 雀宮体育館屋外施設:雀宮体育館)

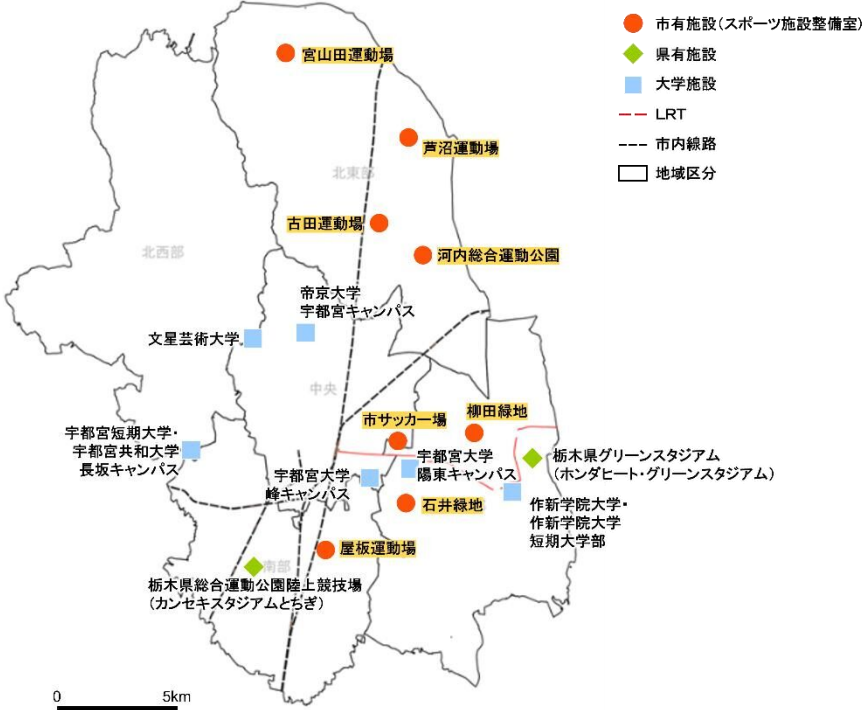
【参考】市内に立地する他の野球場・ソフトボール場

地区	施設分類	施設名
中央	大学施設	宇都宮大学峰キャンパス, 帝京大学宇都宮キャンパス
	県施設	栃木県総合運動公園硬式野球場(エイジェックススタジアム)
東部	大学施設	宇都宮大学陽東キャンパス, 作新学院大学・作新学院大学短期大学部

ウ 競技場・サッカー場

河内総合運動公園は、観客席や夜間照明があり、プロスポーツから大規模大会・市民利用まで幅広い需要に応えることができる施設であるため、拠点施設レベルの水準を満たしていると言えます。

また、市サッカー場は、観客席があり、関東大会などの大規模な試合でも利用されているため、準拠点施設レベルの水準を満たしていると言えます。



地区	施設名	利用格式 ※1							競技施設	延床面積 (㎡)	観客席 (席)	面数 ※2	設備	管理事務所	水準
		ブ	全	関	県	市	他	外							
北東部	河内総合運動公園	○	○	○	○	○	○	○	陸上競技場	22,000	342	陸1サ1	天然芝	○	拠点レベル
	宮山田運動場	—	—	—	—	—	—	○	グラウンド	12,344	—	サ1	—	—	—
	芦沼運動場	—	—	—	—	—	—	○	グラウンド	12,834	—	サ1	—	—	—
	古田運動場	—	—	—	—	—	○	○	グラウンド	11,434	—	サ1	—	—	—
南部	屋板運動場	—	—	—	—	○	○	○	多目的運動広場	17,348	—	サ1	夜間照明	○	—
東部	市サッカー場	—	—	○	○	○	○	○	サッカー場	11,694	2,441	サ1	メイン(人工芝) サブ(野芝)	○	準拠点レベル
	石井緑地	—	—	—	○	○	○	○	多目的運動広場	45,672	—	サ6	芝生2 クレー4	○	—
	柳田緑地	—	—	—	—	○	—	○	サッカー場	11,730	—	サ1	—	○	—

※1 利用格式の表記 ブ:プロ利用, 全:全国大会利用, 関:関東大会利用, 県:県大会利用, 市:市大会利用, 他:その他大会利用, 外:大会以外
 ※2 競技場数・面数の表記 陸:陸上競技場, サ:サッカー場

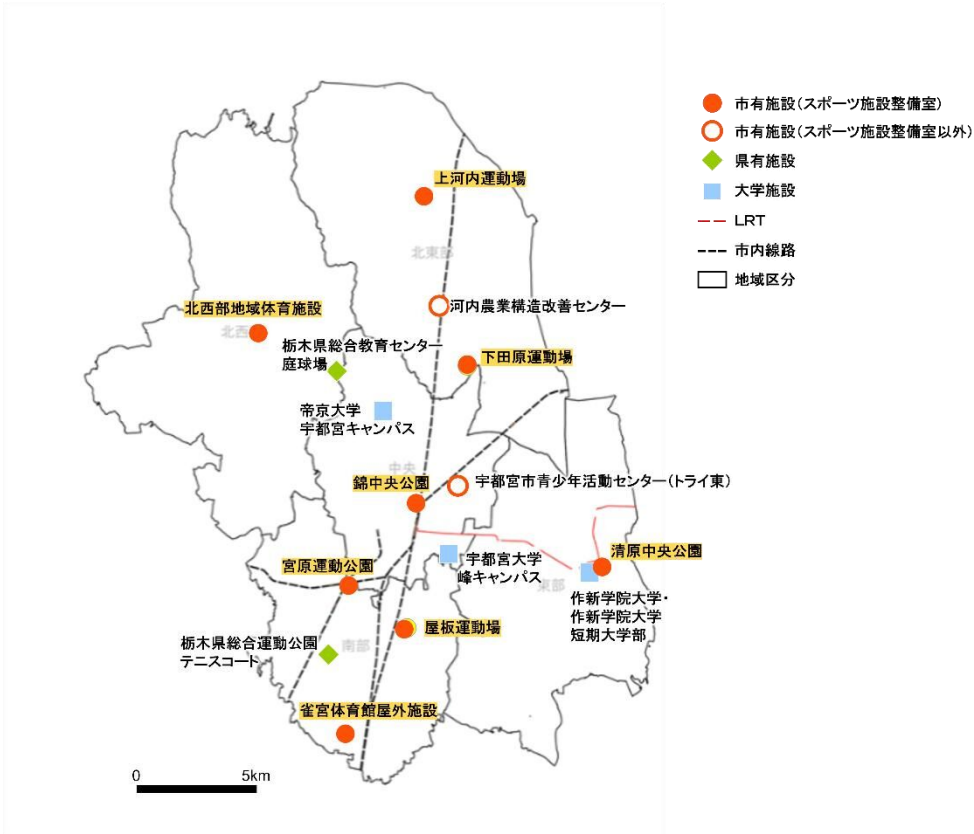
【参考】市内に立地する他の競技場・サッカー場

地区	施設分類	施設名
中央	大学施設	宇都宮大学峰キャンパス、帝京大学宇都宮キャンパス、文星芸術大学
北西部	大学施設	宇都宮共和大学・宇都宮短期大学 長坂キャンパス
南部	県施設	栃木県総合運動公園陸上競技場(カンセキスタジアムとちぎ)
東部	県施設	栃木県グリーンスタジアム(ホンダヒート・グリーンスタジアム)
	大学施設	宇都宮大学陽東キャンパス、作新学院大学・作新学院大学短期大学部

工 庭球場

屋板運動場は、全天候型のコートが15面あり、かつ夜間照明も有するなど、全国大会から市民利用まで幅広い需要に応えることができる施設であるため、拠点施設レベルの水準を満たしていると言えます。

また、清原中央公園は、屋板運動場に次いで面数が多く、全天候型で夜間照明があり、関東大会などの大規模な試合でも利用されているため、準拠点施設レベルの水準を満たしていると言えます。



地区	施設名	利用格式 ※1, 2							競技施設	延床面積 (㎡)	観客席 (席)	面数	設備	管理事務所	水準
		ブ	全	関	県	市	他	外							
中央	錦中央公園	—	—	—	—	—	—	○	庭球場	1,325	—	2	—	—	—
北西部	北西部地域体育施設	—	—	—	○	○	○	○	庭球場	(整備中)	—	6	全天候 夜間照明	○	—
北東部	上河内運動場	—	—	—	—	—	—	○	庭球場	1,640	—	2	全天候	△※3	—
	下田原運動場	—	—	—	—	—	—	○	庭球場	1,555	—	2	—	○	—
南部	雀宮体育館 屋外施設	—	—	—	—	—	—	○	庭球場	1,515	—	2	—	△※3	—
	宮原運動公園	—	—	—	○	○	○	○	庭球場	4,434	—	6	全天候 夜間照明	○	—
	屋板運動場	—	○	—	○	○	○	○	庭球場	10,190	—	15	全天候 夜間照明 クラブハウス	○	拠点 レベル
東部	清原中央公園	—	—	○	○	○	○	○	庭球場	6,400	—	8	全天候 夜間照明	○	準拠点 レベル

※1 利用格式の表記 ブ:プロ利用, 全:全国大会利用, 関:関東大会利用, 県:県大会利用, 市:市大会利用, 他:その他大会利用, 外:大会以外

※2 北西部地域体育施設の利用格式は見込みでの記載

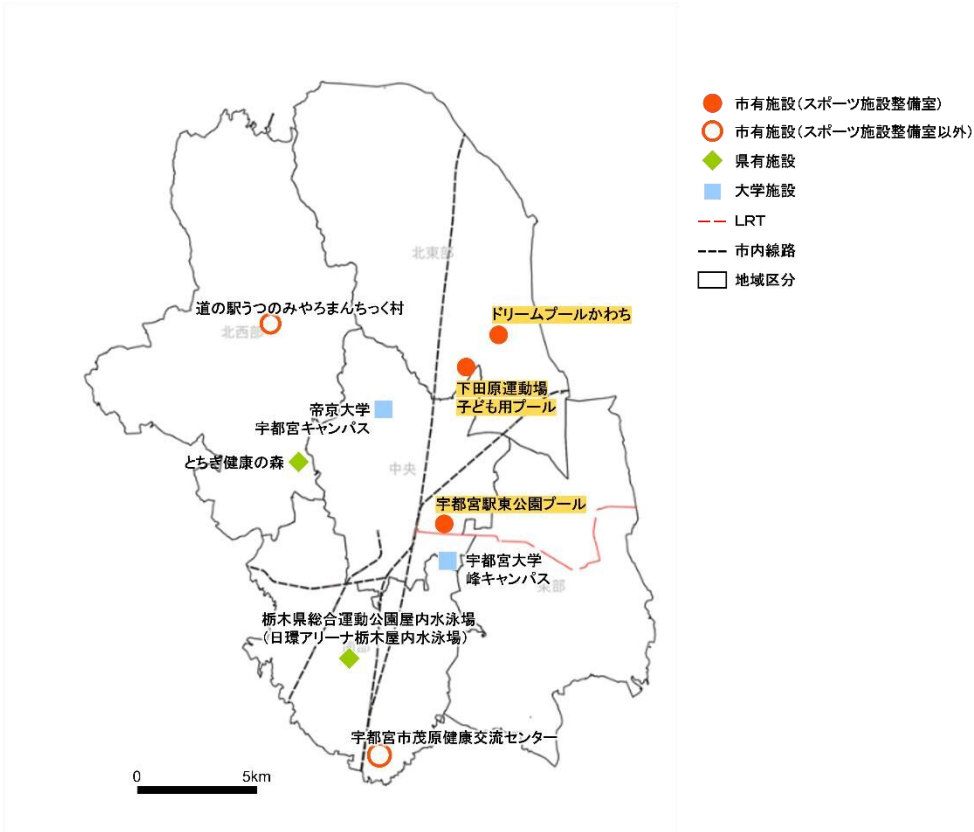
※3 隣接地に管理事務所所有(上河内運動場:上河内体育館, 雀宮体育館屋外施設:雀宮体育館)

【参考】市内に立地する他の庭球場

地区	施設分類	施設名
中央	市関連施設	宇都宮市青少年活動センター(トライ東)
	大学施設	宇都宮大学峰キャンパス, 帝京大学宇都宮キャンパス
北西部	県施設	栃木県総合教育センター庭球場
北東部	市関連施設	河内農業構造改善センター
南部	県施設	栃木県総合運動公園テニスコート
東部	大学施設	作新学院大学・作新学院大学短期大学部

オ プール

河内総合運動公園内にあるドリームプールかわちは、観客席があり、夏期の開場に限られる駅東公園プールや下田原運動場子ども用プールに比べ、年間を通じて利用できる屋内プールであり、25mの公認も取得し、市大会から市民利用まで幅広い需要に応える整備水準の高い施設であるため、準拠点施設レベルの水準を満たしていると言えます。



地区	施設名	利用格式 ※						競技施設	延床面積 (㎡)	観客席 (席)	面数	設備	管理事務所	水準
		ブ	全	関	県	市	他							
中央	駅東公園プール	—	—	—	—	—	—	屋外プール	20,014	—	25m:8コース 50m:9コース 子ども、幼児	—	○	—
北東部	ドリームプールかわち	—	—	—	—	○	○	屋内プール (25m 公認)	3,684	192	25m:8コース 子ども、幼児、流水	—	○	準拠点レベル
	下田原運動場	—	—	—	—	—	—	屋外プール	150	—	子ども	—	○	—

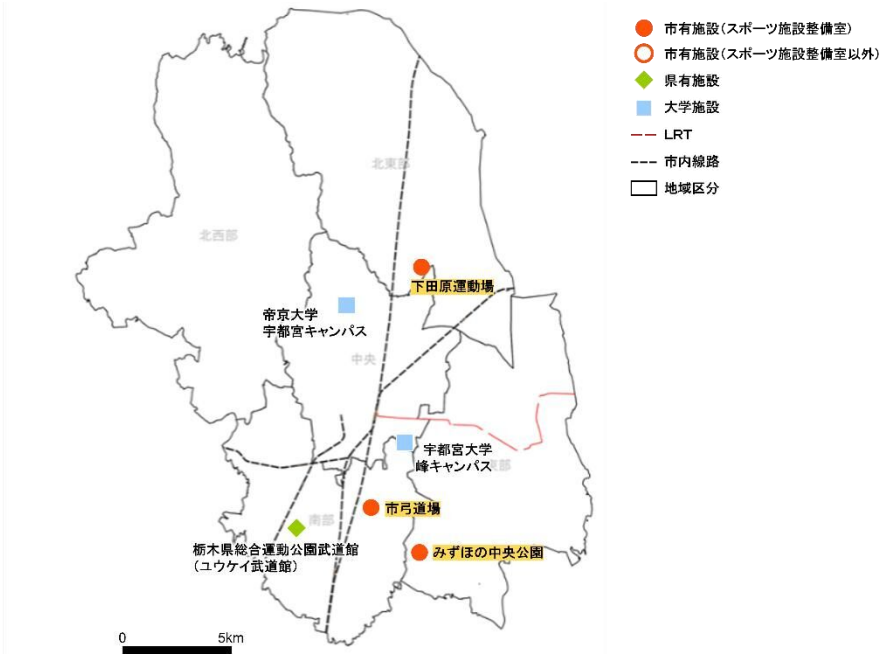
※ 利用格式の表記 ブ:プロ利用, 全:全国大会利用, 関:関東大会利用, 県:県大会利用, 市:市大会利用, 他:その他大会利用, 外:大会以外

【参考】市内に立地する他のプール

地区	施設分類	施設名
中央	大学施設	宇都宮大学峰キャンパス, 帝京大学宇都宮キャンパス, とちぎ健康の森
北西部	市関連施設	道の駅うつのみやろまんちっく村
南部	市関連施設	宇都宮市茂原健康交流センター
	県施設	栃木県総合運動公園屋内水泳場 (日環アリーナ栃木屋内水泳場)

カ 弓道場・アーチェリー場

市弓道場は、観客席や夜間照明があり、関東大会などの大規模な試合でも利用されているため、準拠点施設レベルの水準を満たしていると言えます。



地区	施設名	利用格式 ※1						競技施設	延床面積(m ²)	観客席(席)	面数	設備	管理事務所	水準
		ブ	全	関	県	市	他							
北東部	下田原運動場	—	—	—	—	—	—	弓道場	151	—	4人立	—	○	—
南部	市弓道場	—	—	○	○	○	○	弓道場	727	87	10人立	夜間照明	△※2	準拠点レベル
東部	みずほの中央公園	(不明)						アーチェリー場	1,792	—	—	夜間照明	—	—

※1 利用格式の表記 ブ:プロ利用, 全:全国大会利用, 関:関東大会利用, 県:県大会利用, 市:市大会利用, 他:その他大会利用, 外:大会以外

※2 隣接地に管理事務所有(市弓道場:屋板運動場)

【参考】市内に立地する他の弓道場・アーチェリー場

地区	施設分類	施設名
南部	県施設	栃木県総合運動公園武道館(ユウケイ武道館)

キ ゲートボール場

ゲートボール場は、大会での利用がなく、地域利用が中心となっているため、拠点・準拠点施設レベルに必要な水準を満たしていません。

地区	施設名	利用格式 ※1							競技施設	延床面積 (㎡)	観客席 (席)	面数	設備	管理事務所	水準
		ブ	全	関	県	市	他	外							
中央	錦中央公園	—	—	—	—	—	—	○	ゲートボール場	1,010	—	1	—	—	—
南部	雀宮体育館 屋外施設	—	—	—	—	—	—	○	多目的運動広場	6,995	—	1	—	△※2	—
	屋板運動場	—	—	—	—	—	—	○	ゲートボール場	773	—	2	—	○	—
	陽南第一公園	—	—	—	—	—	—	○	ゲートボール場	418	—	2	—	—	—
	陽南第二公園	—	—	—	—	—	—	○	ゲートボール場	7,440	—	4	—	—	—
東部	みずほの中央公園	—	—	—	—	—	—	○	ゲートボール場	1,529	—	4	—	—	—
	道場宿緑地	—	—	—	—	—	—	○	ゲートボール場	2,574	—	3	—	—	—

※1 利用格式の表記 ブ:プロ利用, 全:全国大会利用, 関:関東大会利用, 県:県大会利用, 市:市大会利用, 他:その他大会利用, 外:大会以外

※2 隣接地に管理事務所有(雀宮体育館屋外施設:雀宮体育館)

ク アーバンスポーツ・その他

アーバンスポーツについて、東部総合公園内にはスケートパーク及びBMXパークを整備し、北西部地域体育施設内にはBMXレースダートコースを整備し、それぞれ全国大会から市民利用まで幅広い需要に応えることができる施設とするため、拠点施設レベルの水準を満たすと言えます。

また、市スケートセンターは、市内で唯一の屋内アイスリンク場として、観客席を有し、全国大会から市民利用まで幅広い需要に応えることができる施設であるため、拠点施設レベルの水準を満たしていると言えます。

地区	施設名	利用格式 ※1, 2							競技施設	延床面積 (㎡)	観客席 (席)	面数	設備	管理事務所	水準
		ブ	全	関	県	市	他	外							
中央	宮サイクルステーション	—	—	—	—	—	—	○	サイクルステーション	115	—	—	レンタルバイク 21 台	—	—
北西部	北西部地域体育施設	—	○	—	○	○	○	○	BMXレースダート広場	(整備中)	—	—	—	○	拠点レベル
北東部	高間木キャンプ場	—	—	—	—	—	—	○	キャンプ場	—	—	—	かまど 10 基	—	—
南部	市スケートセンター	—	○	○	○	○	○	○	スケートセンター (夏季アリーナ利用)	1,800	248	1	—	○	拠点レベル
	陽南第一公園	—	—	—	—	—	—	○	相撲場	—	—	1	—	—	—
東部	東部総合公園	—	○	○	○	○	○	○	スケートパーク BMXパーク 多目的広場	約 5,800	—	—	屋根有 (BMXパークを除く)	○	拠点レベル

※1 利用格式の表記 ブ:プロ利用, 全:全国大会利用, 関:関東大会利用, 県:県大会利用, 市:市大会利用, 他:その他大会利用, 外:大会以外

※2 東部総合公園及び北西部地域体育施設の利用格式は見込みでの記載

ケ 地域管理施設

地域管理施設は、観客席や夜間照明などの設備がなく、地域利用が中心となっているため、拠点・準拠点施設レベルに必要な水準を満たしていません。

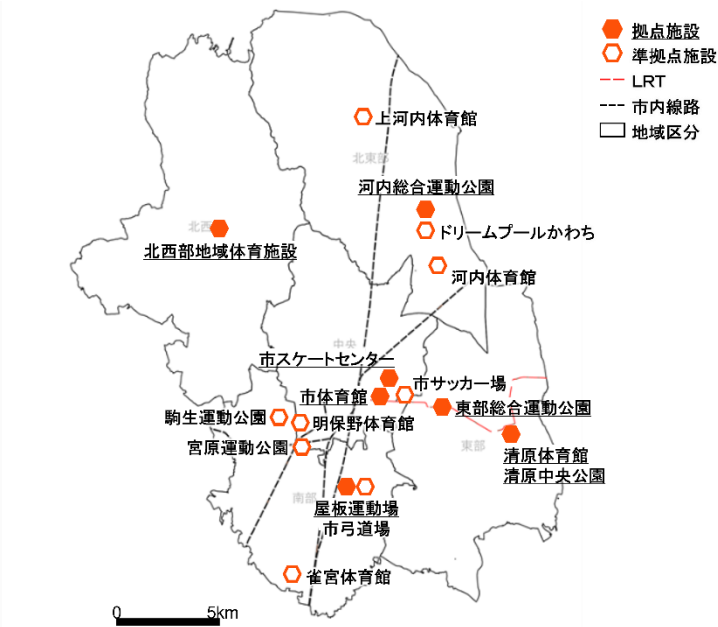
地区	施設名	利用格式 ※						競技施設	延床面積 (㎡)	観客席 (席)	面数	設備	管理 事務所	水準
		ブ	全	関	県	市	他	外						
中央	豊郷台 グラウンド	—	—	—	—	—	—	○	グラウンド	—	—	—	—	—
北西部	下荒針運動場	—	—	—	—	—	—	○	グラウンド	—	テニス:3, グラウンドゴルフ兼 ゲートボール:1	—	—	—
南部	東谷運動場	—	—	—	—	—	—	○	グラウンド	—	ゲートボール:1	—	—	—
	城南グラウンド	—	—	—	—	—	—	○	グラウンド	—	—	—	—	—

※ 利用格式の表記 プ:プロ利用, 全:全国大会利用, 関:関東大会利用, 県:県大会利用, 市:市大会利用, 他:その他大会利用, 外:大会以外

スポーツ施設の種別ごとに、観客席の有無や競技場の面数・設備、利用格式など、施設の水準を整理してきました。これまでの整理を踏まえ、本計画においては、拠点施設8施設、準拠点施設9施設を位置付けます。

位置付け	定義	施設名
拠点施設	全国大会から市民利用まで幅広い需要に応える整備水準の高い施設で、プロスポーツ活動環境の観点からも施設機能の充実が求められる施設	・市体育館 ・清原中央公園 ・屋板運動場 ・東部総合公園 ・清原体育館 ・河内総合運動公園 ・市スケートセンター ※北西部地域体育施設
準拠点施設	拠点施設に準じる機能を有する施設で地域の生涯スポーツの拠点となり、地域の活動拠点として、利便性や環境の確保が求められる施設	・明保野体育館 ・上河内体育館 ・宮原運動公園 ・市サッカー場 ・市弓道場 ・雀宮体育館 ・河内体育館 ・駒生運動公園 ・ドリームプールかわち

※整備中の施設



＜スポーツ施設の位置付け＞
➤ 拠点施設8施設、準拠点施設9施設を位置付ける。

(3) スポーツ施設のストック最適化に向けた検討手順

スポーツ庁が定めた「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)では、既存施設の現状に関する情報や利用状況などの環境に関する情報を収集して、個別施設の方向性を整理し、どういったスポーツ施設をどのように地域へ適切に提供していくのかを検討する必要があります。

本市においても、スポーツ施設のストック最適化に取り組むことができるよう、ここでは検討手順を整理します。

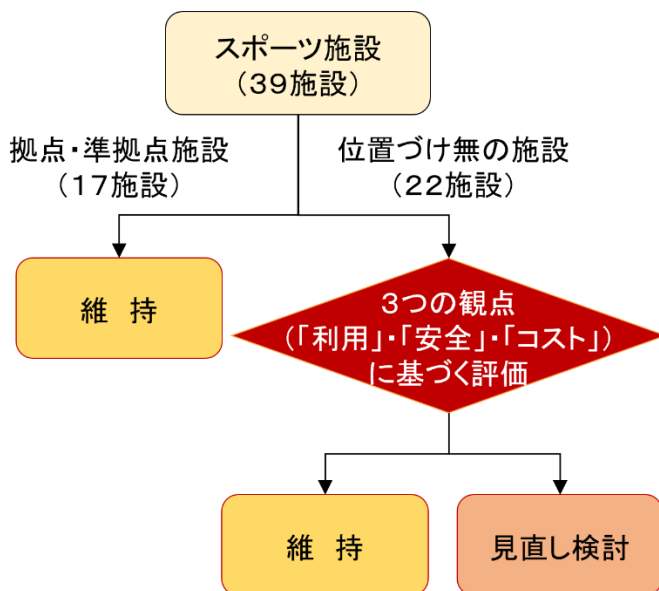
ア スポーツ施設の分類の手順

スポーツ施設のストック最適化に向け、まずは39あるスポーツ施設を、「維持する施設」又は「見直し検討を行う施設」の2つに分類します。

分類においては、前項のスポーツ施設の位置付けで整理した拠点・準拠点施設(17施設)は、スポーツ施設の中でも基幹的な役割を果たす重要な施設であることから、「維持」施設に分類します。

次に、位置付けのない施設(22施設)については、後述する「利用」・「安全」・「コスト」の3つの観点に基づき評価を行い、「維持」施設又は「見直し検討」施設に分類します。

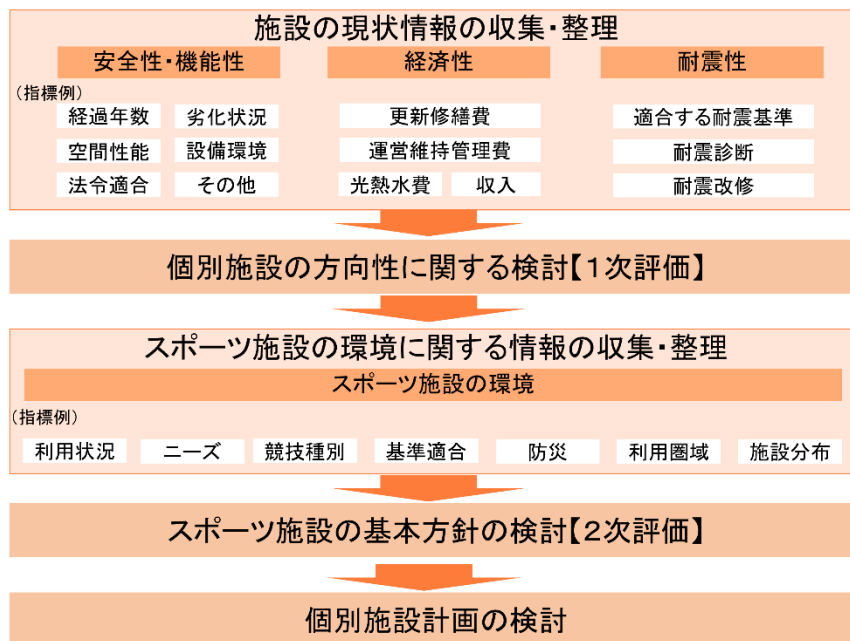
スポーツ施設の分類の手順



イ 評価の観点

スポーツ庁のガイドラインでは、施設の現況を評価するため、「安全性・機能性」「経済性」「耐震性」という観点及びスポーツ施設の環境を評価するため、「利用状況・ニーズ」「競技種別・基準適合」「防災」「利用圏域・施設分布」などの指標を用いて評価を行うことがまとめられています。

【参考】スポーツ庁のガイドラインにおけるスポーツ施設の現状・環境分析の流れのイメージ



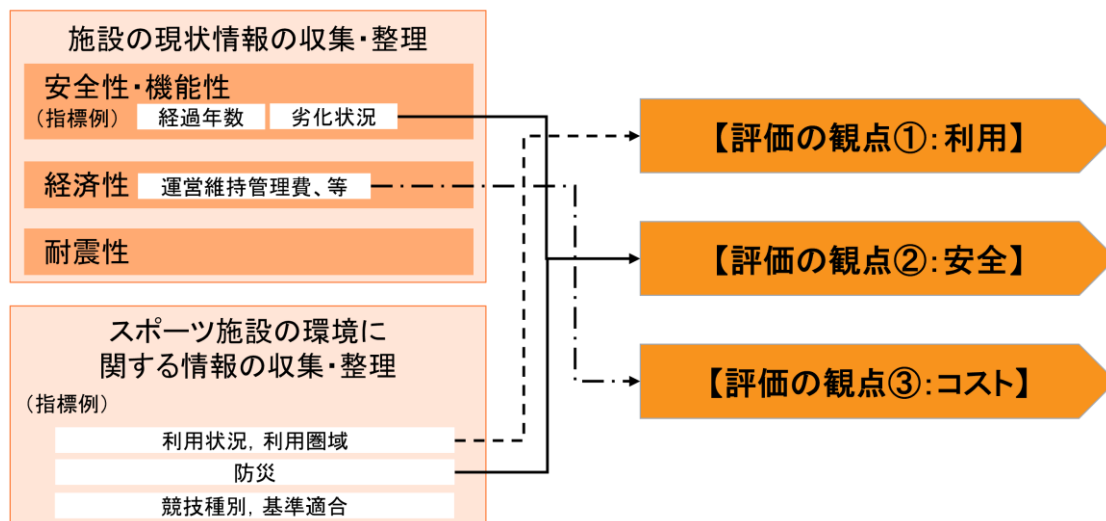
本市においては、スポーツ庁のガイドラインにおける評価の観点や指標を再構成して、3つの観点で評価を行うこととします。

まず、「スポーツ施設の環境(利用状況, 利用圏域)」などに関する指標を集約し、「評価の観点①:利用」として分析します。次に、施設の現状情報の「安全性・機能性(経過年数, 劣化状況)」, 「スポーツ施設の環境(防災)」などに関する指標を集約し、「評価の観点②:安全」として分析します。最後に、施設の現状情報の「経済性(更新修繕費, 運営維持管理費, 光熱水費等)」に関する指標については、「評価の観点③:コスト」として分析します。

スポーツ庁のガイドラインを踏まえた本市における評価の観点の整理

【スポーツ庁ガイドラインにおける指標例】

【本市における評価の観点】



次に、3つの評価の観点において踏まえる事項を整理し、指標を設定します。

まず、「利用」の観点においては、施設の利用人数や施設の規模、施設の立地を踏まえた評価ができるよう、「①利用者数」「②面積あたりの利用者数」「③半径2km圏域人口」を指標とします。

「安全」の観点においては、対象地の災害リスクや建物・設備の劣化状況、老朽化を踏まえた評価ができるよう、「①ハザード指定」「②劣化度」「③築年数」を指標とします。

「コスト」の観点においては、施設の管理に係る総費用や施設規模・利用者数を踏まえた費用の評価ができるよう、「①年間管理コスト」「②面積あたりの年間管理コスト」「③利用者数あたりの年間管理コスト」を指標とします。

評価における3つの観点と9つの指標

評価の観点	評価指標	評価内容
利用	指標1. 利用者数	- 施設の利用人数がどの程度いるのか - 施設の規模に対して相応の利用者数があるか - 施設を利用する潜在的なニーズ(周辺に居住する人口)がどの程度あるのか
	指標2. 面積あたりの利用者数	
	指標3. 半径2km圏域人口※	
安全	指標1. ハザード指定	- 対象地がハザード指定されているか - 将来的な修繕工事や建替え工事の可能性が高いか
	指標2. 劣化度	
	指標3. 築年数	
コスト	指標1. 年間管理コスト	- 施設の維持管理に係る費用がどの程度か - 施設の規模(面積)や利用者数に対してかかる費用がどの程度か
	指標2. 面積あたりの年間管理コスト	
	指標3. 利用者数あたりの年間管理コスト	

※ 国土交通省地方生活圏の基礎集落圏(老人・幼児の徒歩限界)に基づき半径2kmとする。

ウ 評価の方法

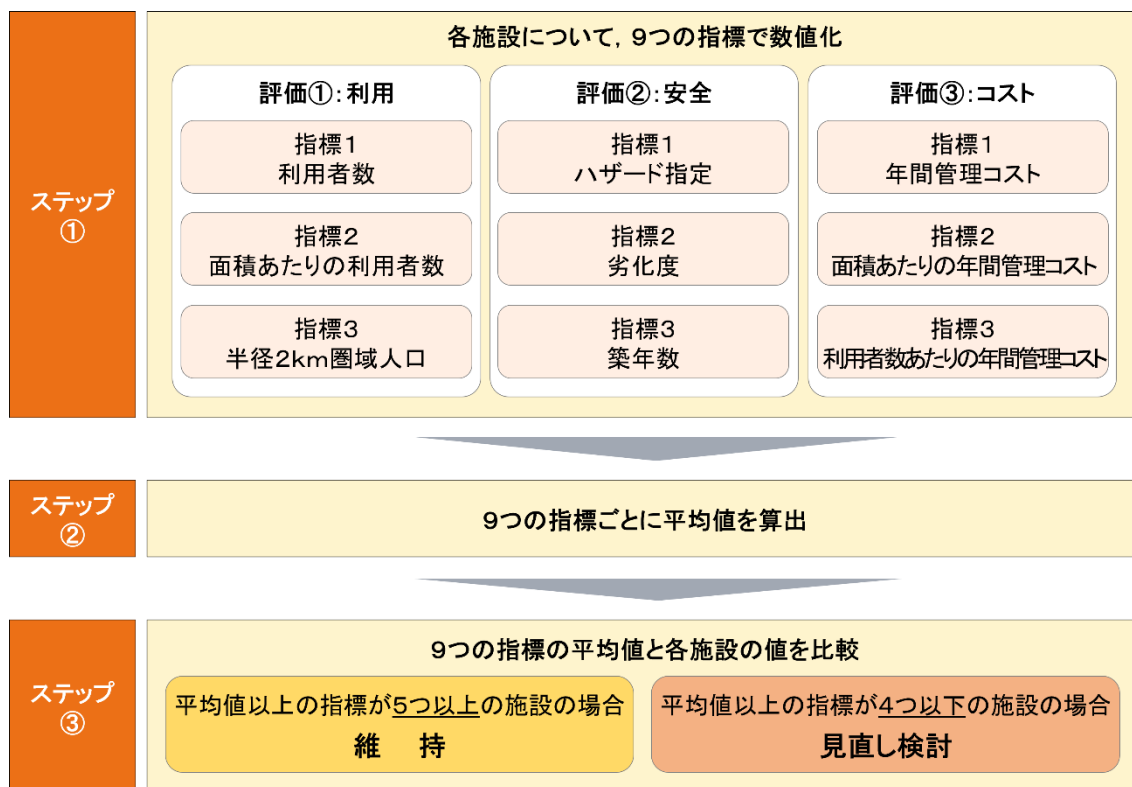
まず、評価対象となる各施設について、9つの指標を数値化します。

次に、それぞれの指標において、スポーツ施設の種別(※)ごとに平均値を算出します。

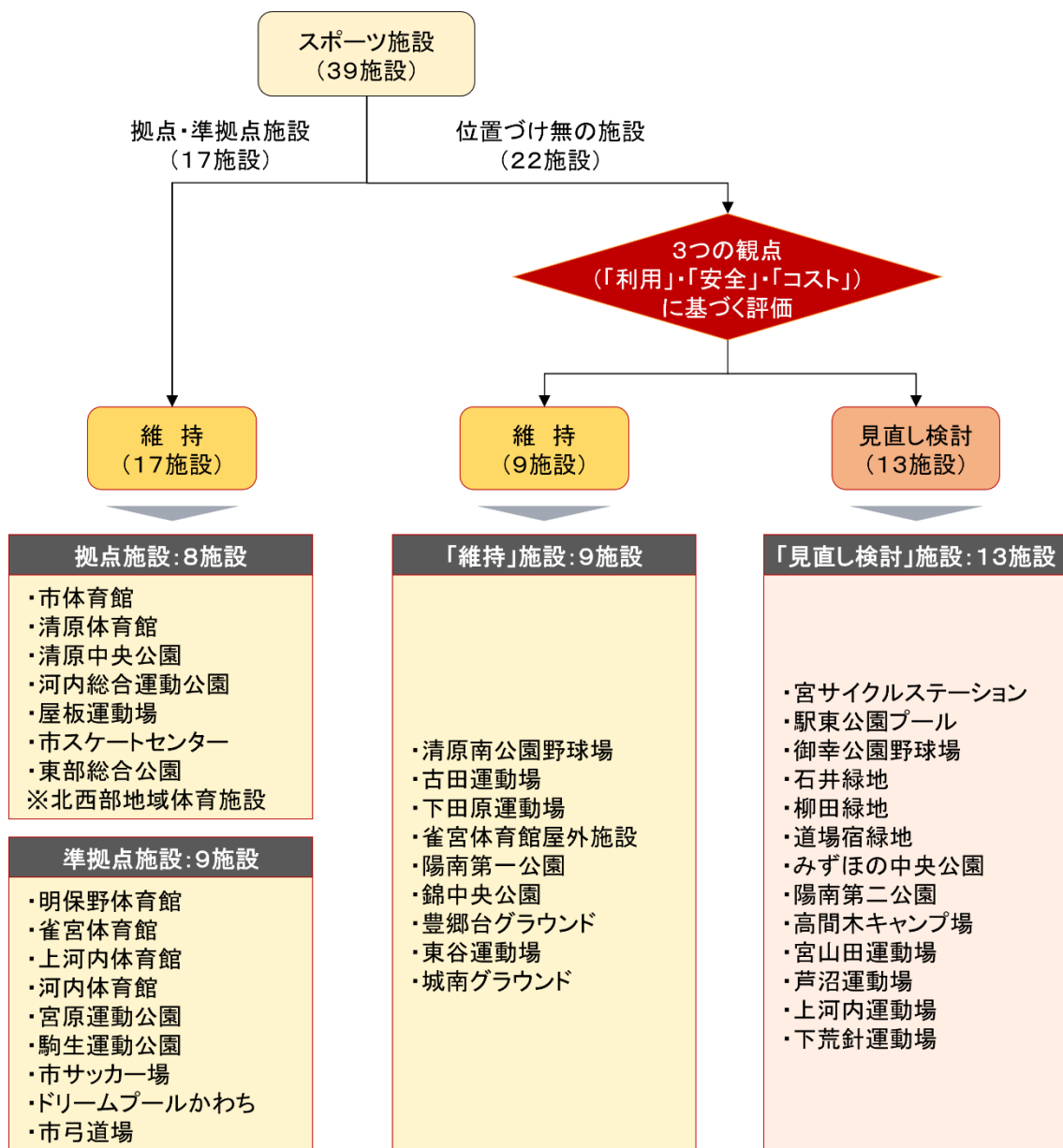
9つの指標のうち、平均値以上の指標が5つ以上の施設は相対的に課題が少ない施設として「維持」、4つ以下の施設は相対的に課題が多い施設として「見直し検討」に分類をします。

※ 体育館、野球場・ソフトボール場、競技場・サッカー場、庭球場、プール、ゲートボール場、弓道場・アーチェリー場、アーバンスポーツ・その他、地域管理施設

「見直し検討」施設の選定の流れ



＜検討結果＞



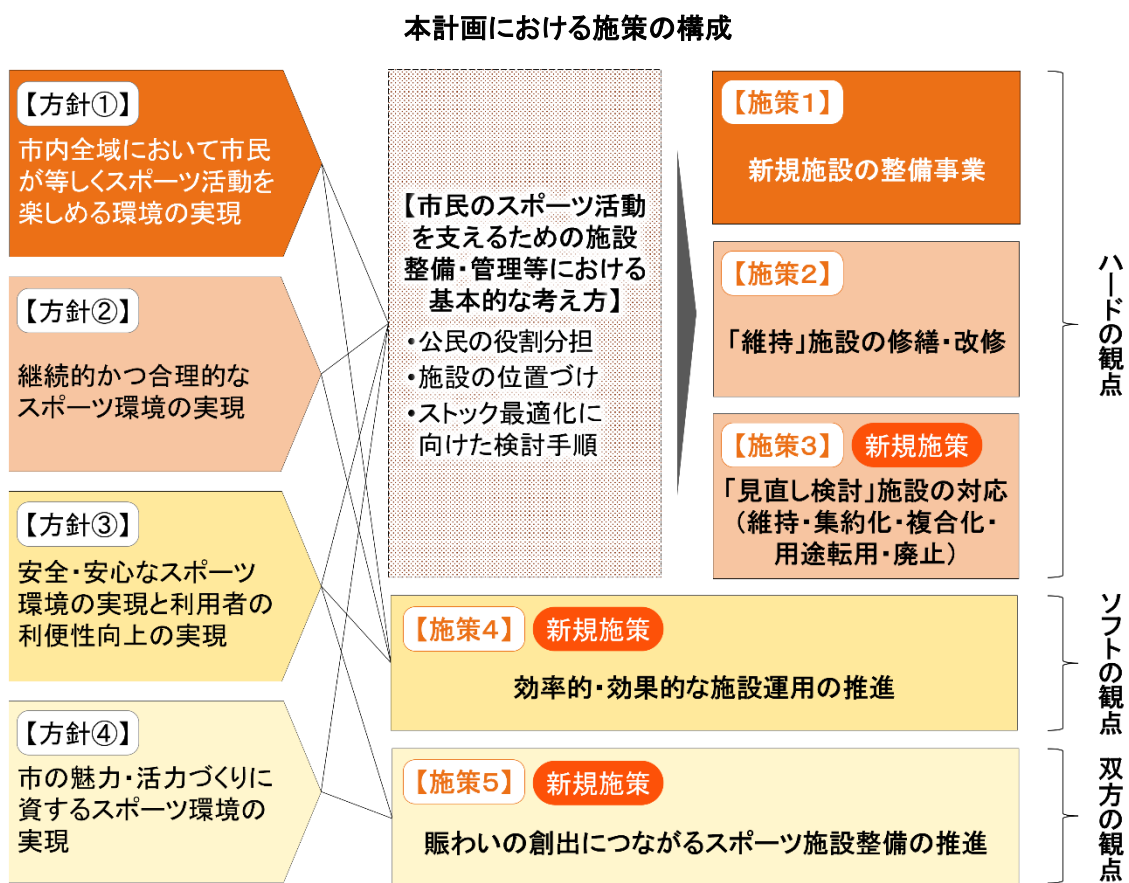
※整備中の施設

2 施策の構成

ここでは、現状を踏まえ導出した課題に対応するため、第3章で示した基本方針に基づき、本計画における施策の構成を整理します。

まず、これまで整理してきた「市民のスポーツ活動を支えるための施設整備・管理等における基本的な考え方」に基づき、ハードの観点からの施策として「新規」・「維持」・「見直し検討」施設に係る3つの施策(施策1, 2, 3)を位置付けます。

また、ハード以外の手法により、市民のスポーツ機会の確保やスポーツ施設の利便性向上を図ることができるよう、ソフトの観点からの施策(施策4)を設定するとともに、スポーツを通じた地域の賑わい創出に向けたハード・ソフトの双方の観点による施策(施策5)を位置付けます。



3 各施策における個別事業

ここからは、前項「施策の構成」で整理した5つの施策について、各施策における個別事業を含めた具体的な取組内容について整理します。

本計画における5つの施策

【施策1】	新規施設の整備事業
【施策2】	「維持」施設の修繕・改修
【施策3】	「見直し検討」施設の対応（維持・集約化・複合化・用途転用・廃止）
【施策4】	効率的・効果的な施設運用の推進
【施策5】	賑わいの創出につながるスポーツ施設整備の推進

3-1 【施策1】新規施設の整備事業

スポーツ施設の新設の検討にあたっては、市民の利用ニーズを踏まえながら、市スポーツ施設の整備状況をはじめ、公有財産の有効活用や本市におけるさまざまな課題を多角的に検討・整理するとともに、新規施設の整備にあたっては、先に整理した「4つの基本方針」を踏まえ、計画的かつ円滑な事業の推進につなげることを基本とします。

ここでは「市内全域において市民が等しくスポーツ活動を楽しめる環境の実現」を目指し、新規スポーツ施設の整備に係る個別事業として、次の3つの事業を計上します。

(1) 東部総合公園整備事業

東部総合公園については、「（仮称）平出町トランジットセンターゾーン整備基本方針」（令和2年8月策定）に基づき、本市初となるPark-PFI（公募設置管理制度）を活用し、これまで整備に取り組んできたところであり、ライトライン平石停留場直結の公園として、国内外の大会にも対応可能なスケートパークをはじめ、BMX、3X3など、アーバンスポーツを楽しむことができる施設として、令和8年3月28日に供用を開始します。

東部総合公園における4つの基本方針を踏まえた対応

【方針①】市内全域において市民が等しくスポーツ活動を楽しめる環境の実現	・園内入口のスロープ ・点字ブロック ・屋根付き園路 ・バリアフリートイレ ・ベビールーム など
【方針②】継続的かつ合理的なスポーツ環境の実現	・ZEB Readyの実現 ・宇都宮ライトパワーからの電力調達 ・太陽光パネル ・蓄電池 ・照明のLED化 ・ソーラー外灯 ・節水型便器 など
【方針③】安全・安心なスポーツ環境の実現と利用者の利便性向上の実現	・スケートパーク及び多目的広場への屋根設置 ・屋外ミストシャワー ・水飲み場 ・ポップジェット噴水 ・空調設備 ・防犯カメラ ・AED ・四阿 ・災害用トイレ ・かまどベンチ など
【方針④】市の魅力・活力づくりに資するスポーツ環境の実現	・スケートパーク：屋根の設置、国内外の大会開催が可能なコース ・BMXパーク：初・中級者向けアマチュア大会開催が可能なコース

東部総合公園 全体イメージ図



東部総合公園(スケートパーク, BMXパーク, 多目的広場, 芝生広場)



<取組内容>

- 東部総合公園を令和8年3月28日に供用開始する。

(2)北西部地域体育施設整備事業

「北西部地域体育施設整備基本方針」(平成30年3月策定)及び「北西部地域体育施設整備基本計画」(令和4年3月策定)に基づき、北西部地域に生涯スポーツの受け皿となる地域体育施設を整備することとし、令和7年度には、実施設計に取り組むほか用地取得を完了し、一部造成工事にも着手しています。引き続き、令和9年度中の供用開始に向け、計画的な事業の推進に取り組みます。

北西部地域体育施設における4つの基本方針を踏まえた対応

【方針①】市内全域において市民が等しくスポーツ活動を楽しめる環境の実現	・園内入口のスロープ ・エレベーター ・ベビールーム	・屋根付き園路 ・多目的トイレ ・キッズコーナー	・点字ブロック ・多目的更衣室 ・呼び出し設備 など
【方針②】継続的かつ合理的なスポーツ環境の実現	・Nearly ZEBの実現 ・ソーラー外灯	・太陽光パネル ・エネルギー表示パネル	・照明のLED化 ・雨水の活用 など
【方針③】安全・安心なスポーツ環境の実現と利用者の利便性向上の実現	・屋根付きベンチ ・防犯カメラ	・水飲み場 ・AED など	・輻射方式の空調
【方針④】市の魅力・活力づくりに資するスポーツ環境の実現	・BMXレースダートコース:国内大会が開催可能なコース		

<取組内容>

➤ 令和9年度中の供用開始に向け、北西部地域体育施設の計画的な整備に取り組む。

(3)屋内プール整備事業

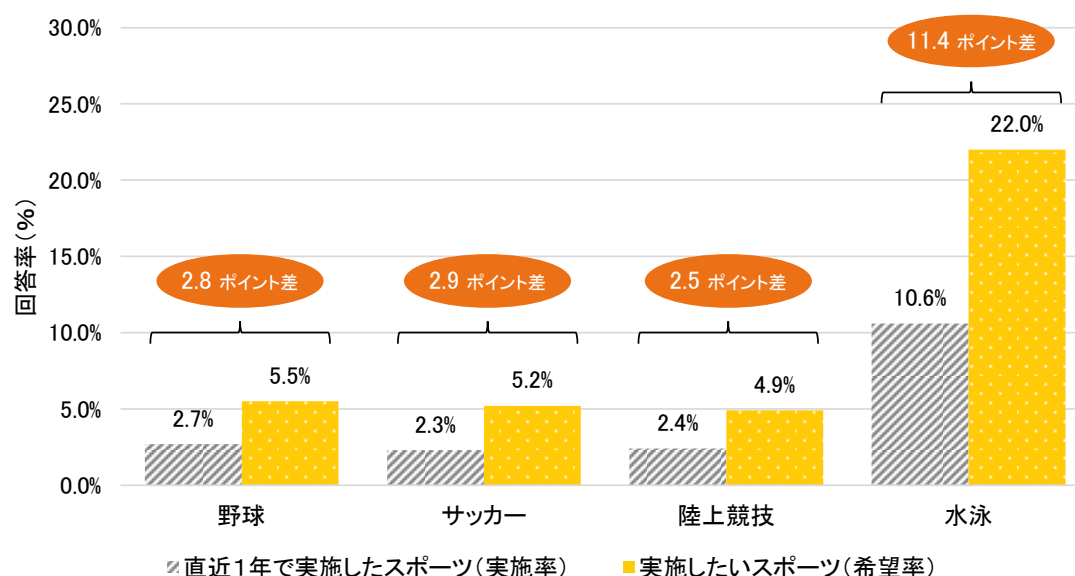
環境型アプローチによる現状分析(第2章)などを踏まえ、屋内プールの整備事業を計上します。

【ニーズの観点】

『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』の策定の中で実施した市民アンケート結果から、「直近1年で実施したスポーツ」は、野球2.7%、サッカー2.3%、陸上競技2.4%、水泳10.6%となっており、「実施したいスポーツ」は、野球5.5%、サッカー5.2%、陸上競技4.9%、水泳22.0%となっており、ともに水泳が最も高くなりました。

また「直近1年で実施したスポーツ」及び「実施したいスポーツ」の差を比較すると、野球は2.9ポイント、サッカーは2.9ポイント、陸上競技は2.4ポイント、水泳は11.4ポイントとなっており、水泳は3.9～4.8倍の差があることから、第2章(14ページ～15ページ)において分析した通り、水泳は市民が実施をしたいと思っている一方で、実施ができていないスポーツであると言えます。

【本市】「直近1年で実施したスポーツ(実施率)」及び「実施したいスポーツ(希望率)」
(令和6年度, %, ポイント)



・実施率と希望率のポイント差が大きいほど、希望を満たせていないことになる。

出典:『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』(令和7年3月)

次に、「実施したいスポーツ」として野球、サッカー、陸上競技、プールを回答した方の内訳を性別・年齢別に見ると、野球及びサッカーについては、世代や性別によるばらつきが大きく、特定の年齢層では希望者がほとんど見られない状況となっています。具体的に、野球では60歳代～70歳代の女性において回答者がゼロ、サッカーにおいては60歳代男性、20歳代・70歳代女性で回答者がゼロとなっています。また、陸上競技については、希望者が全世代にわたって一定数存在しているものの、合計は28人と限定的であり、性別で見ると、女性のニーズは全世代で低い状況となっています。

一方、水泳については、男性・女性いずれの性別においても、20代から70代まで幅広い年齢層で実施希望があり、性別・年齢を問わず幅広い層にニーズがあることから、プールは市民のスポーツニーズに応えることができる施設であると言えます。

「実施したいスポーツ」として野球・サッカー・陸上競技・水泳を選択した回答者の属性の内訳

		野球	サッカー	水泳	陸上競技
男性	20歳代男性	2	1	5	6
	30歳代男性	2	3	9	4
	40歳代男性	3	5	9	1
	50歳代男性	4	3	15	5
	60歳代男性	1	0	7	1
	70歳代男性	3	2	11	3
女性	20歳代女性	1	0	5	1
	30歳代女性	1	2	9	1
	40歳代女性	3	6	17	1
	50歳代女性	1	3	19	2
	60歳代女性	0	1	14	1
	70歳代女性	0	0	6	2
全体人数		21	26	126	28
備考		全体的にニーズの絶対数が極めて低く、60代から70代女性はニーズ無	全体的にニーズの絶対数が低く、60代男性、20代・70代女性はニーズ無	全世代からニーズがあり、希望者の絶対数も多い状況	全体的にニーズの絶対数が低く、女性ニーズは全世代で極めて低

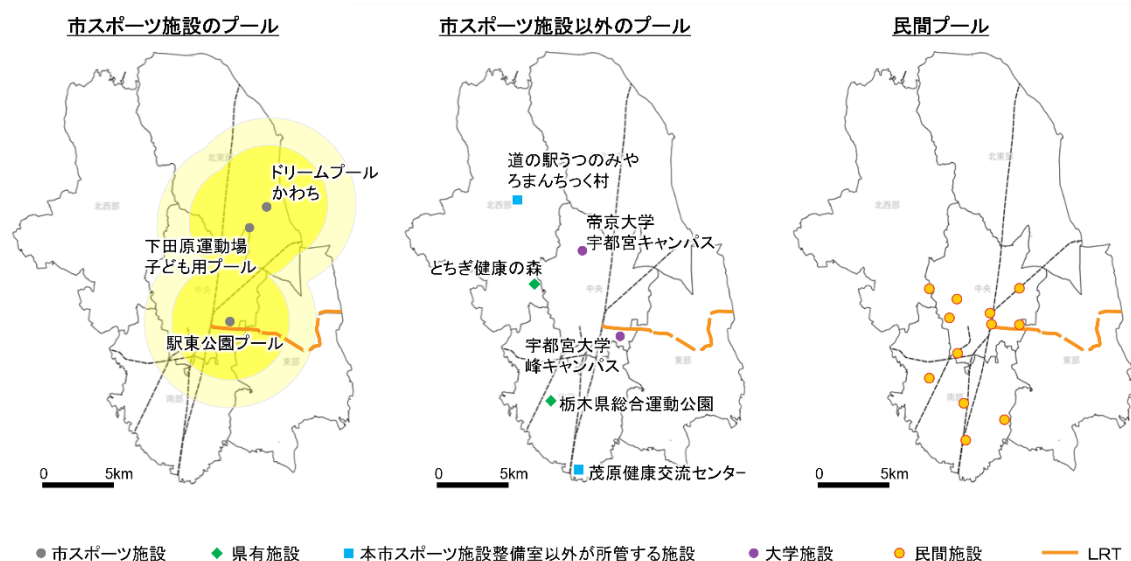
出典:『第2次宇都宮市スポーツ推進計画』(令和7年3月)

【配置等の観点】

次に、市スポーツ施設のプールの整備状況としては、駅東公園プール(屋外)、下田原運動場子ども用プール(屋外)、ドリームプールかわち(屋内)の3施設があるものの、施設数やカバーエリアの観点からプールが不足している状況にあります。

また、市スポーツ施設以外のプールの配置状況をみると、「県有施設」・「大学施設」・「市スポーツ施設以外の市有施設」のいずれも東部にプールがない状況にあることが分かります。

市スポーツ施設・市スポーツ施設以外・民間等のプールの配置状況



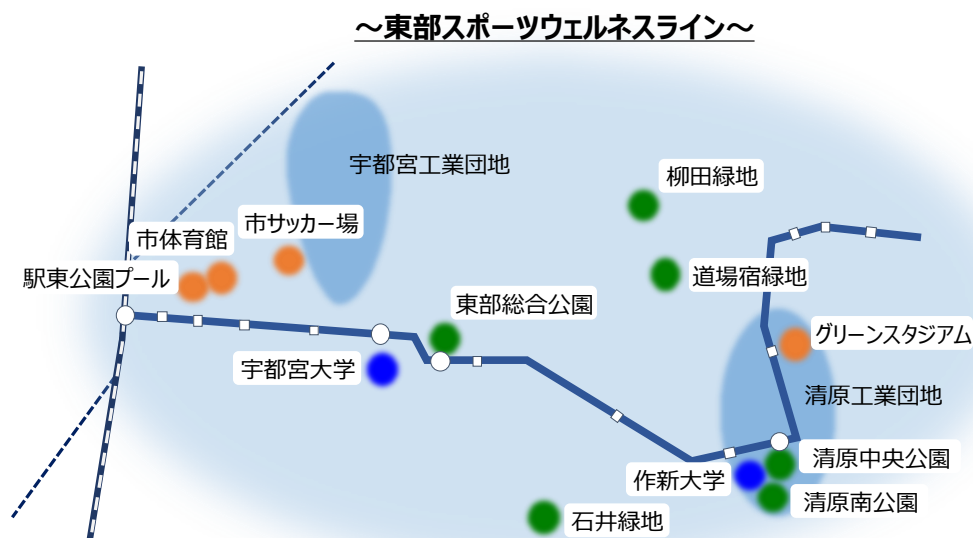
市スポーツ施設以外のプールの配置状況

施設の分類	中央	東部	南部	北東部	北西部
県有施設	—	—	1カ所	—	1カ所
大学施設	2カ所	—	—	—	1カ所
市スポーツ施設以外の市有施設	—	—	1カ所	1カ所	—
箇所数合計	2カ所	—	2カ所	1カ所	2カ所

【その他の観点】

駅東公園プールについては、築51年が経過しているため、老朽化への対応が必要となっており、また、計画型アプローチにおける『スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン』（第2章）に基づき、東部スポーツウェルネスラインの更なる深化を図っていくことが求められています。

一方、学校の水泳授業の観点からは、学校プールの老朽化や児童生徒数の減少を踏まえ、民間プールを活用した水泳授業の実施の検討が進んでいく状況にある中、東部エリアを含め、学校の近隣に受け入れ可能な施設が存在しないエリアがあることから、プールの整備に取り組む必要性が生じています。



＜取組内容＞

- 屋内プールの整備に取り組む。
- 屋内プールについては、まずは東部エリアへの整備を進め、市民利用と学校利用の双方に対応できるよう、必要な規模や機能等を整理する。
- その他地域においても、市民と学校の双方が利用できる屋内プールの整備について、公有地の活用やプールの配置バランス、アクセス性などを踏まえながら検討する。

3-2 【施策2】「維持」施設の修繕・改修

拠点・準拠点施設及びスポーツ施設の分類の結果、「維持」となった施設については、計画的な修繕や改修を行い、施設をより長く利用できるようにしていく必要があります。本市『宇都宮市公共施設等総合管理計画』においても、公共建築物の長寿命化の推進を図るため、施設の特性などを踏まえながら、予防保全や事後保全に効果的に取り組むこととしていることから、ここではスポーツ施設のうち、維持施設に対する修繕・改修の考え方及び個別施設の取組について計上します。

(1) 維持施設における修繕・改修の優先化・重点化

予防保全は、屋根や外壁、電力・発電設備、空調や給排水設備など、建築・電気・機械を対象に、耐用年数や性能低下の状況を踏まえ、劣化や故障が顕在化する前に、計画的な点検・更新・大規模修繕を行うものです。予防保全により、施設における突発的な不具合の発生や、それに伴う施設の利用制限・休館等を未然に防ぐことができ、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減や安定的な施設稼働の確保を図ることができます。

事後保全は、不具合や故障が生じた際に修繕を行い、機能・性能を所定の状態にまで回復させることです。事後保全により、利用者の安全確保や競技への影響などを踏まえながら、事後保全に取り組むことにより、施設の維持・継続を図ることができます。

維持施設一覧(26施設)

スポーツ施設 拠点施設(8施設)	スポーツ施設 準拠点施設(9施設)	スポーツ施設(9施設)
市体育館	明保野体育館	清原南公園野球場
清原体育館	雀宮体育館	古田運動場
清原中央公園	上河内体育館	下田原運動場
河内総合運動公園	河内体育館	雀宮体育館屋外施設
屋板運動場	宮原運動公園	陽南第一公園
市スケートセンター	駒生運動公園野球場	錦中央公園
東部総合公園	市サッカー場	豊郷台グラウンド
北西部地域体育施設※	ドリームプールかわち	東谷運動場
	市弓道場	城南グラウンド

※ 整備中の施設

＜維持施設に対する修繕・改修の考え方＞

- 拠点・準拠点施設も含めた維持施設について、重要性や緊急性を判断し、優先順位を見定めながら、予防保全や事後保全に取り組み、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減、安定的な施設稼働の確保や施設維持を図る。

(2)個別施設の修繕・改修の推進

ここでは拠点施設・準拠点施設のうち、利用者の安全性確保の観点から、早急に修繕や改修等に取り組む2施設について計上します。

ア 清原球場(拠点施設)の修繕・保全

令和6～7年度に実施した修繕・保全方策検討の調査結果を踏まえ、引き続き、施設をより安全・安心に利用できるよう、清原球場の「躯体の外部に係る修繕工事」及び「躯体の内部に係る保全工事」に取り組みます。

清原球場における修繕・保全方策検討に関する調査結果及び対応の方針

対象箇所	調査の結果	対応の方針
躯体の外部	部分的なひび割れやコンクリートの剥離が発生していることが判明	外壁材の剥落、落下などを優先的に実施
躯体の内部	一部腐食やコンクリートの中性化が発生していることが判明	鉄筋への防錆剤等の実施、コンクリートへの表面塗装の実施

<取組内容>

- 修繕・保全方策検討調査結果を踏まえ、計画的な清原球場の修繕・保全に取り組む。

イ 上河内体育館(準拠点施設)空調設備設置等改修工事

近年の酷暑化に伴い、スポーツ施設においては、熱中症対策への取組が重要となっており、本市においてはこれまで計画的な空調設備の設置に取り組んできたところです。現在、体育館の中で唯一空調が未設置となっている上河内体育館について、空調設備の設置に取り組むとともに、合わせて照明のLED化やトイレ洋式化工事などを実施し、利用者の利便性向上につなげていきます。

<取組内容>

- 上河内体育館において空調設備を設置するほか、照明のLED化やトイレ洋式化工事などに取り組む。

3-3 【施策3】「見直し検討」施設の対応

スポーツ施設の分類において「利用」・「安全」・「コスト」の3つの観点に基づき評価を行った結果、「見直し検討」となった施設については、今後の施設の方向性を明らかにして、スポーツ施設におけるストック最適化を実現していく必要があります。

そのためここでは、見直し検討施設における「施設の方向性」を計上するとともに、施設の方向性を明らかにするための「個別分析の観点」について計上します。

(1) 見直し検討施設の方向性

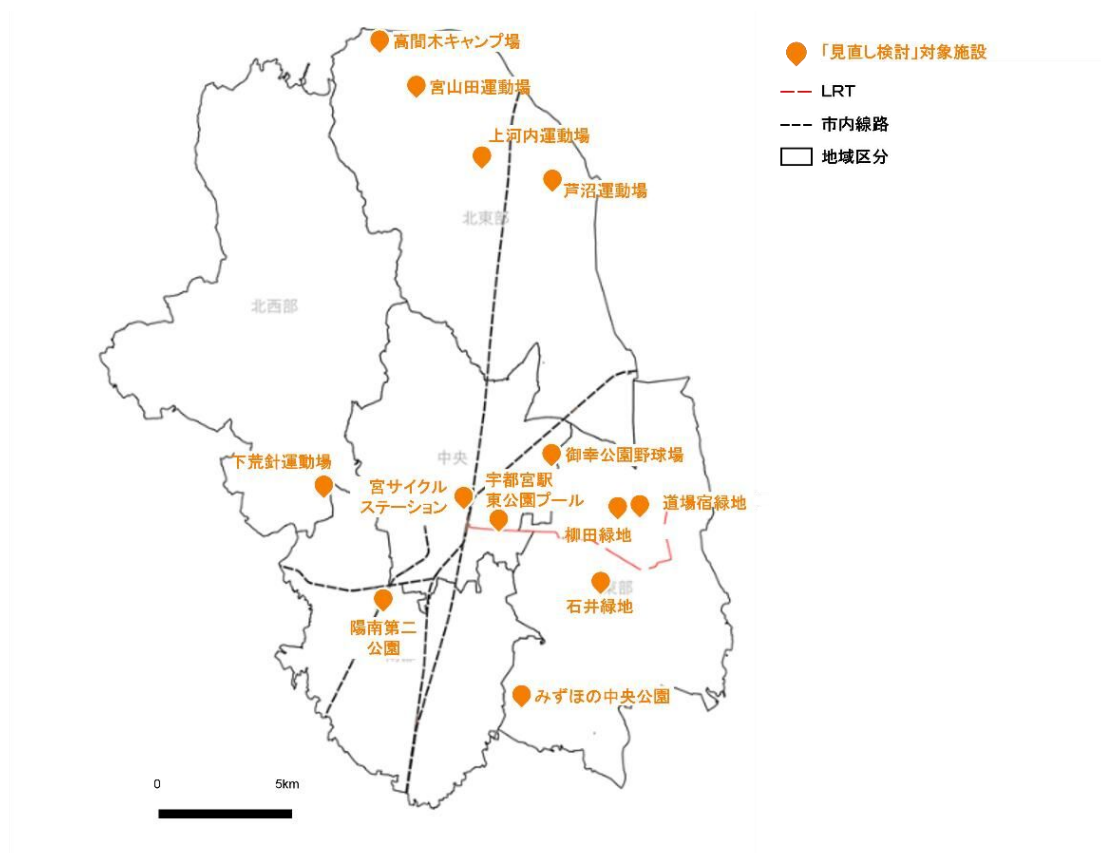
利用者数や維持管理コストの多寡、ハザードの指定の状況などを踏まえ、スポーツ施設の分類を行った結果、「見直し検討」となった施設は、下表の13施設となりました。

13施設の中には、第2章の環境型アプローチにおいて言及した災害被害を受けている運動場をはじめ、比較型アプローチにおいて明らかとなった本市に野球場が多い現状などに対しても、見直し検討ができるよう、緑地や野球場の施設が含まれています。

「見直し検討」施設の一覧

施設名	地域	施設内の競技機能
御幸公園野球場	中央	野球場・ソフトボール場
駅東公園プール	中央	プール
宮サイクルステーション	中央	サイクルステーション
下荒針運動場	北西部	(地域管理施設)
上河内運動場	北東部	野球場・ソフトボール場、庭球場
宮山田運動場	北東部	野球場・ソフトボール場、競技場・サッカー場
芦沼運動場	北東部	野球場・ソフトボール場、競技場・サッカー場
高間木キャンプ場	北東部	キャンプ場
陽南第二公園	南部	ゲートボール場
みずほの中央公園	東部	野球場・ソフトボール場、ゲートボール場、アーチェリー場
石井緑地	東部	野球場・ソフトボール場、競技場・サッカー場
柳田緑地	東部	野球場・ソフトボール場、競技場・サッカー場
道場宿緑地	東部	野球場・ソフトボール場、ゲートボール場

「見直し検討」施設の配置状況

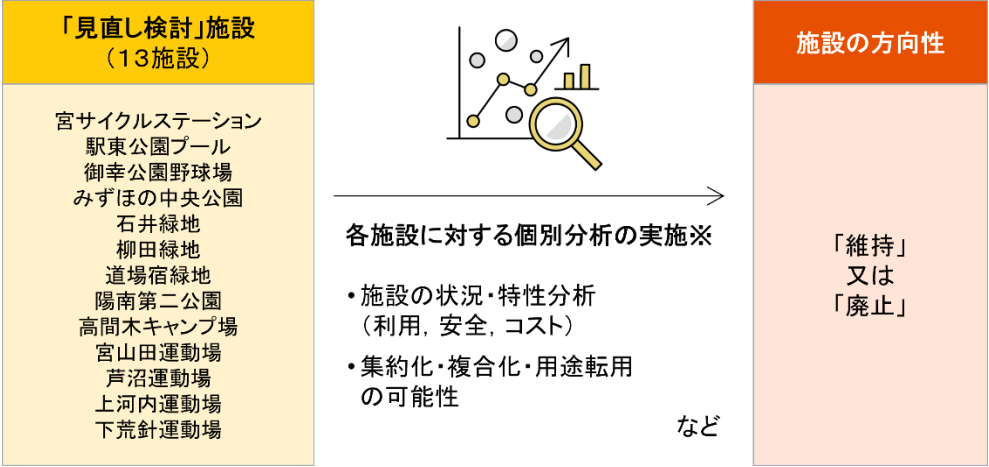


見直し検討施設については、「施設の方向性」を明らかにしていく必要がある中、スポーツ庁の『スポーツ施設のストック適正化ガイドライン』を踏まえると、施設の方向性は、「維持」又は「廃止」の2つに大別することができます。

まず、「維持」については、現状通り施設・機能を継続するほか、集約化や複合化をして施設を維持するパターン、用途転用を行った上で施設を維持するパターンが想定されます。また、「廃止」においては、現行の施設を単に廃止するほか、別施設へ集約・複合させたうえで施設を廃止するパターンも考えられます。

見直し検討施設については、集約化や複合化・用途転用の検討も行いながら、最終的には「維持」又は「廃止」のいずれかの方向性に整理することとします。

見直し検討施設における検討の進め方



※個別分析の詳細については後段「(2) 見直し検討施設に対する個別分析」にて説明

施設の見直しの方向性

施設の方向性		内容	
維持	現状維持	既存施設・機能をそのまま継続する	 ✔ 現状継続 スポーツ施設A
	集約化 (受入側)	他のスポーツ施設の機能を集約する	 スポーツ施設Bを スポーツ施設Aへ集約  スポーツ施設A スポーツ施設B
	複合化 (受入側)	スポーツ施設以外の施設を複合する	 公共施設Cを スポーツ施設Aへ複合  スポーツ施設A 公共施設C (例: 学校, 公民館等)
	用途転用	他のスポーツ機能に転用する	 ビフォー 機能X (スポーツ) ➡ アフター 機能Y (スポーツ) スポーツ施設A
廃止	集約化 (出す側)	他のスポーツ施設へ機能を集約する	 スポーツ施設Aを スポーツ施設Bへ集約  スポーツ施設A スポーツ施設B
	複合化 (出す側)	スポーツ施設以外へ複合する	 スポーツ施設Aを 公共施設Cへ複合  スポーツ施設A 公共施設C (例: 学校, 公民館等)
	廃止 (機能)	スポーツ機能以外の施設として利用する	 ビフォー 機能X (スポーツ) ➡ アフター 機能Z (スポーツ以外) スポーツ施設A 公共施設C
	廃止 (機能・施設)	施設を解体し廃止する	 解体・撤去 スポーツ施設A

(2) 見直し検討施設に対する個別分析

見直し検討施設について、「維持」又は「廃止」のいずれかの方向性を整理するにあたっては、施設ごとに詳細な個別分析を行う必要があります。

個別分析においては、まず施設の状況や特性をしっかりと分析できるよう、「利用」・「安全」・「コスト」の3つの観点について、更なる深度化を行う必要があります。具体的に、「利用の観点」では、単なる施設利用者の人数ではなく、利用者の属性や利用目的・利用時期・頻度がどのようになっているか、「安全の観点」では、施設が周辺に及ぼしている影響や事故の発生状況など、「コストの観点」では、その施設固有に発生している経費（植栽維持・剪定費用、遊具の更新・点検費用等）など、それぞれの施設に対して、詳細な状況や特性を分析します。

また、3つの観点を深度化のほかにも、集約化や複合化・用途転用の可能性についても同時に検討する必要があるため、「集約化の観点」では、代替施設があるかどうかや集約した場合に利用者ニーズを満たせるかなど、「複合化の観点」では、周辺における公共施設の改築等に係る計画の有無など、「用途転用の観点」では他のスポーツの機能やスポーツ以外の機能に対する強いニーズなどを整理する必要があります。

これらの個別分析内容を総合的に判断しながら、当該施設として現行のまま維持していくべきなのか、集約化を図り維持していくべきなのか、複合化をして廃止すべきのかなど、施設の方向性についての結論を出していきます。

スポーツ施設における個別分析においては、定量的に判断できるものばかりでなく、また、検討内容は複雑多岐にわたるため、定性的な評価も含め、総合的に判断していく必要があります。

見直し検討施設に対する個別分析の項目及び具体的な検討内容例

項目の分類(例)	項目(例)	具体的な検討内容(例)
施設の状況・特性	利用	利用者属性, 利用目的, 利用時期, 利用頻度(定期・不定期) など
	安全	施設が周辺に及ぼす影響(音・光など), 無人施設における事故発生状況・無許可での施設利用状況 など
	コスト	遊具や植栽の管理状況, 不陸対応や工作物撤去状況, 災害被害の復旧対応状況, 不法投棄対応状況 など
	その他観点	交通アクセス, 施設分布や利用圏域, 地価など
集約化・複合化・用途転用の可能性	集約化	代替施設の有無, 施設の管理費用の効率性, 集約した場合の利用者ニーズの充足度 など
	複合化	代替施設の有無, 施設の管理費用の効率性, 周辺における公共施設の改築等の計画有無 など
	用途転用	施設の利用ニーズの有無, 他スポーツ施設機能やスポーツ施設以外の機能に対する強い要請 など

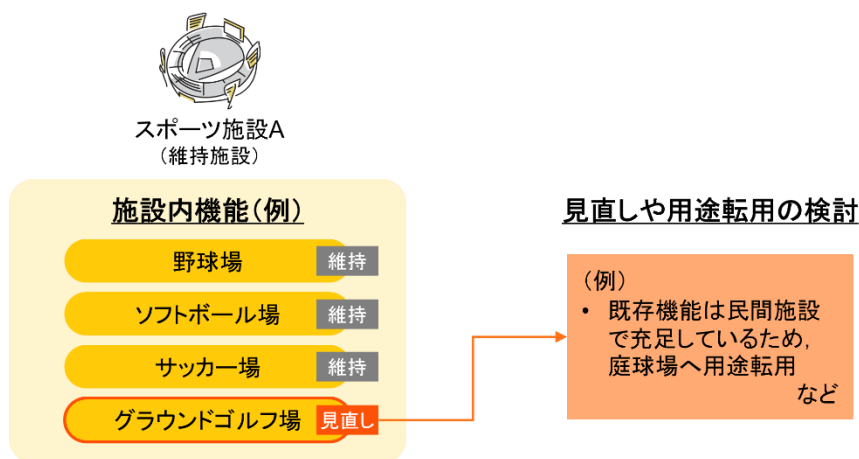
<取組内容>

- 「見直し検討」対象となった施設については、今後、施設ごとのより詳細な個別分析などを行い、具体的な施設の方向性を整理し、施設の見直しに取り組む。
- より詳細な個別分析については、3つの観点(利用・安全・コスト)のさらなる検討の深度化に加え、代替施設の有無や土地活用の観点における検討などを行い、最適な施設の方向性を総合的に判断する。

(3)その他(施設の機能)の検討

本市スポーツ施設には、駒生運動公園野球場のように1つの競技に特化している施設もあれば、下田原運動場のように、野球場・庭球場・弓道場・卓球場など複数の競技機能を持つ施設もあります。スポーツ施設の分類の結果、「維持」となった施設の内、複数の競技機能を有する施設については、公共と民間の役割分担や施設の利用状況などを踏まえながら、施設内における機能の一部については、見直しや用途転用などを検討します。

施設内における一部機能の見直しのイメージ



<例示>

トレーニング室・ゲートボール場の利用状況と見直しの方向性の例

機能	現状	見直しの方向性(例)
トレーニング室	市内のスポーツジムの増加を背景に、民間スポーツ施設の利用状況では、トレーニング室利用が高まりを見せている。	周辺に代替する施設が充実している場合は、別の競技種目ができるように見直す など
ゲートボール場	過去10年に年1回以上実施されている団体競技ランキングにおいて、ゲートボールの平均実施率は相対的に低い状況にある。	他の競技種目に比べて利用者が少ない場合には、別の競技種目ができるように見直す など

<取組内容>

- スポーツ施設の分類の結果「維持」となった施設についても、公共と民間の役割分担や施設の利用状況を踏まえ、施設内における一部の機能については、見直しや機能転換などを図る。

3-4 【施策4】効率的・効果的な施設運用の推進

施策1から施策3まではハードの観点による各取組を計上してきましたが、市民のスポーツ機会の確保やスポーツ施設の利便性向上を図るため、ここではハード整備以外のソフト的な観点からの取組について計上します。

(1)安全・安心なスポーツ環境への対応

ア 防犯カメラの設置の推進

スポーツ施設は、子どもから大人まで多様な世代が利用しており、各種スポーツ教室やイベント等も実施するなど、不特定多数の方々が出入り可能な施設という特性があります。そのためスポーツ施設においては、施設職員による人の目の防犯を行っていますが、年間数件程度の事件・事故が発生していることから、これまでもスポーツ施設への防犯カメラの設置を行ってきたところです。

今後も、利用者の安全確保や犯罪・事件等の抑制・未然防止を図るため、設置の必要性が高いスポーツ施設への防犯カメラの設置に取り組みます。

<取組内容>

- 利用者の安全確保や犯罪・事件等の抑制・未然防止を図るため、防犯カメラの効果的な設置に取り組む。

イ AEDの設置の推進

スポーツ施設においては、激しい運動による心停止のリスクや酷暑化の影響による熱中症・体調急変のリスクがあることから、スポーツ施設におけるAEDの重要性は大きく、これまでも管理事務所のあるスポーツ施設へのAEDの設置に取り組んできたところです。

今後は、管理者が常駐しない屋外スポーツ施設について、施設の利用状況や周辺施設におけるAEDの設置状況などを踏まえるとともに、AEDの管理方法や設置していく施設の優先順位などを整理し、AEDの設置に取り組みます。

AEDの設置・運用等における留意ポイント

設置場所に関するポイント	・利用者の動線等を考慮し、視覚性・利用性を確保
維持・運用体制に関するポイント	・点検・消耗品管理の徹底や定期的なAEDの交換体制 ・故障時や使用後に迅速に対応できる連絡体制 ・施設管理者のAED研修受講や消防と連携した訓練強化
周知・啓発等に関するポイント	・AED設備についての周知と利用マナーの啓発促進 ・多様な利用者を想定した多言語表示等

<取組内容>

- 管理者が常駐しない屋外スポーツ施設について、優先順位を整理した上で、AEDの設置に取り組む。

(2)施設の開場時間の見直し

近年の酷暑化に伴い、日中、屋外でのスポーツ活動が厳しさを増す中、第2章「スポーツ活動を取り巻く社会環境の変化(環境型アプローチ)」の分析においても、屋外スポーツ施設では夏季に稼働率が低下する傾向にあることが分かっています。日差しを避けることができる屋根の設置など、ハード的な対応は施設の耐荷重や費用などの点から対応が困難な場合もあることから、ハード以外の取組によって、市民のスポーツ活動機会を確保することができるよう、ソフト的な取組として施設の開場時間の見直しを検討します。

ア 屋外スポーツ施設

屋外のスポーツ施設については、夏の酷暑化に伴い、競技日数や競技時間に影響が及んでいることから、清原中央公園など夜間照明を設置している施設については、市民のニーズや施設の利用状況・周辺住民への影響なども踏まえながら、冬場の開場時間の拡大の検討に取り組みます。

<取組内容>

- 夜間照明を設置している施設について、冬場の開場時間の拡大の検討に取り組む。

イ 屋内スポーツ施設

屋内のスポーツ施設は、夏の暑さの影響を受けにくく、かつ多種目の競技を実施できることから、市民のニーズや施設の利用状況なども踏まえながら、日曜日・祝日の開場時間の拡大の検討に取り組みます。

<取組内容>

- 屋内スポーツ施設について、日曜日・祝日の開場時間の拡大の検討に取り組む。

(3)DX化の推進

スポーツ施設の利用時は、施設の予約から利用料金の支払い、利用する諸室の鍵の受け渡しやアンケートの回答などが必要となります。スポーツ施設利用時における手続き等のデジタル化を推進することは、利用者・管理者の双方にとって効果的な取組となることから、スポーツ施設におけるDX化を推進します。

【検討する取組例】

<公共施設予約システム>

公共施設予約システムは、利用者がいつでもどこでもスポーツ施設の空き状況の確認や、予約の申込・利用料の支払ができるため、利用にとって利便性が高いシステムであり、これまでスポーツ施設においては24施設に公共施設予約システムを導入しています(ただし、個人利用の施設など、公共施設予約システムの導入が馴染まない12施設は対象外)。

今後も、体育館や運動公園などに公共施設予約システムの導入を検討していくことは有効な取組となります。

- 導入を検討する施設：みずほの中央公園、御幸公園野球場、北西部地域体育施設などの新規整備施設

＜キャッシュレス＞

スポーツ施設の利用料金の支払いにあたり、キャッシュレスは、利用者が現金を持ち歩かずとも日常的に携帯しているスマートフォンなどで決済が可能となり、また支払い時における現金の授受から生じる混雑も緩和できるなど、利用者の利便性向上につながるものであり、施設管理者にとっても受付業務の効率化などのメリットもあるため、これまで有料施設31施設においてキャッシュレスを導入しています(ただし、無料施設は対象外)。

今後も、スポーツ施設においてキャッシュレス導入を検討していくことは有効な取組となります。

➤ 導入を検討する施設:北西部地域体育施設などの新規整備施設

＜施設利用者アンケートのデジタル化＞

スポーツ施設においては、現在、施設利用者アンケートを紙面で実施していることから、QRコード読み取りによるアンケート形式などにすることで、利用者の手間や負担の軽減を図ることができるとともに、アンケート集計の作業の効率化も期待できるなど、利用者アンケートのデジタル化を検討していくことは有効な取組となります。

アンケートのデジタル化による一般的なメリット

施設利用者のメリット	施設管理者のメリット
- いつでも場所を問わず回答可能となることによる利便性の向上 - 記入時間の削減 - 提出の手間の軽減	- 回答率の向上 - 紙面回答のデータ入力作業の削減 - 詳細なニーズの把握 - ペーパーレス化による環境負荷の低減

＜デジタルサイネージを活用した情報発信＞

デジタルサイネージは、施設内における利用可能エリアや施設の混雑状況、施設内で実施するイベント情報をはじめ、災害時の緊急連絡など、施設の状況等に応じて、適時・的確に必要な情報を利用者へ発信することができます。そのため、一定程度の観客席を有し、大規模大会などが開催されるスポーツ施設での情報発信において、デジタルサイネージを活用していくことは有効な取組となります。

デジタルサイネージ活用による一般的なメリット

施設利用者のメリット	施設管理者のメリット
- 最新情報の即時把握 - 情報の視認性向上 - 多言語表示による外国人利用者の利便性向上 - 動画等による情報理解度の向上	- 掲示内容の即時更新による情報発信の迅速化 - 印刷物作成、張替作業削減による業務効率化 - より効果的な情報発信による施設利用促進 - 緊急時における注意喚起、誘導情報の一斉発信 - ペーパーレス化による環境負荷の低減

＜スマートロックの導入＞

スマートロックは、管理事務所での鍵の受け渡しや現地対応が不要となるだけでなく、不正利用の防止や、入退室の履歴記録による利用状況の追跡が可能となるなど、セキュリティの向上等の効果も期待できることから、他の自治体においては、トレーニングルームやスタジオ・プール等への入退場にスマートロックが導入されています。

本市スポーツ施設においても、スマートロックの導入を検討していくことは有効な取組となります。

スマートロック導入による一般的なメリット

施設利用者のメリット	施設管理者のメリット
・ 予約情報との連携による円滑な解錠 ・ 鍵受け渡しが無くなることによる利便性向上 ・ 非接触操作による衛生面での安心感 ・ 利用履歴確認による自己管理の容易化	・ 受付業務の削減による人件費負担の軽減 ・ 鍵管理業務の軽減 ・ 予約システムとの連動による運営効率化 ・ 利用状況データの取得による分析の高度化 ・ 不正利用防止によるセキュリティ強化

＜取組内容＞

- 公共施設予約システムやキャッシュレスをはじめ、施設利用者アンケートのデジタル化、デジタルサイネージを活用した情報発信、スマートロックの導入等の検討を行うなど、利用者の利便性向上や施設の管理・運営の効率化等を図るため、デジタル化の推進に取り組む。

(4)財源確保策の検討

本市スポーツ施設においては、施設の老朽化の進行等に伴い、維持管理費が年々増加しており、今後もその傾向が続くことが見込まれます。こうした状況の中、スポーツ施設が有する特性を最大限に活かしながら、施設自らが稼いでいくことも重要になることから、スポーツ施設における財源確保策を検討します。

【ネーミングライツの導入】

ネーミングライツは、企業や団体が施設の名称使用权を取得し、広告・ブランド価値を高める代わりに、当該施設の所有者へ対価を支払う仕組みであり、他の自治体においても積極的に導入されています。特にスポーツ施設では、試合や大会が数多く開催され、メディアへの露出機会も多いことから、企業名の認知向上やブランド訴求効果が高いため、企業や団体にとってネーミングライツは魅力的な仕組みと言えます。広告効果というネーミングライツの特性を踏まえると、導入に適した施設としては、観客席を備え、大会開催等により一定の集客が見込まれる施設が挙げられます。本市においては、こうした観点から、宇都宮市体育館や清原体育館などを対象に、ネーミングライツ導入に向けた検討に取り組めます。

ネーミングライツ導入による一般的なメリット

自治体	企業や団体
・ 行財政資源の有効活用 ・ 安定的な財源の確保 ・ 施設の魅力向上及び地域の活性化	・ 地域貢献によるイメージアップ(CSR) ・ 企業名の認知向上やブランド訴求効果

他自治体におけるネーミングライツ導入による財源確保の例

自治体	対象施設(ネーミングライツ名称)	ネーミングライツ料
京都市	西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場 (たけびしスタジアム京都)	10年間で4億円 (4,000万円/年 相当)
帯広市	帯広市総合体育館 (よつ葉アリーナ)	30年3か月間で2.3億円 (750万円/年 相当)
稲城市	稲城中央公園総合体育館 (野村不動産いなぎアリーナ)	4年間で800万円 (200万円/年 相当)

【デジタルサイネージ広告枠の活用】

デジタルサイネージについては、イベント情報や混雑状況などの情報発信のみならず、デジタル広告枠を導入することで、新たな歳入確保が期待できます。多くの観客等が来場するスポーツ施設への広告掲出は、広告主にとっても大きな宣伝効果が期待できるとともに、動画によるプロモーションや時間帯・曜日に応じた広告の切換えなど、広告主の多様なニーズにも対応が可能となり、広告枠の販売機会の最大化が期待できることから、スポーツ施設における歳入確保のひとつの取組として、デジタルサイネージを活用した情報発信と合わせて検討に取り組みます。

【広告施設の区画料金等の見直し】

現在、清原球場においては広告枠が10カ所設置されているものの、広告使用料の設定が市場のニーズとマッチしていない状況にあるため、広告区画料金等の見直しに取り組みます。

＜取組内容＞

- ネーミングライツの導入やデジタルサイネージ広告枠の活用、広告施設の区画料金等の見直しの検討など、スポーツ施設を活用した新たな財源確保策の検討に取り組む。

3-5 【施策5】賑わいの創出につながるスポーツ施設整備の推進

スポーツには、自らが主体となって取り組む「する」スポーツのほか、スポーツ施設において開催される大会やプロスポーツ競技を観戦する「みる」スポーツがあります。ここでは、みるスポーツを通して、多くの人が集まり・交流を生みだし、賑わいの創出につなげるためのスポーツ施設整備の推進に係る取組について計上します。

(1) プロスポーツの支援

プロスポーツチームによるハイレベルな競技は、高い注目度と集客力を有し、市民に夢や感動を与えてくれます。プロスポーツチームによる試合や大会では、国内外からの観戦客が数多く訪れ、交流人口の拡大や地域経済の活性化などの波及効果も期待されます。本市には、プロスポーツチームが4チーム(※)あり、これまでもプロスポーツチームの活動拠点である施設の環境向上などに取り組んできました。

今後も引き続き、本市をホームタウンとするプロスポーツチームの支援に取り組めます。

※栃木SC(サッカー)、宇都宮ブレックス(バスケットボール)、Astemo宇都宮ブリッツェン(自転車ロードレース)、ホンダヒート(ラグビー)



ア トップリーグに適応できる施設整備の支援

プロスポーツチームが試合を行う施設においては、各リーグが定める基準を満たすことが必要であり、本市はこれまで、Jリーグのライセンス基準を満たすための河内総合運動公園陸上競技場の西洋芝化や、Bプレミア基準に対応するための市体育館の改修(トイレ増設・スイートルームの設置等)を実施するなど、施設整備に取り組んできました。

今後も、市体育館におけるBプレミア基準を満たすバスケットゴールの導入や新たなゴールに対応するための床の補強工事など、トップリーグに適応できる施設整備の支援に取り組めます。

イ 賑わい創出に向けた施設整備の支援

スポーツを通じた賑わい創出に向け、他市においては、アリーナ(バスケットボール等)やボールパーク(野球)、スタジアム(サッカー等)などの整備が近年活発化している状況にあります。これらの施設では、競技を間近で体感できる臨場感あふれる空間づくりや、照明・映像・音響を活用した演出により、観戦そのものをエンターテインメントとして楽しむことができる点が特徴として挙げられます。

本市においても、プロスポーツチームによって検討されている新アリーナ整備に対する支援など、賑わい創出に向けた施設整備の支援に取り組めます。

ウ チームが活動しやすい施設利用の支援

プロスポーツチームは、本市のスポーツ施設を練習場として日常的に使用していることから、これまでも市サッカー場の人工芝化などに取り組んできました。今後も、チームが継続的に高いパフォーマンスを発揮し活躍できるよう、日頃から十分な練習が行える環境の確保に向けて、施設開場時間の拡大など、チームが活動しやすい施設利用の支援に取り組みます。

<取組内容>

- プロスポーツチームの活動を本市経済や地域の活性化・にぎわいの創出などにつなげるため、本市をホームタウンとするプロスポーツチームの支援に取り組む。

(2) 大会開催に適応できる施設整備の検討

大会・イベントを開催するスポーツ施設においては、円滑な競技運営・観戦環境が確保できるよう、主催者や競技団体等が求める基準に対応する必要があります。それらの対応においては、施設整備時の設計や工事に対応する常設的なものと、施設運営の中で対応する仮設的なものがあります。

常設的なものについては、大会開催を見据え、恒常的に整備するものが挙げられ、具体的には、常設の観客席やVIP席、選手控室、審判室などが挙げられます。また仮設的なものについては、大会の規模・内容等に応じて暫定的に対応する設備等が挙げられ、具体的には、仮設の観客席や記者席、既存諸室の用途変更による控室やロッカールームなどが挙げられます。

スポーツ大会・イベント開催時に必要となる常設的なものの例

カテゴリ	大会・イベント開催に必要なもの(例)
観戦・演出・発信機能	常設観客席、VIP席、車椅子席、音響設備、照明、放送用カメラ台、実況席など
運営・競技対応機能	選手控室、審判室、記録室、医務室、ロッカールーム、ウォームアップエリアなど
安全・アクセス機能	入退場ゲート、大型バス駐車場など

スポーツ大会・イベント開催時に必要となる仮設的なものの例

カテゴリ	大会・イベント開催に必要なもの(例)
観戦・演出・発信機能	・ 移動式・仮設式などによる対応 ➤ 観客席、記者席、受付・案内ブース、情報発信ブース、照明等
運営・競技対応機能	・ 既存諸室の一時的な用途変更や敷地内へのブース設置などによる対応 ➤ 競技スタッフ用控室、ロッカールーム、記録室等
安全・アクセス機能	・ ブース設置や什器などによる対応 ➤ 入退場管理、手荷物検査等 ・ 公共交通機関などによる対応 ➤ 臨時バスの手配、既存バスの増便等

スポーツ施設においては、「する」スポーツのみならず、「みる」スポーツを楽しみ、人々の交流が生まれ、集まる場となるよう、スポーツ大会の開催などに適応できる施設整備の検討にも取り組みます。また、東部総合公園や北西部地域体育施設の整備においては、計画や設計段階において、専門家・競技団体へのヒアリング、大会主催者との意見交換など実施しながら、大会の開催要件への適応や効率的な大会の開催を実現できる施設整備に取り組みます。

ア 東部総合公園整備事業(再掲)

東部総合公園内は、スケートパークやBMXパーク・屋根付き多目的広場を有しており、下表の通り、大会開催に適応できる整備に取り組んでいます。

東部総合公園における「大会開催に適応できる施設整備」への主な対応

機能	対応内容
スケートパーク	・ 停留場直結の国内外の大会にも対応できるスケートパーク（日本初／全天候型施設として日本有数の規模） ➢ スケートボード元日本代表監督の監修のもと、初心者から上級者まで、幅広い利用者層に対応したコース ➢ 大会時は仮設の観覧スペースとしても利用可能なフラットエリアを確保 ➢ 屋根の設置による雨天時でも利用可能な施設（足元まで覆うことができる膜カーテンによる雨の吹込み防止、冬の防寒対策、砂埃の侵入防止など高い快適性）
BMXパーク	・ 初級者から中級者を主たる対象としつつ、上級者のトレーニング利用、大会利用も想定したBMXフリースタイルパーク ➢ セクションの表面材に公式大会にも使用される耐久性と滑定性に優れた専用素材を採用
屋根付き多目的広場	・ 3X3をはじめとする多種多様なスポーツやイベント等への対応が可能な多目的施設 ➢ 多彩なイベント利用への対応を可能とする、常設200インチ大型モニターの設置 ➢ 足元まで覆う膜カーテン設置による雨の吹込み防止、冬季防寒対策、砂埃侵入防止等を含む高い快適性の確保 ➢ 床材は安定したコンディションでスポーツを楽しめるよう、競技面にハードコートを採用 ➢ スポーツ以外の様々な用途にも使いやすいう、一部アスファルト舗装の構成

イ 北西部地域体育施設整備事業(再掲)

北西部地域体育施設については、本市初となるBMXコースを整備予定であり、下表の通り、大会開催に適応できる整備に取り組んでいます。

北西部地域体育施設における「大会開催に適応できる施設整備」への主な対応

機能	対応内容
BMXレース ダートコース	・ BMXトラックガイドに基づいたコース ➢ W型のコース形状、スタート台の高さ、他市と異なる仕様のバンプ形状

<取組内容>

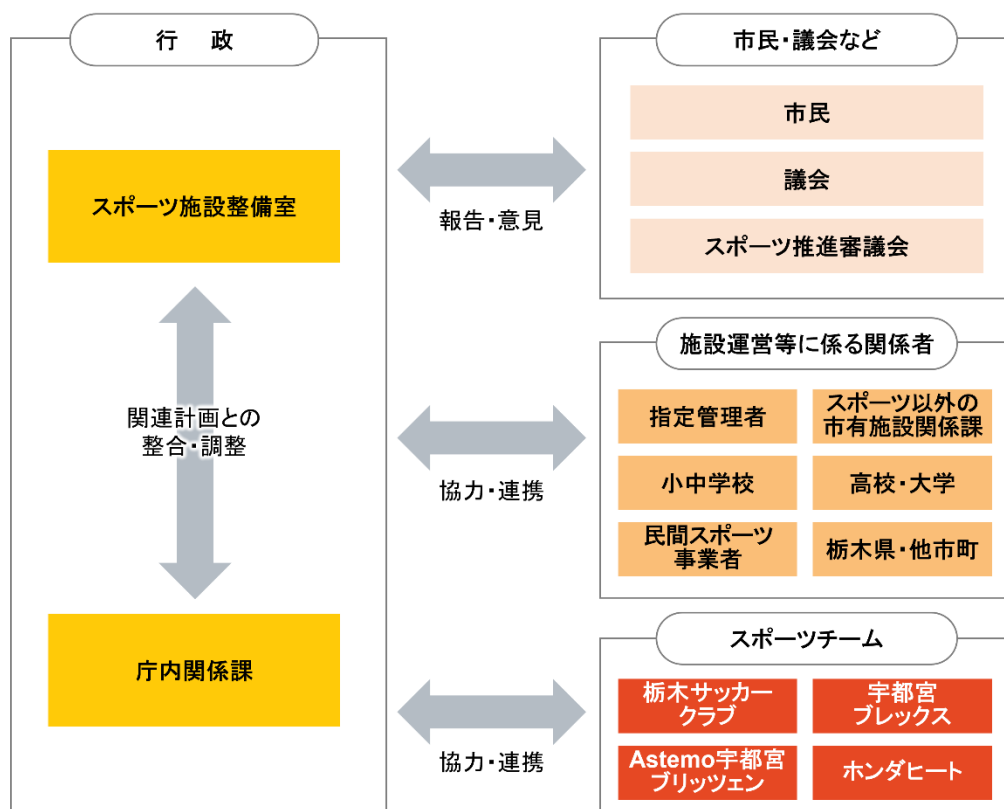
- 「する」スポーツのみならず、「みる」スポーツを楽しみ、人々の交流が生まれ、集まる場となるよう、スポーツ大会の開催などに適応できる施設整備の検討に取り組む。
- 東部総合公園及び北西部地域体育施設については、施設整備の計画や設計段階において、大会の開催要件への適応や効率的な大会の開催を実現できる施設整備に取り組む。

第5章 計画の推進体制等

1 計画の推進体制

本計画において計上した各施策を着実に実現するため、各取組の推進にあたっては、関係機関やプロスポーツチームとの連携を図ります。

推進体制のイメージ



2 多様な手法を活用したスポーツ環境の確保

限られた財政の中で、計上した施策を効果的・効率的に実現していくため、スポーツ環境の確保に向けては、多様な整備手法や補助金の活用を図ることが重要となります。

多様な整備手法については、県・市の共同整備をはじめ、市から県・民間への土地貸与などの手法が他自治体で実践されている(第2章)ことから、本市の施設整備に応じて、最適な手法を検討・選択していく必要があります。また、スポーツ施設の新設やストック最適化においては、最新の補助金の情報収集を行いながら、最大限補助金を効果的に活用できるよう十分に検討していく必要があります。

【再掲】他自治体における取組事例の一覧

事例ケース	具体的な連携ケース	事例における連携の内容
県・市連携ケース	県と市の共同整備	＜岩手県・盛岡市の事例＞既存の市営・県営野球場を集約化し、新たな野球場を整備した取組事例
	市から県への土地貸与	＜埼玉県・川口市の事例＞市が施設の再編に取り組む際に、余剰の土地を県へ無償貸与したことで、市有体育館と県有プールの合築整備を可能とした事例
市・民間連携ケース	市から民間への土地貸与	＜岩手県・北上市の事例＞市が土地を民間へ無償貸与し、民間が市の体育施設と民間収益施設等を合わせて整備・運営している事例
	民間施設の市利用枠購入	＜青森県・八戸市の事例＞八戸市がスポーツ施設を運営する民間事業者に年間約1億円の施設利用料を30年間に渡り支払い、当該期間において年間2,500時間の利用枠を借り受けている事例
市・学校連携ケース	小中学校プールの地域開放事例	＜茨城県鹿嶋市の事例＞市内5つの小中学校プールを集約し、学校プールとして整備を行い、市民も通年で利用できるようにした事例
	公共プールの学校開放事例	＜茨城県つくば市の事例＞老朽化した市内の小中学校プールを集約し、公共プールとして整備を行い、市民と小中学生が利用できるようにした事例

スポーツ施設の整備やストックの最適化に係る補助金等の一覧(令和7年度)

所管		財政支援名	財政支援の概要
分類	組織名		
国	文部科学省	学校施設環境改善交付金	- 学校体育施設や地域スポーツセンターの新改築、耐震化、空調整備、環境改善、再エネ整備等が対象 - 補助率は原則1/3(項目により1/2)
	スポーツ庁	スポーツコンプレックス推進事業 (まちづくり連携支援事業)	- スタジアム・アリーナ等を中心とした複合的まちづくり(スポーツコンプレックス)構想づくりを支援 - 上限1,500万円
	国土交通省	社会資本整備総合交付金	- 公園施設としてスタジアム・アリーナや園路、広場等を整備する場合の支援 - 交付対象経費に1/3(用地費)又は1/2(施設費)を乗じて得た額を支援
	内閣府	地域未来交付金 (地域未来推進型)	- 地域での魅力的なまちづくりや、日常生活に不可欠なサービスの提供に資する整備の支援 - 中枢中核都市は15億円を上限に補助率1/2
	総務省	公共施設等適正管理推進事業債	- 公共施設を統合・集約化する際に伴う撤去事業も対象に地方債を活用可能 - 充当率90%, 交付税措置50%により自治体の実質負担軽減を支援
独立行政法人	日本スポーツ振興センター	地域スポーツ施設整備助成(toto)	地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等の新設(増改設を含む)、改修又は改造を行う事業
その他	各自治体	地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)	企業版ふるさと納税により得られた歳入をスポーツ施設整備に活用するもの
	各都道府県	収益金充当事業 (宝くじ)	- 収益金充当事業として、スポーツ施設整備利用の実績あり 「県立体育館整備事業」(長崎県)、「スポーツ・レクリエーションゾーン整備事業」(相模原市)等